

令和 6 年 第 3 回

大崎町議会定例会会議録

開会 令和 6 年 9 月 4 日

閉会 令和 6 年 9 月 18 日

大 崎 町 議 会

令和6年第3回大崎町議会定例会

会 期

令和6年 9月 4日（水）から

15日間

令和6年 9月18日（水）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
4 日	水	10	第1日		会期の決定 諸般の報告 議案等上程
5 日	木	9		委員会	付託案件の審査
6 日	金				予 備
7 日	土				休 会
8 日	日				休 会
9 日	月				予 備
10 日	火				予 備
11 日	水	10	第2日		一 般 質 問
12 日	木				予 備
13 日	金	10	第3日		一 般 質 問
14 日	土				休 会
15 日	日				休 会
16 日	月				休 会
17 日	火				予 備
18 日	水	10	第4日		付託案件の審査報告

令和6年第3回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（9月4日）（水）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
神崎総務厚生常任委員長報告	5
鷺東文教経済常任委員長報告	7
6. 日程第4 行政報告	8
東町長報告	8
7. 日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて （令和6年度大崎町一般会計補正予算（第3号））	10
東町長提案理由報告	10
上橋総務課長	10
8. 日程第6 議案第29号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第4号）	11
東町長提案理由説明	12
上橋総務課長	12
鷺東慎一議員	16
東町長	16
竹本環境政策課長	17
鎌田商工観光課長	17
相星教委管理課長	17
鷺東慎一議員	17
鎌田商工観光課長	17
鷺東慎一議員	17
竹本環境政策課長	18
鷺東慎一議員	18
竹本環境政策課長	18
吉原信雄議員	18
東町長	19
9. 日程第7 議案第30号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	19

東町長提案理由説明	19
岩元保健福祉課長	19
10. 日程第 8 議案第 3 1 号 令和 6 年度大崎町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	20
東町長提案理由説明	20
本松水道課長	20
中山美幸議員	21
東町長	21
中山美幸議員	22
東町長	22
11. 日程第 9 議案第 3 2 号 令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	22
東町長提案理由説明	23
本松水道課長	23
12. 日程第 1 0 議案第 3 3 号 大崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	23
東町長提案理由説明	24
上橋総務課長	24
中山美幸議員	25
東町長	25
中山美幸議員	25
東町長	25
中山美幸議員	26
藤田香澄議員	26
東町長	26
上橋総務課長	26
13. 日程第 1 1 議案第 3 4 号 大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する 条例の制定について	27
東町長提案理由説明	27
上橋総務課長	28
14. 日程第 1 2 議案第 3 5 号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条 例の制定について	29
東町長提案理由説明	29
岩元保健福祉課長	29

15. 日程第 1 3 議案第 3 6 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更	
について	31
東町長提案理由説明	31
岩元保健福祉課長	31
16. 日程第 1 4 議案第 3 7 号 大崎町総合体育館大規模改修工事請負契約の	
締結について	32
東町長提案理由説明	32
上橋総務課長	33
草原正和議員	33
東町長	34
時見建設課長	34
吉原信雄議員	34
東町長	34
上橋総務課長	34
吉原信雄議員	34
中山美幸議員	34
時見建設課長	34
中山美幸議員	35
草原正和議員	35
鷺東慎一議員	35
宮本社会教育課長	35
鷺東慎一議員	36
千歳副町長	36
鷺東慎一議員	36
17. 散 会	37

第 2 号（9 月 1 1 日）（水）

1. 開 議	43
2. 日程第 1 会議録署名議員の指名	43
3. 日程第 2 一般質問	43
草原正和議員	43
東町長	43
草原正和議員	43
東町長	43

草原正和議員	44
東町長	44
草原正和議員	45
東町長	45
草原正和議員	45
東町長	45
草原正和議員	45
東町長	46
草原正和議員	46
東町長	46
草原正和議員	46
東町長	47
草原正和議員	47
東町長	47
草原正和議員	47
東町長	48
草原正和議員	48
東町長	48
草原正和議員	49
東町長	49
草原正和議員	49
東町長	50
千歳副町長	50
草原正和議員	50
穂園教育長	50
草原正和議員	50
穂園教育長	50
草原正和議員	51
穂園教育長	51
草原正和議員	52
穂園教育長	52
草原正和議員	53
穂園教育長	53
草原正和議員	53

穂園教育長	53
草原正和議員	54
穂園教育長	54
東町長	54
草原正和議員	54
穂園教育長	54
草原正和議員	55
穂園教育長	56
草原正和議員	56
穂園教育長	57
草原正和議員	57
穂園教育長	57
草原正和議員	58
穂園教育長	59
東町長	59
草原正和議員	60
東町長	60
草原正和議員	61
東町長	61
草原正和議員	61
東町長	61
草原正和議員	61
東町長	61
草原正和議員	62
東町長	62
本松水道課長	62
草原正和議員	62
東町長	63
草原正和議員	63
東町長	63
草原正和議員	63
東町長	63
草原正和議員	64
東町長	64

草原正和議員	64
東町長	64
草原正和議員	65
東町長	65
草原正和議員	65
東町長	65
草原正和議員	65
東町長	66
草原正和議員	66
4. 休 憩	66
吉原信雄議員	66
東町長	67
吉原信雄議員	67
東町長	67
吉原信雄議員	67
東町長	68
吉原信雄議員	68
東町長	68
吉原信雄議員	69
東町長	69
吉原信雄議員	70
東町長	70
吉原信雄議員	71
東町長	71
吉原信雄議員	71
東町長	72
吉原信雄議員	72
東町長	72
吉原信雄議員	73
東町長	73
吉原信雄議員	73
5. 休 憩	73
中山美幸議員	74
東町長	74

中山美幸議員	74
東町長	75
中山美幸議員	75
穂園教育長	75
相星教委管理課長	75
中山美幸議員	75
相星教委管理課長	75
中山美幸議員	76
相星教委管理課長	76
中山美幸議員	77
相星教委管理課長	77
中山美幸議員	77
東町長	78
中山美幸議員	78
東町長	79
相星教委管理課長	79
中山美幸議員	79
相星教委管理課長	79
中山美幸議員	79
東町長	80
中山美幸議員	80
相星教委管理課長	80
中山美幸議員	80
6. 休 憩	80
相星教委管理課長	80
中山美幸議員	80
相星教委管理課長	81
中山美幸議員	81
相星教委管理課長	81
中山美幸議員	81
東町長	81
中山美幸議員	81
相星教委管理課長	82
中山美幸議員	82

相星教委管理課長	82
中山美幸議員	82
東町長	82
中山美幸議員	83
東町長	83
中山美幸議員	84
東町長	84
中山美幸議員	84
東町長	85
中山美幸議員	85
東町長	86
中山美幸議員	86
東町長	86
中山美幸議員	87
7. 休 憩	87
稲留光晴議員	88
東町長	88
稲留光晴議員	88
東町長	89
稲留光晴議員	90
東町長	90
稲留光晴議員	90
竹本環境政策課長	90
稲留光晴議員	90
東町長	91
時見建設課長	91
稲留光晴議員	91
本松水道課長	91
稲留光晴議員	92
本松水道課長	92
稲留光晴議員	92
本松水道課長	92
稲留光晴議員	92
本松水道課長	92

稲留光晴議員	92
東町長	92
稲留光晴議員	93
東町長	93
稲留光晴議員	93
東町長	94
稲留光晴議員	94
東町長	94
稲留光晴議員	94
東町長	94
稲留光晴議員	95
東町長	95
稲留光晴議員	95
東町長	95
稲留光晴議員	96
8. 散 会	96

第3号（9月13日）（金）

1. 開 議	103
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	103
3. 日程第2 一般質問	103
児玉孝徳議員	103
東町長	103
児玉孝徳議員	104
東町長	105
児玉孝徳議員	105
東町長	105
児玉孝徳議員	105
東町長	106
上橋総務課長	106
児玉孝徳議員	106
上橋総務課長	106
児玉孝徳議員	107
東町長	107

児玉孝徳議員	108
東町長	108
児玉孝徳議員	108
東町長	108
児玉孝徳議員	108
東町長	109
児玉孝徳議員	109
東町長	109
児玉孝徳議員	109
東町長	110
児玉孝徳議員	110
東町長	110
児玉孝徳議員	111
東町長	112
児玉孝徳議員	112
4. 休 憩	112
岡元修一議員	113
東町長	114
岡元修一議員	115
東町長	115
岡元修一議員	116
東町長	116
岡元修一議員	116
東町長	116
岡元修一議員	117
東町長	117
岡元修一議員	117
東町長	117
岡元修一議員	117
東町長	117
岡元修一議員	117
東町長	117
岡元修一議員	118
東町長	118

岡元修一議員	118
東町長	119
岡元修一議員	119
東町長	120
岡元修一議員	120
東町長	120
岡元修一議員	120
東町長	120
岡元修一議員	121
東町長	121
岡元修一議員	121
東町長	121
岡元修一議員	122
東町長	122
岡元修一議員	122
東町長	122
岡元修一議員	123
東町長	123
岡元修一議員	124
東町長	124
岡元修一議員	125
東町長	125
岡元修一議員	125
鷺東慎一議員	126
東町長	126
鷺東慎一議員	129
鷺東慎一議員	129
東町長	130
上橋総務課長	130
鷺東慎一議員	130
東町長	132
竹本環境政策課長	133
鷺東慎一議員	133
東町長	134

竹本環境政策課長	134
鷺東慎一議員	134
鷺東慎一議員	134
5. 休 憩	135
竹本環境政策課長	135
鷺東慎一議員	135
東町長	135
竹本環境政策課長	135
鷺東慎一議員	136
東町長	136
竹本環境政策課長	136
鷺東慎一議員	137
竹本環境政策課長	137
鷺東慎一議員	137
竹本環境政策課長	138
鷺東慎一議員	138
竹本環境政策課長	138
鷺東慎一議員	139
東町長	139
鷺東慎一議員	139
東町長	140
鷺東慎一議員	140
千歳副町長	140
鷺東慎一議員	141
東町長	141
鷺東慎一議員	141
東町長	142
鷺東慎一議員	142
東町長	143
時見建設課長	143
鷺東慎一議員	143
東町長	144
時見建設課長	144
上橋総務課長	144

鷺東慎一議員	144
東町長	145
鷺東慎一議員	145
6. 休 憩	145
藤田香澄議員	146
東町長	146
藤田香澄議員	146
東町長	146
岩元保健福祉課長	146
藤田香澄議員	146
東町長	147
岩元保健福祉課長	147
藤田香澄議員	147
岩元保健福祉課長	147
藤田香澄議員	147
東町長	147
藤田香澄議員	148
東町長	148
岩元保健福祉課長	148
藤田香澄議員	148
岩元保健福祉課長	149
藤田香澄議員	149
東町長	149
藤田香澄議員	150
岩元保健福祉課長	150
藤田香澄議員	150
岩元保健福祉課長	150
藤田香澄議員	150
東町長	151
藤田香澄議員	152
岩元保健福祉課長	152
藤田香澄議員	152
東町長	152
藤田香澄議員	152

東町長	153
藤田香澄議員	153
東町長	154
岩元保健福祉課長	154
藤田香澄議員	154
岩元保健福祉課長	154
藤田香澄議員	154
岩元保健福祉課長	154
藤田香澄議員	155
東町長	155
岩元保健福祉課長	155
藤田香澄議員	155
岩元保健福祉課長	156
藤田香澄議員	156
岩元保健福祉課長	156
藤田香澄議員	156
岩元保健福祉課長	156
藤田香澄議員	156
岩元保健福祉課長	157
藤田香澄議員	157
東町長	157
藤田香澄議員	158
7. 散 会	159

第4号（9月18日）（水）

1. 開 議	165
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	165
3. 日程第2 議案第29号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第4号）	165
神崎総務厚生常任委員長報告	165
4. 日程第3 議案第30号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	168
神崎総務厚生常任委員長報告	168
5. 日程第4 議案第31号 令和6年度大崎町水道事業会計補正予算 （第1号）	169

鷺東文教経済常任委員長報告	169
6. 日程第5 議案第32号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)	171
鷺東文教経済常任委員長報告	171
7. 日程第6 議案第34号 大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する 条例の制定について	172
神崎総務厚生常任委員長報告	172
8. 日程第7 議案第38号 大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	173
東町長提案理由説明	174
岩元保健福祉課長	174
中山美幸議員	175
東町長	175
岩元保健福祉課長	175
中山美幸議員	175
岩元保健福祉課長	175
9. 日程第8 報告第2号 令和5年度大崎町健全化判断比率の報告について	176
東町長提案理由説明	176
10. 日程第9 報告第3号 令和5年度大崎町資金不足比率の報告について	177
東町長提案理由説明	177
11. 日程第10 認定第1号 令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定に ついて	177
12. 日程第11 認定第2号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳 入歳出決算認定について	177
13. 日程第12 認定第3号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定について	177
14. 日程第13 認定第4号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について	177
15. 日程第14 認定第5号 令和5年度大崎町水道事業会計決算認定について	177
16. 日程第15 認定第6号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について	177
東町長提案理由説明	178
上橋総務課長	178
岩元保健福祉課長	180

本松水道課長	182
17. 日程第 1 6 議案第 3 9 号 令和 5 年度大崎町水道事業剰余金の処分に いて	186
東町長提案理由説明	186
18. 日程第 1 7 選任第 1 号 令和 5 年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特 別委員会委員の選任について	187
19. 休 憩	188
20. 日程第 1 8 議員派遣の件	188
21. 日程第 1 9 閉会中継続審査・調査申出書	188
22. 閉 会	189

第 1 号

9 月 4 日（水）

令和6年第3回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月4日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（10番，11番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
閉会中の町内事務調査報告
総務厚生常任委員長報告
文教経済常任委員長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度大崎町一般会計補正予算（第3号）)
- (総) 日程第 6 議案第29号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第4号）
- (総) 日程第 7 議案第30号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)
- (文) 日程第 8 議案第31号 令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
- (文) 日程第 9 議案第32号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算
(第1号)
- 日程第10 議案第33号 大崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第11 議案第34号 大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第35号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第36号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第37号 大崎町総合体育館大規模改修工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤 田 香 澄

7番 神 崎 文 男

2 番 草 原 正 和
 3 番 岡 元 修 一
 4 番 鷺 東 慎 一
 5 番 児 玉 孝 徳
 6 番 稲 留 光 晴

8 番 宮 本 昭 一
 9 番 吉 原 信 雄
 10 番 中 山 美 幸
 11 番 中 倉 広 文
 12 番 富 重 幸 博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	時 見 和 久
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会 計 管 理 者	岡 留 和 幸	水 道 課 長	本 松 健一郎
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	相 星 永 悟
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	宮 本 修 一
商工観光課長	鎌 田 洋 一	税 務 課 長	川 越 龍 一
町 民 課 長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	竹 本 忠 行		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健一朗
次 長	松 元 幸 紀
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 査	隈 本 紀代美

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） おはようございます。

これより、令和 6 年第 3 回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、10 番、中山美幸議員、及び 11 番、中倉広文議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（富重幸博議員） 日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から 9 月 18 日まで 15 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 18 日までの 15 日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（富重幸博議員） 日程第 3 「諸般の報告」を行います。

閉会中の各常任委員会における町内事務調査の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） 令和 6 年第 2 回定例会本会議において、総務厚生常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について、報告をいたします。

当委員会は、去る 6 月 26 日、全委員出席のもと、町内事務調査を行いました。調査項目として、総務課所管の防火水槽新設工事、交通安全施設工事、中央分団水槽付消防ポンプ自動車、消防用デジタル簡易無線機、保健センター屋上防水修繕について、現地において関係職員から説明を受け、実施いたしました。

はじめに、防火水槽新設工事について報告いたします。

防火水槽新設工事は、毎年 2 基ずつ設置しており、令和 5 年度においては神領地区と野方地区に新設されました。神領地区については、そお鹿児島農協大崎選果場の敷地内に新設されたもので、施設整備費の総額は 722 万 7,000 円。野方地

区については、旧野方保育所の敷地内に新設されたもので、施設整備費の総額は65万2千300円。完成は、共に令和6年1月18日です。財源内訳は、消防防災施設整備補助金がそれぞれ27万4千300円、過疎対策事業債が2箇所分で800万円、一般財源が2箇所分で26万4千000円となっております。

耐震性の貯水槽ではあるが、地震が起きた際、どの程度の震度まで対応できるのかとの問いに対し、震度6までは耐えうるように設計しているとのこと。

また、町道に布設している水道管の直径が40ミリメートルで、貯水槽までの引き込み管の直径が25ミリメートルということだが、満水時間を短縮するためにも、今後、防火水槽を新設する際は本管の40ミリメートルと同じ程度の直径にできないか検討するよう要望しました。

次に、交通安全施設工事について報告いたします。

この工事は、道路標識や道路区分線、ガードレール、ロードミラー等の交通安全施設を整備するもので、工事総額は300万円。完成は、令和6年3月26日です。財源内訳は、交通安全対策特別交付金の13万8千200円と、一般財源の16万1千800円となっております。今回は、複数あった工事の中から農道菱田第165号のガードレール設置工事を抽出し、調査を行いました。ガードレールが未設置の箇所は道路幅員が狭くなっているが、今後、ガードレールを設置するようなことがある場合は、自動車等の離合も考慮し、最善の工法で実施するよう要望しました。

次に、水槽付消防ポンプ自動車について報告いたします。

この設備は中央分団に貸与されたもので、整備費の総額は45万7千600円、納入日は令和6年1月25日です。財源内訳は、過疎対策事業債の4万3千400円、一般財源の23万600円となっております。

今回導入された車両は二輪駆動であるが、地域の消火活動の現場によっては四輪駆動が必要な場合も想定されるため、今後、導入する場合は、駆動方式等についても検討するよう要望しました。

次に、消防用デジタル簡易無線機について報告いたします。

この設備は、車載型デジタル簡易無線機1台、携帯型デジタル簡易無線機40台を各分団へ貸与したもので、設備費の総額は40万700円、納入日は令和6年2月26日です。財源内訳は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の350万円、一般財源の5万700円となっております。

携帯型デジタル簡易無線機の備品で、耳掛け型イヤホンマイクも40個購入しているが、実際の火災現場では活動に支障を来すという理由で耳掛け型イヤホンマイクを使用していない団員もいると聞いており、今後はそういった実情も考慮しながら

ら購入を検討するよう要望しました。

次に、大崎町保健センター屋上防水修繕について報告いたします。

修繕総額は８８０万円、完成は令和５年８月１日です。財源内訳は、全額一般財源となっております。

防水修繕の保証期間は何年かとの問いに対し、保証期間は１０年であるとのこと。

さらに、保証期間の間に点検の頻度は何回程度となっているかとの問いに対し、点検については修繕契約書の中で特にうたっていないが、年に１回の点検を想定しているとのことでありました。

調査後のまとめの中で、委員から、今後において庁舎等の防水修繕を実施する場合は、契約書の内容に保証期間内において保守点検の項目を盛り込んだ上で契約を交わすべきではないかとの意見が出されましたので、申し添えておきます。

以上で、総務厚生常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） 次に、文教経済常任委員長に報告を求めます。

○文教経済常任委員長（鷺東慎一議員） それでは、令和６年第２回定例会本会議において、文教経済常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会では、去る６月２６日、町内事務調査として、関係所管の農林振興課、水道課、商工観光課、教育委員会管理課に関係する、農業機械センター改修工事、大崎小学校・持留小学校遊具新設工事、西三文字マンホールポンプ場制御盤耐水化移設工事、西三文字マンホールポンプ取替工事、くのにの松原キャンプ場バンガロー４号棟建設工事、菱田小学校屋内運動場等大規模改修について、現地において、担当課長及び関係職員に説明を受け調査を行いました。

はじめに、農業機械センター改修工事について報告いたします。

この調査は、総務厚生常任委員会と合同にて調査を行いました。

工事請負額は４,４９９万５,０００円で、財源内訳はすべて一般財源となっており、事務所新設工事、機械倉庫改修工事等が行われ、令和６年２月２９日に完成しております。

公社の保有する農業機械の作業後のメンテナンスについて、設備及び清掃を徹底し農業機械の整備不良防止に努めるよう要望いたしました。

また、新規就農者の確保・育成、定着支援については、公社においても新規就農者をサポートする体制づくりを充実させ、支援を強化されるよう要望いたしました。

次に、大崎小学校・持留小学校遊具新設工事について報告いたします。

工事請負額は２３７万３,８００円で、財源内訳はすべて一般財源となっており、大崎小学校及び持留小学校の遊具設置工事等が行われ、令和５年９月６日に完成し

ております。

小学校における遊具事故防止のため落下防止対策、塗装工事等の措置を講じるよう要望いたしました。

次に、西三文字マンホールポンプ場制御盤耐水化移設工事について報告いたします。

工事請負額は1,353万円で、財源内訳は国庫補助金1,052万円、一般財源301万円となっており、制御盤浸水対策の工事が行われ、令和6年2月20日に完成しております。

大規模降雨時の浸水深を地域住民に周知するため、現地に浸水表示板の設置を行うよう要望いたしました。

次に、西三文字マンホールポンプ取替工事について御報告いたします。

工事請負額は487万円で、財源内訳はすべて一般財源となっており、水中ポンプ2台の更新が行われ、令和6年2月28日に完成しております。

次に、くいの松原キャンプ場バンガロー4号棟建設工事について報告いたします。

工事請負額は1,940万4,000円で、財源内訳は、県補助金が829万8,000円、一般財源1,110万6,000円となっており、木造平屋建て45平方メートルのバンガロー1棟を建設したもので、令和6年2月29日に完成しております。

昨年、総務厚生常任委員会との合同調査で指摘した猫のし尿、衛生管理の完遂については、引き続き対策を徹底されるよう、委員会のまとめの中で意見が出されております。

最後に、菱田小学校屋内運動場等大規模改修工事について御報告いたします。

工事請負額は1億5,125万円で、財源内訳は、国庫補助金667万2,000円、一般財源1億4,457万8,000円となっており、外壁補修工事、屋根塗装、電気設備工事等が行われ、令和5年11月20日に完成しております。

以上で、文教経済常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（富重幸博議員） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和6年第3回議会定例会に当たり諸般の行政報告をいたします。

はじめに、企画政策課関係でございます。

空き家対策について御報告いたします。

一層の空き家対策を推進していくため、6月25日に、株式会社リクシル、国立大学法人鹿児島大学及び一般社団法人大崎町SDGs推進協議会との間で、住宅改修における資源循環実証事業協定を締結いたしました。今回の協定は、人口減少が進行する中で、空き家を1つの資源と捉え、有効に活用していくもので、2つの評価を軸に実施してまいります。

1つ目の評価は、空き家の改修・リフォーム実証調査になります。空き家のリフォーム次に導入される資源や、排出される廃棄物に関する調査を行い、環境負荷を検証します。また、リフォーム後の物件は、大崎町における先進モデルとして活用されることを想定しています。

2つ目の評価は、空き家の解体と廃材の処理工程を調査し、廃材のリユース・リサイクルの可能性と効果を検証します。

今後は、本町の空き家対策の1つとして本協定を活用してまいりたいと考えております。

次に、環境政策課関係でございます。

これまで、ごみ出しに関しては希望自治会へ回収回数を増やすなどの対応を行っておりますが、住民の皆様の資源ごみの持ち込み機会を拡充するため、菱田地区に続き大崎地区、野方地区の町内3箇所にリサイクルごみステーションを設置したいと考えております。生活の多様化や高齢化が進む時代の変化とともに、ごみ出しが困難になる方々が増えると予想される中、引き続き、住民の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

最後に、総務課関係でございます。

まず、台風10号による被害状況等について御報告いたします。

今回の台風は、気象庁が特別警報を発表するなど、過去最大級の警戒を呼びかける異例の対応がなされたところでございますが、九州南部の最接近する頃にも台風の勢力は衰えず大変心配をしておりましたが、倒木被害や広域停電はあったものの、幸いにも人的被害や土砂災害、水害など、当初想定されていた甚大な被害は免れることができ、8月の日向灘地震の災害復旧に取り組もうとする最中のこともあり、安堵いたしましたところでございます。

本町における災害対応でございますが、8月28日水曜日に警戒対策本部を設置し、避難を呼びかける準備をしておりましたが、気象庁より特別警報を発表する旨の情報が入りましたので、同日の午後1時に災害対策本部の設置と、同時に町内全域に避難指示を発令いたしました。なお、今回開設した避難所は、7施設で、合計で105世帯161人が避難されておりました。

続きまして、7月28日、曾於市にある曾於中央家畜市場で開催された曾於支部

消防操法大会関係について報告いたします。

本町代表として出場した曾於支部消防操法大会では、小型ポンプの部において中沖分団が優勝、自動車ポンプの部において中央分団が優勝しました。本町において、県消防操法大会へのダブル出場は初めての快挙となりました。曾於支部代表として、8月30日に、日置市にある鹿児島県消防学校での第36回鹿児島県消防操法大会に出場予定でしたが、台風10号の影響により中止となりました。両分団とも、日頃の厳しい訓練の成果を発揮することはできなかったものの、県大会ダブル出場という、消防団の皆さんの優れた操法は、大崎町民の安心・安全に大きく貢献するものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎町一般会計補正予算（第3号））

○議長（富重幸博議員） 日程第5、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎町一般会計補正予算（第3号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。令和6年度大崎町一般会計補正予算（第3号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月1日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

歳入歳出予算の総額に4,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億8,905万5,000円にするものでございます。補正の内容は、6月20日から21日の梅雨前線に伴う大雨による災害復旧経費でございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、6月20日から21日にかけて発生した大雨災害に伴う災害応急経費が主なものとなっております。

それでは、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節8旅費5万7,000円は、補助災害復旧事業の申請業務等に係る職員の普通旅費でございます。節13材料及び賃借料3,410万円は、農道や水路などの農業用施設及び崩落山林の土砂撤去や倒木処理に係る機械借上料でございます。項2

公共土木施設災害復旧費、目 1 公共土木施設災害復旧費、節 1 2 委託料 2 5 0 万円は、町道水ノ谷荒谷線の災害復旧工事に伴う測量設計委託料でございます。節 1 3 使用料及び賃借料 8 1 0 万円は、町道における倒木処理や土砂撤去等に係る機械借上料でございます。

歳出の最後に予備費を載せてございますが、これは財源の調整でございます。

次に歳入について説明いたしますので、6 ページをお願いいたします。

款 2 0 繰越金、目 1 繰越金、節 1 前年度繰越金 4, 4 0 0 万円は、財源の調整でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第 8 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第 8 号「専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 3 号））」は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第 8 号「専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 3 号））」は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 6 議案第 2 9 号 令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（富重幸博議員） 日程第 6、議案第 2 9 号「令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,322万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を130億5,228万円にするものでございます。歳出の主なものは、肉用子牛の出荷価格下落対策である大崎町畜産経営支援交付金、リサイクルごみステーション設置に係る経費及び梅雨前線に伴う大雨や日向灘地震による災害復旧経費などでございます。歳入は、国・県支出金、繰越金及び繰越金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

はじめに、歳出の主なものにつきまして御説明いたしますので、補正予算書の13ページをお願いいたします。

なお、人件費につきましては、人事異動等に伴う増減でございますので説明を省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節10需用費2,700万円は、本年4月に発生しました旧あしたば工場の火災に伴う建物復旧に係る修繕料でございます。節13使用料及び賃借料120万円は、町有地の樹木伐採に係る機械借上料でございます。節17備品購入費528万円は、本年度マイナンバーカード等を活用して住民票などの各種申請書の記入をサポートするサービスを開始いたしますが、業務の効率化と住民サービスの向上を図るため、庁舎1階窓口のカウンターの一部を、高さが低く幅の広いカウンターに取り替えるための経費でございます。目10企画費、節12委託料、企業版ふるさと納税委託料3,000万円、及び節18負担金、補助及び交付金のうち、大崎町SDGs推進協議会負担金1億2,100万円は、企業版ふるさと納税寄附金の実績に基づき補正するものでございます。また、空き家等リフォーム促進補助金及び空き家除去推進事業補助金は、今後の執行見込みにより補正増をお願いするものでございます。目13諸費、節22償還金、利子及び割引料163万円は、令和5年度の事業実績に伴う過年度分の返還金でございます。

16ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目7障害者福祉費、節19扶助費4,545万円は、説明欄にございます障害者等に対する3つの支援事業費を、利用者や申請件数の増に伴い補正するものでございます。目10物価高騰対応重点支援事業費、節18負担金、補助及び交付金1,000万円は、定額減税に伴う調整給付金の実績見込みによる増額でございます。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、合計で109万2,000円の増でございますが、こちら

は児童手当の制度改正に伴う事務費と、児童手当支給システムの改修負担金でございます。目3物価高騰対応重点支援事業508万3,000円は、物価高騰により影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、適正な給食の実施が確保されるよう、保育所等に対して必要な経費の一部を支援する保育所等給食支援事業に係る事務費等補助金でございます。

17ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節12委託料320万5,000円は、ごみ出し困難者対策として、町内3箇所にリサイクルごみステーションを設置するための管理委託料でございます。目9後期高齢者医療費、節27繰出金653万3,000円は、保険基盤安定繰出金を実績見込みにより増額するものでございます。

18ページをお願いいたします。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費は、令和6年8月8日に発生いたしました日向灘地震関連経費でございます。節12委託料82万円は、被災された方々が排出する廃棄物処理に係る業務委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金238万円は、住宅が倒壊した世帯への震災住宅自主解体補助金でございます。

19ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目7園芸振興費、節18負担金、補助及び交付金は、収益力強化に取り組む農業者等が行う機械等の導入に対して支援する産地パワーアップ事業補助金894万円が主なものでございます。目8畜産業費、節18負担金、補助及び交付金6,000万円は、肉用子牛の出荷価格下落による影響を受けている畜産農家に対し助成を行う、大崎町畜産経営支援交付金でございます。目10土地改良事業費、節13使用料及び賃借料814万円は、農道等の維持管理に要する機械借上料でございます。節14工事請負費は、牧ノ内地区の農道整備及び農道のメンテナンスに係る農業用施設整備工事2,020万円と、農地耕作条件改善事業で実施いたします永田地区の農道整備工事の区間延長に伴い、200万円補正増するものでございます。節16公有財産購入費17万9,000円、並びに節21補償、補填及び賠償金240万円は、中尾地区農道整備に係る用地費と電柱移転補償費でございますが、測量設計が完了したことから補正をお願いするものでございます。目13営農推進費、節12委託料236万4,000円の減は、大崎町担い手育成農業研修事業委託料でございますが、令和6年度は新規就農を目指す研修生の応募がなかったことから、関連経費を減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節18負担金、補助及び交付金1,372万3,000円の主なものは、クラウドファンディングを通じて寄附を募集し、新たな地場産品を創出する取組を支援する地

場産品創出等支援事業補助金1,090万9,000円でございます。今回応募があった2事業者が事業採択を受けたことから、補正を行うものでございます。

21ページをお願いいたします。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節12委託料160万円は、未登記土地に係る登記委託料でございます。項2道路橋りょう費、目1道路維持費、節13使用料及び賃借料710万円は、町道の舗装及びメンテナンスに係る道路維持工事でございます。節15原材料費272万4,000円は、町道の維持管理に要する補修用資材でございます。目2道路改良費、節14工事請負費137万4,000円は、社会資本整備総合交付金を活用して実施いたします町道永吉菱田線に係る改良舗装工事でございますが、事業費の調整に伴い増額するものでございます。

22ページをお願いいたします。項3河川費、目1河川維持費、節13使用料及び賃借料320万円は、河川の護岸補修など河川の維持管理に係る機械借上料でございます。項5住宅費、目6賃貸住宅管理費、節10需用費105万円は、賃貸住宅の入居時に係る修繕料でございます。

23ページをお願いいたします。款9教育費、項1教育総務費、目4学校給食センター管理費、節18負担金、補助及び交付金160万5,000円は、学校給食費補助金の増でございますが、これは補助対象者数と物価高騰による給食用食材費の増が要因でございます。項2小学校費、目1学校管理費、節12委託費122万9,000円は、小学校の空調設備工事に伴い、高圧電力に変更する必要があることから、電気保安業務委託料を37万1,000円増額するものと、学校と保護者との連絡機能を充実させ、利便性を高めるための学校連絡システム環境構築業務委託料85万8,000円でございます。項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費198万7,000円は、中学校施設の営繕修繕料を今後の執行見込みにより補正するものでございます。

24ページをお願いいたします。節14工事請負費1,600万円は、中学校1・2年校舎の屋上防水改修工事でございます。

25ページをお願いいたします。項5保健体育費、目2体育施設費、節10需用費128万7,000円は、ビーチスポーツ専用競技場及び、野方公民分館運動場に係る営繕修繕料でございます。

款10災害復旧費は、梅雨前線による大雨及び日向灘地震による災害復旧関連経費でございます。項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節12委託料880万円は、水路及び山林災害に伴う測量設計委託料でございます。節13使用料及び賃借料1,632万3,000円は、農業用施設の災害応急作業に要する機械借上料でございます。節14工事請負費6,730万円は、中沖地区と

塗木地区及びせせらぎ公園付近の水路4件と林道草野丘篠段線に係る災害復旧工事でございます。節15原材料費157万9,000円は、災害の応急復旧用材料費でございます。項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費、節12委託料364万6,000円は、地震災害復旧のための町道農協前通り線に係る測量設計委託料が主なものでございます。節13使用料及び賃借料630万円は、町道の災害復旧作業に要する機械借上料でございます。節14工事請負費2,220万円は、町道水ノ谷荒谷線及び町道農協前通り線に係る災害復旧工事でございます。

次の26ページをお願いいたしまして、項3文教施設災害復旧費、目1文教施設災害復旧費、節10需用費50万円は、地震による中央公民館1階多目的トイレの漏水の修繕料でございます。項4その他公共施設・公用施設災害復旧費、目1その他公共施設・公用施設災害復旧費、節14工事請負費750万円は、地震により被害を受けた中央分団詰所の災害復旧工事でございます。

以上で歳出の説明を終わります。次に歳入について説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税400万円の増は、財源の調整でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫補助金2,220万円の増は、障害者等に対する給付費負担金を実績見込みにより補正するものでございます。目3災害復旧費国庫負担金1,480万7,000円は、大雨及び日向灘地震による公共土木施設に係る災害復旧費負担金でございます。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1,000万円の増は、定額減税に伴う調整給付金に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正でございます。

9ページをお願いいたします。目3衛生費国庫補助金119万円の増は、地震により倒壊した住宅の解体撤去に係る災害等廃棄物処理事業費補助金でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金1,110万円の増は、障害者等に対する給付費負担金を実績見込みにより補正するものでございます。項2県補助金、目4農林水産業費補助金1,034万円の増は、産地パワーアップ事業補助金と永田地区農道舗装工事に伴う農地耕作条件改善事業補助金の増でございます。目6災害復旧費補助金4,907万5,000円は、大雨及び地震災害に伴う農業施設及び林道に係る災害復旧費補助金でございます。

10ページをお願いいたします。款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金1億5,000万円の増は、企業版ふるさと納税寄附金の実績により補正を行うものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと応援基金繰入金1億1,220万

円の増は、空き店舗対策事業補助金などの財源として予定しております。

款 20 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 1 億 8 1 4 万 9, 0 0 0 円の増は、財源の調整によるものでございます。

款 21 諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入は合計で 3, 9 2 9 万 2, 0 0 0 円の増でございますが、旧あしたば工場の火災に伴う公有建物共済金 2, 7 0 0 万円と、過年度分子どものための教育・保育給付金 1, 1 9 3 万 6, 0 0 0 円が主なものでございます。

款 22 町債、項 1 町債、目 6 災害復旧債は合計で 1, 9 0 0 万円でございますが、これは大雨及び地震災害に伴う林道、町道、公共施設に係る災害復旧事業債を、見込みにより補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、5 ページに地方債補正を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○4 番（鷲東慎一議員） 3 点ほど質問させていただきます。委員会は違いますので違う部分だけ質問します。

17 ページの節 12 委託料はリサイクルごみステーション管理ということで、3 箇所設定されるということだったんですが、これは管理業務委託料ということで人件費だけなのか、積算根拠ですよ、賃料とかも含まれるのか。大隅衛生の裏のところに収集ステーションができていますが、それも入るのか。先ほど町長の事業の説明のときに言われておりました、菱田地区も入っているということで、野方と大崎と菱田ですかね、菱田地区が大隅衛生の敷地になるのかなと若干思ったものですから、その部分がどうなるのか。

次に、20 ページの商工業振興費、節 18 負担金、補助及び交付金の部分なんですが、一番下の地場産品創出等支援事業補助金は 2 件採択されたということなんですが、2 件はどこなのか。採択するに当たって、ほかにも何件か申請があったのかという部分も含めてお示しいただきたい。

あと、最後に、23 ページの学校管理費、節 12 委託料で、学校連絡システム環境構築業務委託料で 8 5 万 8, 0 0 0 円ということで御呈示されているんですが、これはすべての小中学校を含めた連絡システムなのか。保護者等を含めた連絡網の設置も考えて、全体的なシステムの構築を考えていらっしゃるのか。内容の具体的な部分がわからなかったものですから、その説明をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま、3 点ほど御質問をいただきました。17 ページの節 12 委託料に関する件と、20 ページの商工業振興に関する負担金の件、そして 2

3 ページの学校施設に関する件の御質問でございましたので、それぞれ担当課長のほうで答弁させていただきます。

○環境政策課長（竹本忠行君） まず、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節12委託料、リサイクルごみステーション管理業務委託料の件につきましてでございますけれども、大崎、野方、菱田ステーションにつきましては、ほぼ町有地を場所の設定を考えております。菱田ステーションにつきましては、8月から取り組んでおりますけれども、リサイクルセンター敷地内の場所では変更はございません。

経費につきましては、立会いの援助支援をしていただくための立会いの人件費でございます。

以上でございます。

○商工観光課長（鎌田洋一君） 地場産品創出等支援事業補助金でございますが、申し込みが2件でございます。1件は千歳鰻さん、そして、もう1件がサザンクロスさんでございます。

以上です。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

学校については小学校6校と中学校1校、すべての学校に導入をいたします。

中身につきましては、現在、学校の連絡システムはないわけではないですけれども、実在しまして運用はしておりません。その運用は無料のソフトを使用しています関係で、やはり支障があると。具体的には、協賛する企業の広告的なものが入ってきたりして誤解を生じる可能性があったり、つい最近では、5月に線状降水帯が発生するという情報がありまして、登校を遅らせるかどうかということを経営者連絡メールを使ってお知らせしますと前日打ったところが、当日になりましたら、登校を遅らせる旨を発信したところ、結局、集中してしまってパンクをして、最終的には固定電話でやりとりをしたということで、今回、有償ではありますがけれども、極力そういうシステムの障害がないようなものを導入して、速やかに学校と保護者間で連絡がスムーズにいくようにシステムを構築するものでございます。

以上でございます。

○4番（鷲東慎一議員） 2番目の、もう1つ聞いていたのが出ていなかったんですが。サザンクロスとうなぎ屋さんですか、2箇所だけ選定されているけど、ほかには募集はなかったということですか。

○商工観光課長（鎌田洋一君） 申し込みは2件でございます。

○4番（鷲東慎一議員） ごみ収集ステーションの人件費ということで御答弁があったんですが、何人ぐらいの1箇所に月人件費を考えていらっしゃるのか。

菱田の場合は大隅衛生を使うと言われているんですが、今、実際稼働されていま

すが、これは事前着工、事前改修に当たらないのか。今、着工している部分もこの予算から充てるのか、そこを教えてください。

教育委員会の管理課に関しては、セキュリティをしっかりと、個人情報も含めて、特に気をつけていただきたいなど。これは要望として伝えておきます。

今の部分を御説明をお願いします。

○環境政策課長（竹本忠行君） 人件費につきましては、1箇所2名を考えているところでございます。

菱田ステーションにつきましては、増設のステーションにつきましては、議員の皆様からも御要望等、御意見等ございまして、我々も検討をいろいろ考えておりまして、中間処理業者でありますそおりサイクルセンターさんとも協議をしておりますけれども、センターさんが、これについても事前に我々でそのステーションは設置させていただきたいということで、経費関係についてもすべてリサイクルセンターさんがみられるということでございましたので、今回、引き続きリサイクルセンターさんにつきましては、その場所、形態等をそのままに引き継いで、今回の予算の議決をいただきましたら、そこからにつきましては本町のほうで経費等はみていくということでございます。

○4番（鷲東慎一議員） わかりました、今のところはですね。

今まで開業している部分の予算は今回のやつには当てはまらない、ある種ボランティアでされているということなんですけど、あそこは結構わかりにくいんですよね、場所がですね。だから、選定方法を知らない方々には聞かれたのかなと思っています。そこは気をつけていただきたいと思うんですが。

ごみ収集で、今、民間の業者も無料で集めていますね缶、ペットボトルとか。この集積場所は瓶とかほかの27品目すべて出せるようなステーションになるのか、それとも、ある程度、これしかできませんよという形になるのか。そこを再度お願いいたします。

○環境政策課長（竹本忠行君） 今回の3箇所の設置のステーションにつきましては、普段、集落にステーションがございすけれども、そこに捨てていらっしゃる形態そのままでございまして、含まれていないのが草木、生ごみ、粗大ごみ、一般ごみ以外のものですから資源ごみですね、そういったものが対象になっているところでございます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○9番（吉原信雄議員） 今回の補正の19ページの大崎町畜産経営支援交付金3万円、合計で6,000万円ありますが、町長はかねてから本町は畜産の町と言われておりますので、今後の状況を見ながらですね12月議会においても同様の補正予算計

上をする考えはないかをお尋ねいたしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 非常に子牛価格が低くて低迷している、そして畜産農家が非常に大変な状況にあるという状況は理解をしております。そして、同時に飼料、肥料、配合飼料も含めてですが、いろんなものが値上がりしているという状況で、値上がりもどんどんどんどん上がっているという非常に厳しい状況が続いておりますので、今回、畜産農家の方々に支援をすることによって少しでも前向きに取り組んでいただければということを考えながら、今回計上させていただきました。

今後、そういった状況を見る必要があると思っております。これから、まだまだ多分、競り値価格が低い状態が続くであろうということを思っております。そして、これが急激に上がるという要素が加わってきたら別ですけど、こういった状況がずっと持続しているようであれば、農家の皆さん方、そして畜産振興協議会等でも十分しながら前向きな対応をしてまいりたいと思います。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第7 議案第30号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（富重幸博議員） 日程第7、議案第30号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億7,067万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、成年後見制度利用支援事業の執行見込みの増額に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

補正予算書の6ページ及び7ページをお開きください。

はじめに、7ページの歳出から御説明いたします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目2任意事業費、節19扶助費48万円の増は、成年後見制度利用に伴う後見人等への謝礼助成でございますが、助成が必要な利用者の増加に伴い補正増するものでございます。

次に、6ページの歳入を御説明いたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金18万4,000円の増と、次の款5県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業交付金9万2,000円の増は、歳出で説明いたしました成年後見制度利用支援事業に係る国・県の補助相当分でございます。

款8繰越金、目1繰越金20万4,000円の増は、財源調整でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第8 議案第31号 令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（富重幸博議員） 日程第8、議案第31号「令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的収入の予定額を2億1,955万5,000円に、支出の予定額を2億822万8,000円とするものでございます。

補正内容としましては、4月の定期異動に伴います人件費と、施設の維持管理に係る修繕費及び工事請負費の調整が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、御説明いたします。

今、町長からもありましたとおり、今回の補正予算につきましては、4月の定期異動に伴います人件費の補正と、施設維持管理に係る修繕費及び工事請負費の予算の組み替えが主なものでございます。

補正予算1ページをお願いいたします。第2条の収益的収入及び支出の補正でござ

ざいます。収入の款1水道事業収益24万円の増額をいたしまして2億1,955万5,000円とするものでございます。

続きまして、支出の款1水道事業費用を818万円増額いたしまして、2億822万8,000円とするものでございます。収入と支出、職員の扶養及び児童手当等に係る調整と、災害等による水源地施設等の修繕及び配水施設等の漏水修繕が主なものでございます。

予算書の11ページをお願いいたします。

詳細に、ここに内訳をお示ししております参考資料になります。繰り返しになりますが、収入の第1款24万円の増額は、職員の定期異動に伴う児童手当が主なものです。

次に、支出の第1款水道事業費用の目1原水及び上水費の450万円と、目2配水及び給水費の300万円は、それぞれ地震及び落雷関係の修繕費でございます。目3総係費68万円の増額につきましては、職員の扶養及び児童手当30万円の補正と、水道技術管理者資格取得講習会の受講料及び旅費等の38万円が主なものでございます。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

第3条の資本的収入及び支出の支出でございます。目1建設改良事業費750万円の減額につきましては、節4工事請負費の一部と節5委託料の予算の組み替えの調整でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） これは町長にお伺いします。

11ページの今説明のあった節5旅費12万円増額になっておりますが、備考欄のほうに水道技術管理者資格取得講習会旅費ということでございます。専門的な資格を取得されるということなんでしょうと予測しておりますが、その後、人事異動によって、この資格を取った者が、今までの資格もそうですが、3年、5年、そういった時点で異動させられるのか。せっかく資格を持っているのであれば専従者みたいに、その時点で勤務していただくようなことは考えていないのか。資格を持っている職員が転々と異動しても効果というのはないんじゃないのかなと私は思っているんですが、町長の考えをお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 御指摘のとおりであります。いろんな研修を受けて、水道事業の場合には、高校を卒業して何年経験をして、それから資格を取れることとかいろいろな資格がありますので、これまでも水道課に所属している技術職員を研修に派遣して研修をさせて資格を取得する。そして事業に携わっていくということで、で

できればそういった複数の人たちを有資格者に持っていきたいという考えはあります。

お尋ねの、人事異動によって、せっかく資格を取っているのに、専門的知識を持っているのに、それを代えていくのか、専門的な職員としてどうなのかという御質問であります。指摘はそうだと思っておりますが、現段階で、役場職員として入って、技術者として水道課に派遣して、そこで資格を取って、また、ほかの技術職員にいくという状況が続いておりますので、こうすると端的に御説明できないですけれども、御質問はもっともだと思っておりますので、有資格者が常時そこにいるという人事のやり方も含めながら検討させてください。

○10番（中山美幸議員） 今、町長からも答弁いただきましたけれども、専門職といひましようか、特に技術系については、ある程度の所管する担当課で仕事をしていただくことが町民に対しては非常にいいのかなと。今回の地震においてもそうですね。水道管等の破裂、漏水等が出た場合も、私は人間が足りなかったんじゃないのかなと思いますし、そういった場合についても、今まで資格を持った職員が一般職のところに行っている場合は、派遣の要請をするとかといった方法も必要じゃないのかなと考えますので、是非、検討していただきたいと思いますが、検討の余地はないということでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 災害等、あるいは突発的なことで、非常に職員が足りない、技術者が足りないという状況のときには、既にそこにいた職員を短期的に業務に当たらせるということは現在もやっておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

有資格ということになりますと、資格を取る一定の事業に従事して、それから資格としての年限が発生しますから、そういったところを見ながら担当課長とも十分協議をしながら研修への派遣、資格を取得させることにつきましては協議して、前向きにやっていきたいと思ひます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第9 議案第32号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（富重幸博議員） 日程第9、議案第32号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的収入の予定額を2億4,835万円に、支出の予定額を2億2,430万1,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、4月の定期異動に伴います給料等と施設の維持管理に係る修繕費の補正増によるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、御説明いたします。

予算書1ページをお願いしたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。収入の第1款下水道事業収益を6万円の増額をいたしまして2億4,835万円とするものでございます。

続きまして、支出の第1款下水道事業費用を135万3,000円の増額をいたしまして2億2,430万1,000円とするものでございます。収入と支出、職員の扶養及び児童手当等に係る調整と、大崎クリーンセンター非常用発電機修繕費が主なものでございます。

7ページをお願いいたします。

内訳の参考資料でございます。繰り返しになります。下水道事業収益6万円の増額につきましては、児童手当分が主なものでございます。

続きまして、支出の下水道事業費用135万3,000円の増額の内訳につきましては、目2処理場費79万6,000円は、大崎クリーンセンター非常用発電機修繕費で、目3総係費55万7,000円につきましては、職員の定期異動に伴う人件費が主なものでございます。あと、公費振替制度の見直しに係る手数料の増額もこの中に含まれております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第10 議案第33号 大崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第10、議案第33号「大崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公務員法の規定される欠格条項について、職員の失職に関する例外規定を設けたいため、大崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは説明いたします。

本案は、地方公務員法第28条第4項の規定に基づく職員の失職の特例について定めるため、所要の改正を行うものでございます。

地方公務員法の規定では、職員が禁固以上の刑に処せられた場合は、原則失職することになりますが、条例で特別の定めがある場合は、失職させないことができるとされております。本町においても、職員の身分取扱いの妥当性、それから有能な人材の確保、県内自治体との均衡を考慮し、職員の失職の特例に関する規定を追加するものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。

職員の分限等について定めております。大崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第5条関係、失職の例外でございます。第5条第1項は、職員の失職の特例規定を追加するものでございます。公務の遂行が複雑化・高度化する中で、職員が誤って事故に関与してしまった場合、またボランティア活動や地域活動などで過失により事故を起こしてしまった場合など、現行制度においてはそのような情状を考慮することなく一律に失職してしまいます。ここでは、特例の対象として、過失による罪で禁固以上の刑に処せられた職員のうち、刑の執行が猶予された職員とし、特例の適用に当たっては執行猶予の期間の長さ、過失の程度、被害の大きさ、事故後の対応、被害者の理解、職員の勤務実績等を総合的に勘案して対応することにしております。

第2項でございますが、こちらは、第1項の規定により失職を免れた職員が刑の執行猶予を取り消された場合の失職規定でございます。

なお、この条例は、交付の日から施行することを附則で規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） これも町長にお伺いします。なぜかといいますと、第5条、任命権者については町長の責任だと理解しております。

この中で、情状による、特に必要と認めるとき。これは犯罪もろもろを犯された方の社会復帰を願うということは理解できます、非常にこれはいいことだなと思うんですが、情状というのは任命権者が判断するというのは、情状の余地、配慮するというのは刑法でしたでしょうか、第66条の中にもうたっていると思うんですが、情状の判断を町長がやるということ自体について、若干、私は疑義があるんですが。

町長はそういったところをどのように理解されているのかお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 情状により、特に必要と認めるとき、町長の判断ということでありますが、禁固ということは刑に服するということですので、禁固の場合は刑務所に入るという形になるわけですが、その過程の中で、当人の行為や行動、あるいは社会的状況といったもので、裁判される過程においても情状があるように思っておりますので、情状という、これとこれとこれといったところはいっつまんで説明はできませんが、行った行為の中で、こういったところについては情状酌量という形で判断できるものがあるのではないかと判断しておりますので、実際、こういったケースがあったときには法に基づいて、我々も懲戒審査に関することをやっていきますので、御指摘のあったところについては十分判断を損なうことがないように勉強しながらやっていきたいと思っております。

○10番（中山美幸議員） 冒頭申しましたように、犯罪を犯された方が、さっき説明がありましたようにもう一度社会復帰する機会を与えるということは非常にいいことなんですが、第5条2項に累犯、こういった場合には情状酌量の余地、執行猶予が取り消されるわけですので、それはないと理解しますが。しかし、この条例の条項から見まして、任命権者というところが冒頭うたっているんですね。町長が判断するということなんですよ、任命権者が情状の余地をどの程度かということ来判断すると。私は、これは裁判所もしくは検察庁が情状の余地、執行猶予を決めるものであって、町長がそれに従ってやるのか、それとも、町長自体の判断でやるのか、ここは若干疑問なんです。町長、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、具体的にお答えください。

○町長（東 靖弘君） 具体的に答えるほどの知識を深めておりませんが、地方自治体の首長としての任命権者としては、職員がそういった過失を犯したときに対する対応としては、任命権者の責任は問われていると思いますし、判断すべきものだと思います。

情状は、本人の行動に対しての裁判の過程の中でそういったものは十分判断をされていきますので、それらは我々としても判断するときの十分な判断材料として活用しながら、最終的に任命権者でありますけれども、そこは懲戒審査委員会等で検討する職員、更正する職員もおりますから、そういったことで十分判断するし、また、弁護人もおりますので、そういった方々からも判断の状況等については御意見を賜りながら、任命権者の判断という形で持っていくべきであろうと思います。

○10番（中山美幸議員） これは要望として申し上げておきます。いろんな犯罪経歴、執行猶予等の統計等を見てみましても、累犯といわれる再度同じような犯罪を行っている方々が非常に多いんですね。そういったところも十分、任命権者としては注意をしながら、この条例の適用については考えていただきたいということを要望申し上げます。

○1番（藤田香澄議員） 2点質問がございます。

1点目は、公務員の特例的な身分保障に関することだと思いますので、改めて、この改正をする意図を住民の方にもわかりやすく理解していただく必要があると思っていますので、そこを改めて意図を御説明いただければと思っています。

もう1点が、今回の過失の範囲なんですけれども、先ほど職員のボランティア活動中とかあったと思うんですけれども、これが公務の時間、あるいは公務上のときに起こった過失に対するものなのかどうかを改めて教えていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 今の御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

まず、本町での改正の意図というところから説明をさせていただきます。先ほども若干触れたところでありますけれども、大きく3点あるかと思っています。まずは職員の身分を守るということ、それから有能な人材を確保すること、それから近隣自治体、県内市町村と均衡を図るという3点かなと思っています。

公共交通機関がそんなに恵まれていない本町においては、公務中はほとんどの職員が公用車を活用して現地に行ったり、車を利用して勤務をする時間が多うございますので、そういったことから交通事故を起こしてしまう可能性もあります。

それから、常々、町長は職員に対して、地域活動をやったりボランティア活動に積極的に参加してほしいという依頼をしているところもありますので、そういった意味からは2点目の質問にも重なりますけれども、公務上はもちろん、公務外の過失による事件・事故についても、本条例の対象にしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第３３号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第３３号「大崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第３３号「大崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第３４号 大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第１１、議案第３４号「大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第２条第１項の規定により、大崎町職員の公益的法人等への派遣する制度等を整備することにより職員の広域的法人等に派遣ができるように、大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により、自治体から公益的法人等に職員を派遣する場合には、それぞれの自治体において条例を制定する必要があることから提案するものでございます。

それでは、御説明いたします。お手元の議案書の1ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。第2条は、職員の派遣についての規定でございます。第1項では、法に基づき職員を派遣することができる団体として、第1号では町が出資している団体を、第2号では町の事務または事業と密接な関連を有し、施策の推進を図るため人的援助を図ることが必要である団体と定めております。職員を派遣できる団体は規則で定めることとしておりますが、現段階では、社会福祉法人大崎町社会福祉協議会、公益社団法人大崎町シルバー人材センター、一般社団法人スポーツ観光おおさき、一般社団法人大崎町SDGs推進協議会、一般財団法人大崎町農業公社、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会の6団体を予定しているところでございます。第2項では、派遣対象外の職員を規定しております。第1号では臨時的任用職員等を、第2号では非常勤職員を、第3号では条件付き採用期間中の職員を、第4号では勤務延長職員を、2ページをお願いいたしまして、第5号では特例により60歳以後も管理監督職を占めている職員を、第6号では休職・停職中の職員を、それぞれ派遣対象外の職員として定めております。第3項は派遣先団体と合意しておくべき事項を定めるものでございます。第1号では派遣先団体における福利厚生に関する事項を、第2号では業務の従事状況の連絡に関する事項を規定しております。

第3条は、派遣職員が派遣期間満了以外の事由によって職務に復帰する場合として、第1号では役職員の地位を失った場合を、第2号では派遣が法又は条例の規定に適合しなくなった場合を、第3号では双方の取り決めに反することとなった場合を、第4号では心身の故障等の分限処分の事由に該当した場合を、第5号では生死不明・所在不明となった場合を、第6号では懲戒処分事由に該当した場合を、職務復帰の要件として定めております。

第4条は、派遣職員の給与についての規定でございます。派遣職員には派遣期間中、給与を支給しないことが法律で規定されておりますが、一方では派遣職員が従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務や、地方公共団体の事務事業を補完もしくは支援すると認められる業務など、地方公共団体の施策の推進に寄与する場合は、地方公共団体が給与を支払うことができる旨が、法第6条第2項に規定されているところであります。この条例は、法に基づく要件に該当する場合には派

遣職員に町が給与等を支給できる規定を設けているところでございます。

第5条及び第6条は、派遣職員が職務に復帰する際の人事給与上の取り扱いを規定するものでございますが、第5条は給与条例の特例を、3ページをお願いいたしまして、第6条は復帰時の処遇を定めるものでございます。

第7条は任命権者の報告に関する規定、第8条は規則への委任事項でございます。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第12 議案第35号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第12、議案第35号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、令和5年に交付されました番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法において被保険者証に係る所要の改正が行われることから、それに関連する大崎町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、令和5年に交付されております番号法等一部改正法により、国民健康保険法において被保険者証に係る所要の改正が行われたことに伴いまして、本町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次にごございます新旧対照表をお開きください。

第12条は罰則に関する条文でございます。まずは、右側、現行の1行目、「法第9条第1項若しくは」の後にございます「第9項」を「第5項」に改めるもので

ございますが、これは上位法になります国民健康保険法の項ずれに伴うものでございます。この法第9条は、国民健康保険の資格取得等のための届出等に関する部分でございますが、番号法等一部改正法によりましてマイナンバーカードと保険証が一体となるため、これまでの紙の保険証発行交付申請等に係る部分などが削除されたことによる項ずれでございます。

次の「若しくは」以降のアンダーラインにある改正部分でございますが、虚偽の届出をした場合や保険料を納めない場合などに保険証の返還を求めることとされており、それに応じない場合の罰則でございますが、これも、保険証が廃止されることから保険証の返還が生じないため、その文言を削除するものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。附則でございますが、まず、1つ目は、施行日でございますが、保険証が廃止されます令和6年12月2日から試行するものでございます。2つ目は、経過措置の部分でございます。マイナ保険証に移行していない方は、12月2日以降も、有効期限が来るまでの間は現行の紙の保険証を使用することができますが、それまでの間は、この罰則規定も適用するという経過措置でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第35号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第３５号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第３６号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（富重幸博議員） 日程第１３、議案第３６号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、令和５年に交付されました番号法等一部改正法により、令和６年１２月２日から現行の被保険者証が廃止されることに伴います鹿児島県後期高齢者医療広域連合の規約の変更でございますが、地方自治法第２９１条の３第１項及び同法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第２９１条の３第１項及び同法第２９１条の１１の規定により、関係自治体の議会の議決を求めるものです。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次の別紙の、さらに次にございます新旧対照表をお開きください。

改正の理由でございますが、先ほどの条例改正でもありましたマイナンバーカードと健康保険証が一体化となることから、これまでの保険証及び資格証明書が廃止されるため、関係する部分を改正するものでございます。

改正部分でございますが、第４条の、広域連合の処理する事務のうち、市町村が行う事務についてを別表第１に定めておりますが、そのうちの２及び３の順に、「被保険者証及び資格証明書」とあるのを「資格確認書等」に改めるものでございます。

それでは、前のページの別紙にお戻りください。

附則でございますが、この規約は、保険証が廃止されます令和６年１２月２日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第３６号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第３６号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第３６号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第３７号 大崎町総合体育館大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（富重幸博議員） 日程第１４、議案第３７号「大崎町総合体育館大規模改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎町総合体育館大規模改修工事請負契約に関するものでございます。大崎町総合体育館は、昭和６３年に建設され、築３６年が経過し老朽化が著しい状態となっております。町民の皆様が気軽にスポーツを行う機会の創出や、災害時の防災拠点としての機能を有していることから、空調設備を含めた大規模改修工事に係る請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号並びに議決の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の

議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明いたします。

本件の入札を実施するに当たり、設計額、工事内容等を考慮し、特定建設工事共同企業体 J V による条件付き一般競争入札を実施することとし、7 月 1 0 日に、副町長を委員長とする資格審査委員会を開催いたしまして、入札公告に明記する要件を決定いたしました。主な要件といたしまして、J V の結成については 2 社または 3 社とし、地域要件として大崎町、志布志市、曾於市に本社・本店を有していること、代表構成員の要件として、鹿児島県の建設業者格付け建築 A 級を有し、本件体育館と同規模の延べ床面積 4, 0 0 0 平方メートル以上の施行実績を有していることなどを主な要件に設定いたしました。

その後、7 月 1 7 日に入札公告を行い、入札参加申込期限である 8 月 5 日までに 4 グループの申し込みがございました。その後、4 グループの入札参加資格について審査を行った結果、入札参加資格が認められたことから、8 月 2 3 日に入札を執行いたしました。入札の結果、久徳・有馬特定建設工事共同企業体が落札し、8 月 2 6 日に仮契約を締結したところでございます。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に添って御説明いたします。

契約の目的は、大崎町総合体育館大規模改修工事でございます。契約の内容は、電気工事及び空調機器の機械設備工事を含め、屋根や建物本体を改修する建築一式工事であり、鉄筋コンクリート造の延べ床面積 4, 0 8 6 平方メートルでございます。契約の金額は、1 4 億 8, 5 0 0 万円でございます。契約の方法は、条件付き一般競争入札による契約でございます。契約の相手方は、久徳・有馬特定建設工事共同企業体で、代表構成員は鹿児島県曾於郡大崎町神領 2 1 5 6 番地 1、久徳建設株式会社、代表取締役、ヨシドメユウスケ。構成員は、鹿児島県曾於郡大崎町菱田 2 5 4 3 番地 1、株式会社有馬工務店、代表取締役、脇田康弘でございます。

なお、2 枚目以降に、参考資料として入札執行調書、改修後の平面図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○2 番（草原正和議員） 約 1 5 億円ぐらいの工事ということで、これにつきまして、先般地震等がありましたけれども、耐震率の問題は問題ないのか、確認が取れてい

るのか。震度何まで、今、耐えれていて、改修工事をした後、耐震工事がないので変わらないのか、改修することによって少し上がるのかが1点。

あと、もう1点。世界情勢等で物価高、価格高騰いろいろあると思いますけれども、この価格で決定ということで、今後、物価高等で増額の可能性はないという認識でよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいま、2点の御質問がありました。耐震性の問題が1点と、あと、今後、物価高等で価格に関する価格の変更はないのかという御質問でありましたので、ここは担当課長のほうで答弁させていただきます。

○建設課長（時見和久君） まず、1点目の耐震に関しましては、今現在、体育館につきましては昭和62年に建設されております、したがって、今の新基準、昭和56年以降に建設ということで、耐震に対しては問題ないと思われま。

それと、先ほどの物価上昇による今後、契約の増加はないのかということですが、契約事項の中に、著しく物価上昇が認められる場合は変更をするということが決まっていますので、そういうことがある場合は増加、変更等あると考えております。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○9番（吉原信雄議員） 契約者が2社だと、有馬さんと久徳さん、15億の割合は五分五分なのか、何らかの形が出てくるのか、こちら辺の説明をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 今の御質問につきましても担当課長のほうで答弁させていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 今回の工事についてはJV方式を採用しておりまして、2社による共同企業体で構成されておりますが、代表構成員と構成員については出資割合が7対3になっております。ですので、恐らく経費もそういう形になるのかなと想定しております。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） はい、わかりました。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 先ほど同僚議員が質問したのに関係がございます。14億8,500万円についてですが、先ほど申しましたように同僚議員の質問に関係がございますが、その後、現在出されております図面について、何らかの形で変更が生じた場合に変更契約なんかをして、増額の可能性はないのかどうか。ちょっと私はそこに疑問を持っているんですが、そういったことはないということで確約できるんでね。

○建設課長（時見和久君） この設計を現在しております。それに基づきまして設計額

を決めて入札したわけでございます。実際、現地に入り、今、実際の設計と現地がどうなのかを当たっております。その中で、どうしても設計の中で見えなかった部分、地下の部分です、床の部分ですね、そういうのが出てきた場合、変更、それから実際入って、設計で必要ないものが出てきた場合においては、変更も出てくるという場合もあります。

○10番（中山美幸議員） 非常にそこは表面上、出てこない部分だろうと思います。変更された部分を追加工事として認めるのか、認めないのか。そうしますと、この金額より上がってくる可能性が大なんですね。それを追加工事として認めると、今回の14億8,000万、約15億なんですが、これが増加していく可能性があります、今後、設計図面及び実行図面を議会に提出をしておいていただきたいと要望申し上げて起きます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○2番（草原正和議員） 先ほども質問があったんですが、途中で変更があったり、また材料等の物価高騰等で増額も中にうたわれているということですけども、決して増額をするな、変更をするなということでの私の質問ではないです。ただし、予算内に納めるために手抜き工事だったり欠陥だったり、強度が少し足りなかったと、あとワンランク上にしておけばよかったのになということがあってはいけないので、そういうことが生じた場合、増額致し方ないときには、その部分を十分精査していただいて、質問があったときにはこういう事情で上げた、変更をした、計画の途中でよりよいもの、こういう意見が出てきたので変更したといったときに、誰しものが納得できる形で説明が付く形で増額、変更を行ってほしいという質問です。そのへんを強く要望しておきます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

○4番（鷲東慎一議員） 議会のほうに当初説明があった部分で、災害対策時の太陽光パネルと重油の発電機について、議会のほうからも指摘があって屋根には付けなくて、ほかのところに付けるような話も当初出ていたと思うんですけど、この図面には載っていないんですが、この2点については変更があったのか、そのまま付けるのか、そのへんの御説明をお願いいたします。

○社会教育課長（宮本修一君） お答えさせていただきます。

当初、当初予算のほうで付帯決議という形で御意見をいただいた部分だろうかと思います。まず、1点目の太陽光発電設備設置方法等につきましては、付帯決議の申出を受けまして、いろいろ検討をさせていただきました。その検討の結果につきましては、今回の大規模改修工事においては太陽光発電設備は設置をしないというところで決定しているところでございます。

もう1点、緊急時発電装置についての御質問だろうと思いますけれども、動力燃料の重油を酸化防止のために停電時以外に消費使用することは、脱炭素の取組と逆行するというような御意見だったかと思います。これにつきましても、いろいろと協議をさせていただきました。まず、CO₂を出さないための取組として、重油が参加する前に廃棄処分する方法、もう一方で、他の公共施設、あるいは農家さんなどに融通する方法、いろいろ検討させていただきましたけれども、まず、廃棄をする方法につきましては、燃料補充を含め、廃棄に係るコストが年間85万円程度必要になるということと、一方で、ほかに融通をする場合には、燃料の品質の問題、あと、公平性の問題等考えられまして、仮に融通をしたとしても、動力として使用すれば、そこでCO₂が発生してしまうということも考えられたことから、体育館において有効利用させていただくのが一番いいのではないかという結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○4番（鷺東慎一議員） わかりました。太陽光はせずに、災害時の重油の発電機は設置するという事で、ガスのほうがいいんじゃないかと議会からの意見があったんですが、重油にするということですね。太陽光はもう1つは屋根付きの駐車場にしたほうがいいんじゃないかという意見等が、そのへんの話が出ていたようなイメージがあったんですが、屋根には付けずに、そっちのほうに移行するという、そういうのはなかったわけですね、しないというわけですね。執行部の答弁だったと思うんですが、確か。

○副町長（千歳史郎君） その件については、私のほうから答弁させていただきます。

今、鷺東議員がおっしゃったとおり、そういう話も出ました。当初、草原議員から太陽光は管理が大変じゃないかということで協議をして、今、社会教育課長の言ったとおり、太陽光は設置しないということで、今後、今回の工事の中には太陽光を駐車場に屋根をつくって設置するとかそういう方法もあるということで、今のところは、まだこの工事には入っておりませんが、今後、そういう方向に向けては検討してまいりたいと思っております。

○4番（鷺東慎一議員） わかりました。災害時の緊急発電用のCO₂削減を含めた太陽光だったので、駐車場の屋根は考えていくのも1つなのかなと。屋根にしないということはよかったことなのかなと思っておりますので、それらは今後の検討課題として執行部のほうは考えていっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第37号「大崎町総合体育館大規模改修工事請負契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号「大崎町総合体育館大規模改修工事請負契約の締結について」は可決されました。

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午前11時50分

第 2 号

9 月 1 1 日 (水)

令和6年第3回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月11日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（1番，2番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 鷺東慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東靖弘	農林振興課長 上野明仁
副町長 千歳史郎	建設課長 時見和久
教育長 穂園正幸	農委事務局長 松元昭二
会計管理者 岡留和幸	水道課長 本松健一郎
総務課長 上橋孝幸	教委管理課長 相星永悟
企画政策課長 渡邊正一	社会教育課長 宮本修一
商工観光課長 鎌田洋一	税務課長 川越龍一
町民課長 谷迫利弘	
環境政策課長 竹本忠行	
保健福祉課長 岩元貴幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局 局長 久保健一朗
次 長 松元幸紀

議 事 係 長 上 床 就 路
庶 務 係 主 査 隈 本 紀 代 美

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、1 番、藤田香澄議員及び
2 番、草原正和議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 一般質問

○議長（富重幸博議員） 日程第 2 「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可いたします。

まず、2 番、草原正和議員の質問を許可いたします。

○2 番（草原正和議員） 皆さん、おはようございます。私は、今回、通告に従いまして、大柰 1 番、大崎町における子どものスポーツ支援について質問していきます。

まず、1 回目の質問。スポーツイベントに対する本町の支援はどのようなものがあるかを 1 回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

スポーツイベントの支援についての御質問でございます。現段階では、スポーツ少年団やクラブチームなどが主催する大会、イベント等に対しての財政支援及び人的支援は行っておりません。現時点での具体的な支援の予定はございませんが、長といたしましては、スポーツ少年団やクラブチームなどの活動が地域全体の活性化に寄与するものであると認識しておりますので、今後も必要な支援は行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○2 番（草原正和議員） 現在のところ、人的支援、財政的支援は、スポーツ少年団とクラブチームは行われていないということで、先日行われました、6 月 9 日にラグビーの試合が行われたと思います。そのときの試合には、どのような支援や補助があったかをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） ラグビーの試合にはどのような支援や補助があったかという御質問でございます。御質問のラグビー大会につきましては、ラグビー協会が、6 月 9 日に開催した大会だと認識しております。大会における助成等につきましては、簡易シャワー室棟の賃借料 7 万 4 千 800 円をはじめ、給水工事、ラクタイなど約 100 万円の費用を支出しております。

また、人的支援につきましては、スポーツ観光おおさきから数名、準備等の協力を行ったほか、駐車場と試合会場を結ぶ交通手段として、町のマイクロバスを2台運行したところでございます。

なお、助成に至った経緯でございますが、当ラグビーフットボール協会は、令和5年度に本町スポーツ協会に加盟した、比較的新しい競技団体であり、本協会の競技団体が増加することは、子どもたちが自分に合ったスポーツを見つける機会を提供できるとともに、本スポーツ協会の活性化につながることから、非常に重要なことと捉えておりますので支援の必要性を感じたところでございます。

また、大会への助成の件についてでございますが、これは町のスポーツ振興及び地域活性化の一環として行ったものでございます。今回の催しは多くの参加者や観客を町に呼び込み、経済的な効果が期待できることから、町としても重要なイベントと位置付けたところでございます。

なお、イベント開催に伴う選手、監督を含めた観光客の増加や地域経済への波及効果は大きなものがあり、具体的には宿泊施設や飲食店など多方面にわたる経済効果があつたものと思っております。

このようなことから、大会招致に係る運営費の一部を町のスポーツ協会を通して助成を行ったところでございますが、助成に当たりましては、本年の5月に開催いたしました本町スポーツ協会総会においてラグビー大会における運営費の一部を助成することに対して承認をいただいたことから、予算を執行したところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 約100万円ほどと人員を支援したということで、非常にですねスポーツを盛り上げる上でいいことだったのではないかなと思う一方、町内で行われているスポーツ団体、スポーツ少年団、クラブチームからどのような声が町長のもとには届いているか、聞こえているか、お聞かせください。このラグビーの試合に関してですね。

○町長（東 靖弘君） どのような声が届いているかということでございますが、一番最初は、ラグビーを見たことがなかったと、だから、ここでそういう高校生の大会があるということでラグビーはどんなスポーツなのか、どんな練習をしているのかと関心があつて来たという方々が数名おられました。私も間近に見たことがなかったので、そういったのを見られた方々は非常に感動しておられたと思います。

100万円の助成のことではありますが、スポーツ協会で審議していただいて支出しておりますけれども、そのほかにシャワーといったものに対してそれほどまでなければならなかったのかと、直接ではありませんけれども間接的にはそういう声も

聞いたところであります。

- 2番（草原正和議員） 私のほうも、ラグビーを近くで見た、迫力があつたと、いろんな声を聞いています。その中でですね、スポーツ少年団から多かった声というのが、「いいな、ずるいな、自分らのときにはバスとか出してもらったりしていないのに、なんでラグビーだけ。大崎町の子どもはいないのに、大崎町の子どもがやっているスポーツには支援がないの」という声を多く聞きました。

そのような中で、せっかく一步、スポーツのために一步踏み出したのだから、その足を一步また元に戻すよりは、「いいのが行われたね。私たちのチームにも何か支援してよ」というような声かけをしていきましょうよという形で、その声に言葉を返したところでした。そのことから、他のスポーツ団体も同様に支援がもらえるように明文化して使いやすく、またその制度をさらに利用しやすい、本町内のスポーツが盛んに行われるようにするべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） 今までスポーツ少年団等に対する支援は、直接、私自身もそこに聞いておりませんでしたので、やはり同様の支援はすべきだというとらえ方をしております。町内で大会をするといったので大きな波及効果があるという部分はそういう対応ができるものと思っておりますが、今まで一回もスポーツ少年団に対して大会を開くときの支援措置の要望を聞いておりませんでしたので、御質問を受けて改めてそのことは認識したところでございます。

- 2番（草原正和議員） 是非ですねそのような声に耳を傾けて、少しずつでもいいので支援をしていただけるよう要望をしておきます。

続きまして、スポーツ施設への支援についてお聞かせください。施設への支援というのは、建物もだし、中の設備等、要望があつた場合、どのような支援、もしくは増設とかそのような対策をしているのかについてお聞かせください。

- 町長（東 靖弘君） スポーツ施設への支援についての御質問でございます。住民の皆様が安心して施設を利用できる環境を整備することは重要なことであると認識しております。

各種スポーツ団体等からの様々な施設に関する要望等につきましては、緊急性などを勘案し、必要がある場合は、予算の範囲内でその都度対応している状況でございます。

- 2番（草原正和議員） いろいろなスポーツの団体から、ナイターの照明が欲しいやら、バレーのほうからネットの新しいのが欲しいと、いろんな声を聞いております。その中でも、本町はプロ野球選手を多く輩出している町として、このことを利用しない手はないと思うのですが、グラウンドの整備、ナイター施設、バックネット等を整備するべきではないか、また、屋内練習場を建設すべきではないかと思います。

今のうちから、大崎町にプロ野球選手、または当該選手の後輩等がオフシーズンに本町に来る流れをつくっておくべきではないかと、せっかくプロ野球選手がいます、でも、これからなかなか本町から多くの選手を出すというのは難しくなっているのではないかなと思います。今であれば、まだ、そういう施設をつくると、屋内練習場が欲しいという声がやっぱり多いみたいです。その点についてはどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

グラウンドの整備やナイター設備及びバックネット等を整備すべきではないかとの御質問でございます。町内出身のプロ野球選手も数多くいます。オフシーズンの合宿にも本町を利用していただいておりますことは承知しています。このことを踏まえて、その他の施設に関しましても総合的に検討を重ねてまいりたいと思います。御質問はもっともなことであると思っておりますので、担当課等とも前向きに検討してまいりたいと思っています。

○2番（草原正和議員） 担当課と相談をしながら前向きに検討してもらえるとということです。

それで、スポーツの町として、その他のスポーツ、ビーチであれば近年の温暖化等を考え、応援の場、待機の場として日陰をつくったりとか、夕方から夜間にかけて試合ができるようにナイター設備を設置する等、施設内スポーツであれば、バレーや剣道等のために、各小学校にエアコンを完備する。また、水泳であれば水泳大会ができるように益丸プールを、今、半分以上使われていない状態ですね、その辺、益丸プールのほうも修繕等をして、ちゃんと大会等ができるように整備すべきではないか。スポーツの町として、本町で子育てをするメリットの創出のため、他の自治体の先駆けとなるような取組はできないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ビーチスポーツ専用競技場のナイター施設に関しましては、国民体育大会が開催された場所でありますし、その後の利用促進のため、ナイター施設を設置するのも1つの案であるかと思えます。

また、益丸プールに関しましては、現在、観光施設の在り方検討会を開催中であり、委員の方々に施設の改修や利用方法、利用促進等について検討していただいております。検討結果をまとめていただき、今後の参考とさせていただきたいと思えます。

また、小中学校のエアコンのことにつきましては、教育長とも相談し、早期に実現できるよう計画的に進めてまいりたいと思えます。

○2番（草原正和議員） また、いろんな方向からですね各部署と話をし、スポーツ少年団だけでなく体育館のエアコンというのは、非常に先日の子ども議会でも子どもたちから要望がなされていると思えますので、できるだけ早急に対応できる

よう要望を申し上げておきます。

続きまして、県外の大会や合宿等の支援についてですね、これは上位大会に進出すると、あとは県の代表選手に選ばれたりしたときに支援ができないかという質問です。その点、お聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 県外大会、合宿遠征等の支援についての御質問でございます。全国大会の出場補助金につきましては、本町に住所を有する者で、県外で開催される全国大会を対象とし、申請に基づき補助金を交付しております。

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、個人で出場する場合、1人1万円を上限に、団体で出場する場合は3名以上を対象とし、3万円を上限に交付しているところでございます。

なお、合宿遠征等に対する支援につきましては、現在行っていないところです。以上です。

○2番（草原正和議員） 1人であれば1万円、3名以上の団体であれば3万円ということで、遠征等については支援はないということでしたが、やはりですね支援金の増額または新設という形で、将来、有名選手等になったときに、本町の支援があったからよかったなと、本町で育ったからよかったなと思えるような支援ができないかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） スポーツ少年団等が県外大会や合宿遠征に参加することは、子どもたちのスポーツ技術の向上だけではなく、チームワーク向上にも大変重要であると認識しております。

全国大会の出場補助金につきましては、昨年の9月議会でも御質問いただき、少年団活動等の醸成等を勘案して協議する必要があると答弁しておるところでございます。少年団活動の活動状況を注視しながら前向きに検討してまいります。

また、強化選手等の合宿遠征等の支援につきましては、現時点ではそのような支援を行う予定はございません。強化選手の育成は重要であることは認識しておりますが、支援の公平性や他の施策との整合性を考える必要があると思っております。そのため、特定の選手に対する支援は現時点では予定しておりず、地域全体のスポーツ振興を優先して進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） わかりました。

公平性があるということですが、秀でた選手を育てるのも町の役目ではないかなというふうに思いますので、その辺も検討のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、スポーツ少年団や部活動等の日頃の活動に対する支援はできないか

です。いろんな備品、機械や何やかにやという部分、クラブチームやスポーツ少年団で必要なもののとき、今までは団のほうで団費だったり、努力をして賄っていたようですが、それについて支援、援助ができないかについてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） スポーツ少年団、部活動への支援についての御質問でございます。現在、スポーツ少年団、部活動等に対して行っている支援につきましては、社会教育課ではスポーツ少年団支援として総合体育館などの社会体育施設の使用料の全額減免や、照明使用料の半額減免、学校開放においては照明使用料の全額減免などの支援を行っております。

また、町のスポーツ協会の競技団体から、必要に応じて指導者を派遣するなどの人的支援を行っている競技団体もございます。

管理課では、中学校部活動の支援として、地区の中学校総合体育大会に出場する各部活動生徒に対して、学校から大会会場までの送迎をするバスを出しており、県体育大会以上の大会に出場する生徒に対しては出場補助金を出すなど、スポーツの振興及び保護者の費用負担軽減を図っております。

しかしながら、スポーツ少年団を取り巻く環境は、少子化などの影響による団員の減少に伴い、運営資金が不足するなど様々な課題があると認識しております。スポーツ少年団に対してはどのような形の支援が望ましいか、今後、調査・研究し、前向きに検討してまいりたいと思います。

○2番（草原正和議員） 少子化等で運営費が困難ということで認識はされているようです。今回、私がこの質問に至ったのは、なかなか運営が難しいと。最近の若い人たちは甘えているという声も聞こえます。ただしですね、少子化が進んでいって、昔多かった団員数が減ってくると、やっぱり1世帯当たりの負担が多くなります。なので、そのような形で支援はできないかという質問に至ったわけですが。町長は町長になられてから、平成13年になられたと思いますが、そのときの出生者数から今までの出生者数の計、推移、また小学校、中学校の児童・生徒数の推移というのはどのように認識しているかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 確かに、平成13年12月から大崎町長を務めさせていただいております。そのときの総体人口は1万5,000人から6,000人だったと記憶しております。当時は、大崎町で生まれる子どもたちも120人、150人、200人いたかどうかは定かじゃないですけども、かなりの子どもたちが生まれておりました。したがって、各学校においても学校の活動自体が活発だったと記憶しております。だんだん、だんだん、時代が流れてくる中で少子化が進んできていることと、若年層の町内在住が少なくなってきた子どもたちの数も少なくなってきたというところでございまして、平成の終わり頃となりますと、大体100名ぐらい子

どもたちが生まれておりましたけれども、現在、4年、5年経つ中で、現在50名まで落ちてきているということが現状であると認識しております。

少子化を解消して、それぞれの学校が、あるいは地域が活性化するというのが一番望ましい自治の姿であるんですけども、なかなかそれを実現できていない課題に直面しているという状況であります。

○2番（草原正和議員） 私の手元にある資料によりますと、平成13年出生者109名、令和5年度は47名ということで、半数ですね、という形です。また、小学校、当時平成13年、小学校の合計が1,001名、中学校605名、令和6年度に関しましては、小学校571名、中学校311名、そちらのほうも約半数なんですね。それで考えると、出生者が約50名前後だと、これから、その子たちが小学校、中学校に上がるときには、今より半分なんですね。半分となったときに、やっぱりクラブチーム、スポーツ少年団を維持できるのかというと、なかなか、団員数が100名いたときに100万円集めないといけないとなると1人1万円ずつです。だけど、それが3分の1となってくると1世帯当たり3万円となってきます。なので、昔は自分たちで賄っていたよというのがなかなか通じない時代に来ているのかなと思いますので、そちらの支援も、先ほど前向きにということでしたけど、確認のためにもう一度、そういう支援をどのように進めていくか、もう一度お聞かせください。

○町長（東 靖弘君） いろいろ部活動を運営していくことは非常に厳しい状況にあると思っております。

今回も、剣道で全国大会に出ている子どもがおりました。大崎中学校から1人しか剣道部員がいなくて、それで近隣でチームをつくって全国大会に出場、県で優勝して出場でした。ソフトボールにおいても、3名、全国大会で挨拶に来てくれましたけれども、それも近隣の町との合同チームで、自分の町でチームができるということは厳しい状況になってきているように受け止めております。そういった中でスポーツを通じた人材育成、そしてまた、そういった子どもたちが健全に伸びていくということを、育てていくことも我々の責任でもあると思っております。部活の運営費が窮しているということは素直に受け止めておりますので、そこは何らかの形での支援体制は構築すべきであろうと思っております。

○2番（草原正和議員） 是非ですね支援を前向きに、よりよいものを。今あるスポーツ少年団を進めるだけではなく、先ほども言ったように、他の市町村から、子どもを育ててスポーツをさせるなら大崎がいいよと、大崎に行けばいろいろ整っているよというような施策、支援を要望しておきます。

続きまして、大枠の2番、大崎中学校の変化についてです。その中で2学期制に

ついて質問いたします。

大崎中学校、本年度から2学期制になっているようですが、町長、副町長は、そのことについて、いつから認識をしていましたか。

○町長（東 靖弘君） それでは、まず、私のほうからです。中学校における裁量のことでございますので、質問の通告があってから認識をいたしました。

○副町長（千歳史郎君） 私のほうも、一般質問の通告があったとき、2学期制があるかなと感じたところでございます、そのときでございます。

○2番（草原正和議員） この通告があったときに聞いたということで、今までの流れが教育の場と行政と、そういう流れだったのかなという部分は思いますが、やはりですね2学期制になることですごく戸惑っている保護者が多かったです。なので、いつから知っているのかなという形で聞かせていただきました。

そのような中で2学期制の経緯をお示ください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

まずもって、大崎中学校の2学期制の御質問でございますが、成績評価、いわゆる通知表の2期制についての御質問と認識しております。導入に際しましての経緯につきましては、学校内におきまして、令和5年7月から12月にかけて、成績評価2期制の計画書を作成し、令和6年1月30日の職員会議で導入することの決定をしております。

2月8日は、PTA総務委員会、22日には1・2年生の学年PTAの場で、保護者に対して具体的な変更点や理由などの説明、併せて、全保護者に文書にて通知しているところでございます。

3月15日には、地域住民の代表者等からなる学校運営協議会の場で説明がなされておきまして、これらの経緯を踏まえまして成績評価2期制の導入に至っております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 今、なった経緯を説明していただきましたが、そのような中で2学期制のメリット・デメリットについてお示しいただきたいのと、そのメリット・デメリットを保護者の方に説明して意見の聴取、また、どういうことだよという説明が行われたのかについてもお示ください。

○教育長（穂園正幸君） 今、2学期制のメリット・デメリットと、その説明はどうかという御質問だったと思います。

まず、メリットについてでございますが、大きく3点ございます。1点目が、夏休み・冬休みを活用して評価ができることでございます。前期のうちの4月から7月までの学習・生活評価を夏休みに、後期のうち10月から12月までの学習・生

活評価を冬休みに行うことで、時間をかけて生徒の良さや課題の確認、今後の手立ての検討をすることができるようになります。

前記の評価を9月に実施することで、夏休みを活用した個別の指導や学習か代等による生徒の伸びといった成果を、今まで以上に評価結果に反映することができるようになります。また、後期も同様な方法で冬休みを活用することができます。

2点目でございますが、成績評価2期制に合わせて、学校行事や各テストの時期を再検討することで、今まで行事等が重なり、月によっては慌ただしく余裕がない状況が均等化されることになります。

3点目は、成績評価2期制の導入により、学校の教育活動全体としてゆとりを生み出すことにつながり、通常の学習をこれまで以上に充実させたり、教師と生徒が触れ合う機会が増えたりすることで、よりきめ細やかな指導ができるようになるかと思われま。

保護者にとっては、これまで3回の評価や所見を見ることができましたが、これらが2回になり、一抹の寂しさもあるかもしれませんけれども、特に現在のところ、デメリットは捉えていないところでございます。導入初年度ということで、今後、課題が出てくる場合もあるかと考えております。

先ほど、そのようなメリット・デメリットを保護者のほうにということですが、先ほど申し上げたとおり、保護者に説明する1・2年生の学年PTA、あるいは2月の文書で、この制度の効用、どういう成果があるのかが書いてございまして、学校のほうで、その場を使って、あるいは文書で周知しているところでございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 今、メリット・デメリット、いろいろ説明されて、また書類をもってということでしたが、変化をする中で保護者の方たちから2学期制にしないでほしいとか、今までどおりがいいとか、ヒアリングをしたり、調整する会合等、今、説明されたのは、こういうふうになりますという説明ですよね、その前の段階、仕様と思っているけどというふうで話し合いが持たれたのか、それとも、校長先生がすると決めて、保護者の意見は聞かずにアナウンスをしたのかについてお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 繰り返しになりますが、先ほど経緯のところでもちょっと説明いたしましたとおり、学校のほうでは通知表等の様式、回数は学校の職員会議で決定をいたします。その前に、先ほど申し上げたとおり、事前にどういう成果があるのか、先進地的なところはどういうところがあるのか、そういうのを調べて、学校の職員研修という場がございます、校内で研修を職員の方々が研修し、十分協議

しながら、先生方でどういうメリットがあるのか、どんな方法がいいのか等を、先進地等も含めて研究し、そして、先ほど申し上げたとおり、職員会議で決定するというになっておりまして、その後、保護者のほうへは説明をしているところでございますが、聞くところで、保護者の説明の中で意見がそういう部分の中でいっぱい出てきたということは聞いておりませんので、そういう場をもって周知としたのではないかと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 文書をもって、先生達と協議して2学期制にするということ決めて、1・2学年制を対象としたPTAの場で意見を聴取したということですが、保護者の中から、やはり2学期制についての戸惑い、不平、大分聞いております。意見が出てこなかったという形で答弁をされましたけども、もう、こういうふうにしますというプリントなんですよ。その場でですねやっぱり全体の学年PTAの中で「何で」ということはなかなか言いにくい。その場にやっぱりいると、学校が決めたことに言うと、中学生になってくると高校の進学推薦等をもらいたければ、内申書とか、意見を言ったらどう思われるんだろうということを気にすると、やはり意見が言えないという中で、経緯の資料をいただいていますけれども、事前にですね。もう学校のほうで計画をして、決めて、その後、PTA、1・2学年の役員会、1・2年生のPTA等でやって、その後、学校運営協議会という形に説明となっているんですけれども、運営協議会が一番最後なんですね。こうなりましたよと決めたのを配るだけであれば、運営協議会は協議の場ではないですよ。もう決まったことを、ただ言われるだけです。やはりですね、これ、順番がおかしいのではないかなと。協議をして、協議の上で決まってからアナウンスをするというのが必要だと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 2期制につきまして、十分な協議はされたのかといいますと、先ほど申し上げたような場を設けて協議をされているんですけれども、御意見が言いにくかった、あるいは学校運営協議会のほうは順番的にはもう少し早くしたらどうかというような御意見だと思いますので、2期制が導入されて、今後、9月末までに期末テストをして、10月に通知表が渡されるのではないかと考えております。

初年度でありますので、今、議員がおっしゃいますように、保護者の方々がいろんな御意見を持っていられるかと思っておりますので、そういう保護者の御意見、実際もらったときにどうだったのかというような御意見も踏まえて、これは学校裁量の中での通知表のことですので、今後、どのようにしたらいいのかということも前向きに検討して、いい方向性でできるようにしていければいいかなと思っております。

○2番（草原正和議員） 是非ですね話し合いをしていただきたい。やはりですね保護者の中から配られた資料が前もってあるんですけれども、通知表が2回発行になることに不安に対する回答ということで、通知表が、今までの1学期、夏休みに入る前、ないけども、7月の下旬、個人面談や具体的に資料を使って説明いたしますというのがうたってあるんですよ、保護者に配られた資料の中にですね。ですけども、家庭訪問、三者面談と、特に家庭訪問ですね、1・2年生に関しては。家庭訪問は、今、中学校は玄関先でとなっているようです。玄関先というのが、玄関の扉も閉めたまま、そこで立ち話と。だから、家はここなんですねというぐらいで帰られたよと、成績のことについては、何も触れなかったよと。やはりですね、この説明資料と全然違うんですね。

あとはですね、家庭訪問中、教職員の方、担任の先生から、余りにもいろんな物事がころころ急に変わりすぎている、現在の校長先生になってからですね。変わったことがいい、悪いではないんですが、余りにも急すぎて、保護者の間に挟まれるのがきついという声をいただいています。なので、2学期制が良い、悪いじゃないですね、したことが悪いと言っているわけじゃないです、この質問はですね。やはり保護者の合意を得たり、説明、順番をちゃんと踏んでからすべきではなかったのではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、いろんな意見があって、それを危機ながら、保護者の意見、それから教師の意見、あるいは生徒の意見、そういう意見を聞きながら学校経営をしていく、信頼できる学校経営をしていくということは、学校経営条の一番基本ではないかなと思っております。

先ほども申し上げましたが、今、急々に決まって、学校の運営上、戸惑っている先生方もいらっしゃるという御意見を聞きましたので、そういう部分の中ではいろんな先生方、あるいは保護者、そういう意見を聞きながら学校経営をしていくことはすごく大事なかなと思っておりますので、今後、校長研修会、教頭研修会とかいろんな研修会等に伝えて、指導・助言していきたいと考えております。

○2番（草原正和議員） 是非ですね、今、言われたように、いろんな意見を聞きながら物事を進めて、スムーズな学校、子どもたちに大人の話し合い等で教育の場がいろいろ不平・不満があってはならないと思います。やはり話し合いを持って進めていただきたいと強く要望申し上げます。

続きまして、2学期制にしたこと以外で、現在の校長先生になってから、大崎中学校で変更があった行事、運営上の変更点をお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

本年度から開催を中止した行事は、駅伝、ロードレース大会のみでございます。

開催時期を変更した行事は、家庭訪問、体育祭、合唱コンクール等でございます。
新規の行事につきましては、ございません。

また、運営上の変更点につきましては、生徒主体で行えるところは生徒に任せる
こととして、体育大会を体育祭と名称を変更した上で実施されております。また、
卒業式等での吹奏楽部の演奏が中止となっております。

それから、家庭訪問も、先ほどの成績評価 2 期制の導入によりまして、夏休み中
に行われております。

以上でございます。

○2 番（草原正和議員） ロードレース等、駅伝等いろいろ廃止になったり、時期をず
らしたりということがありました。そのような変更のときに、教育長、または町長
として、そういう変更のときにはどのように携わっているのかについてお聞かせく
ださい。

○教育長（穂園正幸君） 大きくは、教育課程の編成に関わることだと思っております。

教育課程をつくる編成権につきましては、校長がでございます。ですので、校長の
ほうで、職員会議、そういう研修の場を経て、この行事等の変更点、あるいは名称
の変更を話し合われているとお聞きしております。

全体的な学年、あるいは学校全体での教育課程をこういうふうに編成しましたと
いうのを教育委員会には届けてありますけれども、どこの何月にどういのが変更
になりましたというのは学校からの報告等は求めておりませんで、全体の教育課程
が冊子として届けられるという仕組みになっております。

以上でございます。

○町長（東 靖弘君） 私のほうとしましては、学校でいろいろ計画があったり変更が
あったり、また実行されたりということにつきまして、特に必要な事項等につい
ては教育長から報告がありますけれども、特に学校側から私に対しての報告は求めて
もおりませんが、報告もないですが、教育長のほうからそういった連絡はあってお
ります。

以上です。

○2 番（草原正和議員） 報告等だけで、特段、それはちょっと早いんじゃないかとか
そういうもののアドバイスとか、もうちょっと意見を聞いたほうがいいんじゃない
か、時期をもうちょっと様子を見たほうがいいんじゃないかという話し合いは持た
れないという認識でよろしいでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 例えば学校運営においては、大きく 4 点ほど、校長が関わる
運営上のものがあると考えておりますが、1 つが、教育課程に基づく教育活動です。
児童・生徒が行う教育活動です。2 つが、学校の施設設備や教材の関係がございま

す。3つ目が、文書作成の事務、あるいは人事の管理、会計処理などの内部事務が
ございます。4つ目が、教育委員会、PTA等との連絡調整など、校長が掌握する
いろんな学校運営上のものというものは多岐にわたっているところでございます。

これらの事務の改変、あるいは変更点について、すべてのことを話し合っ
て協議しながら、あるいは、ここが変更がございまして、というようものを教育委員会
のほうでは求めているところでございます。

ただ、やはり、一部の事項については、生徒達の声聞くために生徒会の活動
を利用したり、あるいは保護者、PTAの方々の御意見を聞く場として、PTA活動
があったり、先ほどもありましたけれども、地域住民の代表の方々のいろんな学校
運営に関わるものは、学校運営協議会というような場があるんじゃないかと思いま
すので、そういう場でいろいろ提案されて、例えば体育祭の名称の件や、体育祭を
秋だったのが春にするとか、そういう場面で聞かれる場はあるんじゃないかと考え
ております。

また、教育委員会と町長との意思疎通につきましては、教育の大きな大綱という
部分については総合教育会議を開催しておりますし、委員会の委任によって校長に
権限を与えることを鑑みて、学校がある程度の主体性を持って教育活動ができるよ
うに配慮することも大切だと考えております。町長等に報告やいろんな協議に持っ
ていくのは、例えば予算を伴う財政措置を伴うもの、学校の統廃合という重要な事
項等につきましては、町長等との意思疎通をしながら進めていっているところでご
ざいます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 校長に権限、裁量権を持たすということで、今の校長先生、
生徒主体でというふうになんか物事を変更をしているようです。しかしながら、
吹奏楽部の演奏の件に関しまして、吹奏楽部、校長先生のところまでお願いに行
ったということを聞いていますけど、そういうお願いがあっても聞いてもらえない
と、それは生徒主体じゃないんじゃないのかなという部分。また、体育祭に関しま
しても、徒競走をみんなから意見を聞いて、なくしましたという形でしたけど、実
際見に行きました。応援団と、いろいろ雰囲気もよくなったり、いい部分もたくさ
んありました。しかし、走りたくない人がいるからなくしたという割には、800
メートルでしたか、中距離の女子生徒の方だと思いましたが、自分で立候補した
のではないんじゃないのかなという感じの競技が行われました。聞こえてくるのは、
じゃんけんで負けたから出たんだよとか、そういうような声も聞きました。そうい
うのが生徒主体だというのはなく、校長先生の思いが余りにも強すぎて、ただ、
それが悪いということじゃないです、ただ、合意、時間がもうちょっと必要だった、

そこに教育長としてアドバイスをすべきだったんじゃないかなと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど申し上げましたとおり、例えば卒業式の吹奏楽部のこととか、あるいは８００メートル走のこと、あるいは徒競走のことというのは、具体的に教育委員会のほうに相談があつて、教育長はどう思うかとかいう場がございませんでした。

ですので、今、お聞きしたり、あるいは町民の方々からもそういう声を聞いたので、例えば卒業式につきましては、吹奏楽部の部長を含めた３名の吹奏楽部の生徒と教頭先生が話し合いを行っております。その話し合いの中で、卒業生に感謝の気持ちを表したいという生徒の気持ちを受け止めた上で、スプリングコンサートを昼休みに行つて、いろいろな曲を演奏して感謝の気持ちを表してみてもどうかという提案をされたり、あるいは体育祭の８００メートル走につきましても、１人は自主立候補で決まって下ります、もう１人は、話し合いの場で速い生徒が断つて、最終的にこちらも自主立候補で決まっていますし、じゃんけんや押しつけによる決め方は確認できておりませんと聞いております。

それから、徒競走につきましては、学校行事の部分を縮小したり精選、そういう見直しを行うことが文科省から平成３０年２月に出ておりまして、徒競走については体育の時間にできるんじゃないかということで、体育の時間にタイムを取ったりするということに変えているというようなことでございました。

以上でございます。

○２番（草原正和議員） 徒競走や８００メートル走、意見を聞いて押しつけではなかったということですが、やはりですね保護者から聞こえてくる声と全然違うんですね。先ほども言ったように、聞き取り調査、そのときにじゃんけんで押しつけられたと、どっちがあつているかわからないですよ、これは仮定の話です、どちらがあつているかわからないですけども、そういうようになかなか言えないと。吹奏楽部の話し合いも、部長、副部長というところで呼ばれていたのに、先生が「もう、こげんせんか」と言われたときに、わかったとしか言えない状況だったんじゃないかなと推測がされます。それを話し合いを持ちましたよというのは、あくまでも形式張つたですね。いろんな事件が起きたときに、調査します、アンケートを取りましたと言われるけれども、実際、聞こえてくる声と全然違うんですね。保護者の中からも、中学校いろいろ変わりすぎて嫌だという声が非常に多いです、今。変わった行事が嫌だというよりは、余りにも急に変わりすぎる、何も言ってくれない、戸惑いですね。なので、その場を話し合いを持たれてはと。あとは調査という部分も、生徒たちがしっかり答えられるのか、保護者が本音を言えるのかという部分も

どのように考えているのかお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 今お聞きしました、学校経営に対するプロセスの問題かなと思っております。そこに行き着くまでの段階として、この過程が本当に適切に行われたのかということだと思いますので、今お聞きいたしましたので、そのことも含めながら、先ほど申し上げましたように、学校経営では地域の声、生徒の声、保護者の声はすごく大事だと思っておりますので、そういう全体的な部分を含めて管理職の研修会等でも、こういうような思いがありました、こういうのも議会等でも出されましたということを出して、指導・助言をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 校長先生に裁量権があったとしても、やはりいろんな声を伝える必要があると思います。校長先生に裁量権があるということであれば、次の校長先生が来たときに、いや、僕は3学期制がいいと思うからと、あと一、二年で異動の時期じゃないかなと思うんですけども、そのときに3学期制に戻す可能性もあるということですよね。そのような形で子どもを振り回すようであってはいいと思います。その辺は教育委員会としても、教育長としても十分協議をした上で、いろんな物事の変更をするように要望します。

町立の学校運営について、生徒、保護者、PTA、地域住民、教育委員会、町長と意思疎通を図りながら、合意形成のもと、改革すべきではないかと思いますが、その点について、どう思われますか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほども学校運営等に関して申し上げましたが、繰り返しになるかと思いますが、学校運営では教育課程、あるいは学校の施設のこと、教材の管理、文書作成、人事管理、会計、それから教育委員会、PTAとの連絡調整、いろんな学校の運営上のことがございますので、これらの事務の改革や変更点について、すべてのことを、先ほど議員がおっしゃったように、生徒、保護者、PTA、地域住民、教育委員会、町長が合意形成して行うということに對しましては、時間的にも、事務的にも、組織的にも大変難しいことではないかと考えております。

先ほども申し上げましたが、一部の事項については、例えば生徒たちは生徒会活動でこのことについてどんな意見を持っているか、あるいはPTAの方々に対してはPTAの活動、あるいは総務委員会の会議の場で、どう思われますかと御意見を聞くとか、あるいは地域住民の御意見は学校運営協議会で聞いて、そのことに対しては合意形成をしていくことがすごく大事なかなと思っております。

また、教育委員会が町長との意思疎通につきましては、先ほども申し上げました、大きな教育大綱や教育振興基本計画の策定に関わることは総合教育会議で、本年度

も8月21日に、実際そういう場を設けておりますし、あるいは校長に権限を与えられているもの、先ほど申し上げましたように、年間計画の策定をする、あるいは指導要録をどんなふうを書くのか、通知表をどういう形にするのか、あるいは卒業の認定、伝染病予防のための出席の停止は、校長が持っている権限なんですね。これは校長が持っております。そういう権限は大事にしながら、学校がある程度の主体性を持って教育活動ができるように配慮したいと思っております。

先ほどから議員がおっしゃいますように、その過程の中でもうちょっと意見が、こんなものがあるのに聞いてもらえていないとかあるということでしたので、そういう場の過程においては、やはり地域の声、学校から今度は地域に説明する場、あるいは保護者の声を聞く場を設けるということはすごく大事なかなと思っております。そういうことを通しながら学校経営をして、地域と共にある学校ということで学校運営ができるようにしていければいいのかなと思っておりますので、先ほども申し上げたとおり、そういう部分も含めながら管理職研修会の場で指導・助言してまいりたいと思います。

以上でございます。

- 2番（草原正和議員） すべての事案、小さいことまでは話し合いの時間がない、権限が校長先生にあるということでしたけども、秋にあった体育祭を春に移行するのが大きいことなのか、小さいことなのかという部分、また、ロードレース、時期をずらすという部分となくすという部分はまた違うんですね、ロードレース、駅伝。その辺が大きいことと解釈するのか、小さいこととして解釈するのかの違いはあると思います。ただしですね、それに打ち込んでいた生徒も、もしいたとすれば、それを期になくされたことによって、もし病んだり、何かしら事故が起きた場合という責任は、いろんな場で事件、事故が起こった場合、記者会見を行いますね。そのときに校長先生の裁量権ですという形で校長先生だけ対応する形ではないと思います。町長、教育長、そこにいて、すみませんでしたとか、配慮が足りません、話し合いの時間が足りませんでしたという形の記者会見が非常に多いです。今の中でいうと、校長先生に任しているからという部分が多いと思います。いろんな声が聞こえてきています。ただ、それはあくまでも、内容の問題じゃなくて、先ほどから教育長がいわれているプロセスの問題ですね。そこに至るまでの経緯が、保護者がやっぱり納得していないという部分が大きいです。先ほど読み上げた、生徒、保護者、PTA、地域住民、教育長、町長、これも意図があってその順番にしています。一番最初のスタート、生徒が一番最初にそれに納得していないというのは、やはり、家に帰ってから不満を漏らすんですね、その不満を聞く保護者が、子どもが不満に思っているのに、なぜPTAの協力をせんといかんかというのにつながるんですね。

これはどんどんつながっていくんですね。地域の活力にもつながっていきます。その辺をですね、裁量権は必要だと思います、運営上。だけでも、小さい声も聞いたときに、大きな会議でもなくてもいいです、必ず対応をできるような体制をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほどから申し上げますとおり、生徒、PTA、地域の方々のいろんな声を聞くことはすごく大事だと思っておりますので、いろんな場を通じてそういう御意見を聞ける場を、私たちも、教育委員会としましてもそういう場を設けたいと思いますし、また、学校のほうへもできるだけ、そういう小さなことでもいいですので、先ほど言いにくいというような部分もありましたが、学校と保護者がいろんなコンタクトをとっていくことはすごく大事なかと、一番の根本です。子どもたちを中心に据えながら、保護者がこんなことを思っているというのを学校に言うということが一番学校経営条の大事なことじゃないかなと思っておりますので、そういう場を取れるように、先ほどから申し上げますとおり、管理職の研修会等でもそのような話をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○町長（東 靖弘君） いろいろと学校の現在の状況を聞かせていただいて、本当に私自身もいい勉強になったと思います。

先ほどから、公立学校の運営の中でコミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会の話も出てまいりました。学校の経営基本方針を学校運営協議会に説明をする、それも校長の役割でありますし、そしてまた、学校運営や、今出ております教育活動等についても、校長から地域運営協議会の委員や保護者の方々に説明をして意見を求めるという形になっております。したがって、保護者の方々、地域運営協議会の方々が、その説明を聞いて、それに対する、今のようない意見や質問、疑問点が残ったところを質問していくところが十分なされているのか、機能しているのか、失礼なことですけど、感じたところであります。子どもたちは健やかに伸びていくことが前提でありますし、そしてまた中学校生活という非常に楽しいときが多いわけありますから、そういったことから部活動等にしても楽しく思い出に残る形で過ごしていくということは当然求められるし、あるべき姿かなと思います。

先ほど教育長のお話の中でも、そういったところを十分に、学校長、教頭といった会議の中で伝えながら是正していく、改善していくというお話でありました。いろいろ、草原議員がおっしゃるようなことを、実際伝え聞いたりしております。そういった疑問点が多々あるということも事実だろうと思っておりますので、そういったところをちゃんと改善していくということ、今回の質問を踏まえながらちゃんと改めて、具体的にそういったところを説明しながら、意見を求めながら、そしてまた

周知しながらということが必要かと思っております。なかなか忙しい時代でありますので、PTAの会があって、果たして何人ぐらい参加されるのかなということも思いました。その中で、参加しなかったからわからないじゃないわけで、そこにどういう通知をしたのか、どういうふうに理解していただいたのか、その中で不満が残ったことを議員さんに相談されたりとかありますが、伝えたいことが本当に伝わっていったのかというところもあるので、そういったところもしっかり確認、検証すべきかなと思っております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今、答弁があったように、深く関わっているいろいろな物事を進めてほしいです。

あと、形なりのアンケート、意見聴取ではなくてですね、PTAに関しましても、今、町長が言われたように、どれぐらいの人が参加しているのだろうということでしたが、正直言って、やっぱり保護者の中では「全体のPTA総会等に行くと一部の役が回ってくるで、まあよかたいが」という声が大分多く聞かれます。やっぱりそのような中で説明をしてもですね、なかなかなんですね。そのへんの現状を、来ないほうがもちろん悪いです。けども、それが現状です。現状を見て、その場で説明をしましたよというわけではなく、ちゃんと全員に伝わり、意見を聴取する場、意見を聞く場、公衆の前では意見が出にくいだろうな、いろんな部分から、大崎中学校を卒業できたからよかったなと思えるような学校運営になるように努めていただけるよう要望をしておきます。

続きまして、大枠の3番、地震災害への対応と今後の課題についてです。今回の地震で被災した住民、建物について説明してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

今回の地震に起因し、三文字地域において保育園近くの道路が塞がれるなど、生活環境保全上の支障となる状況が発生しましたが、所有者自ら早期の撤去を行っていただいております。

家屋が全壊した場合の撤去費用等の本人負担の費用の一部は、国の補助対象として公費適用ができるため、今回の補正予算に計上させていただいております。

なお、国の補助対象とならない災害廃棄物の処理に関しての委託費用も合わせて補正予算に計上しており、支援させていただく予定でございます。

また、被災された方に対して、町や社会福祉協議会から見舞金を支給させていただいております。

最後に、町税関係の対応ですが、現在、被災規模が確定している被災者に課税されている町税について減免措置を行ったところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 保育園の入り口等の建物に関しましては、国の補助等を使いまして対応できるものは国、足りない部分は町負担ということで説明を受けました。

そのような対応をする中で、当該建物の周辺の住民から、もともと倒壊のおそれがあった危険だった建物だというふうに何回か相談を行政のほうにもしたという形では聞いております。そのような中で、保育園の入り口ですね、中に車も残されていたと聞いております。撤去は必要だったと思います。ただしですね、全額を町費負担という形で見ていると、もう1つ大きな建物が、倒壊はしていないですけども、危険な家屋になっているのではないかなと思われたときに、町費で負担してくれるのでは、そちらの建物はどうなるのかという声を近隣の住民の方から聞きますが、そのへんについてはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今回、1棟だけ二階建てが倒壊したわけでありますけれども、倒壊する状況にあったとか、そういったことについては全然、私自身も確認しておりません。また、地震が発生して、そこで倒壊したと理解をしているところであります。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） わかりました。

それでは、倒壊していない、もう1つの被害が大きかった建物はもう何も支援もなく、そのままという形でよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大崎町地域防災計画に基づき、関係課と協議の上、建築士の専門的な調査を行い、罹災証明を発行することとなります。罹災証明に基づき、災害廃棄物の処理費用については国庫補助事業の要件に適用するかを判断し、交付させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） やはりですね、そのへんも近隣住民から鉄筋コンクリートで先般のような地震が来れば怖いという声も聞いています。持ち主本人と十分協議をした上で、できる支援はして、あとは本人の努力で、必要な部分は本人さんに賄ってもらう形で、本人さんも被災されているので大変だと思います。ただし、周りの住民の声も聞いて、よりよい対応、どういう対応がいいのかを検討していただくよう要望申し上げておきます。

続きまして、上下水道の状況についてです。今回の地震に伴いまして、そのような災害が起き、今、現状でどのような状況になっているのかをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

上下水道の状況についての御質問でございます。8月8日16時43分頃に発生しました日向灘沖地震の被害状況ですが、水道施設だけ28件、被害総額が221万5,000円であります。被害の内訳は、水道課管理施設関係で2件、被害額36万円、個人宅漏水関係で23件、185万5,000円であります。

以上です。

○2番（草原正和議員） 多くの上下水道で被害が出ていると思われます。そのような中、水道事業者、以前の質問でも水道事業者の減についてお聞きしました。今、本町が把握している以外にも、民間の方から水道の補修を頼んだけど、水道業者は町が抑えていたので来れないがよと断られたので、そういうのが得意な方にお願いして建物内の修繕をしてもらったというのも聞いております。水道事業者はやっぱりこれから必要になってくるのではないかなと思いますので、そちらのほうの支援、今後の対応はいかが考えているでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○水道課長（本松健一郎君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、前回、今年の1月の定例会の一般質問でも質問を受けた件でございます。現在、町内指定事業者3社、町外2社、合計5社で大きな漏水等の修繕は行っているところです。これは、あくまでも本管の修繕、私どもが管理している施設ということで指定事業者5社でございます。そのほかに、給水工事指定店という指定店がございます。それが、町外・町内合わせて、今、約100事業者、指定を、5年に1回更新をかけておりますが、これはホームページでもアップしているところでございます。ホームページの中の「暮らし」の欄に「上下水道」、そこから展開しまして「水道」、「水道の手引き」、その下のほうに「給水装置について」ということでぶら下げてございます。そこに名簿等がございまして、緊急を要する方々につきましては、よく大崎町で工事をされている指定工事店を御案内したところでございました。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 手引き書には100事業所ほど載っているということですが、やはりですね、そういうところに連絡をして、名前は載っているけども、ほかの事業が忙しくて、ほかの現場に行っているから来れないというところがほとんどだったようです。

またですね、今回の地震、三文字地区がほとんど被害の場所だったので対応できたと思いますが、また、ほかの地域に、今よりさらに大きな地震が起きたときというのは、もう対応が非常に難しいのではないかなと思います。また、近隣市町村の

協力事業者も自分の担当している、住んでいるところの地域を優先してされるのではないかなと思うと、さらに厳しい状況になると思いますので、引き続き、そのへんは検討をしていただけるよう要望を申し上げておきます。

続きまして、救助、警戒の活動について説明をしてください。

○町長（東 靖弘君） 今回の地震発生により、本町では対策本部を立ち上げ、情報収集など関係機関と連携を図りながら部活動体制を確立し、初動の対応を行ったところでございます。

また、鹿児島県東部に津波注意報が発表され、町内の沿岸部、菱田地区、益丸地区、横瀬地区に避難指示を発令し、中央分団、大丸分団、菱田分団においては、沿岸部を中心に警戒活動を要請し、地域住民の方々へ安全確保の呼びかけを行ったところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今回、津波警報も出ていたと思いますが、警戒活動をしたということですが、実際、津波が来ていたら、今回の活動で、特に菱田、大丸地区の住民は救えたと思われますか。

○町長（東 靖弘君） 地震の規模によると思っております。今回、大崎町での地震規模については震度5強、宮崎が震度6弱ということで、実際、津波が発生したのは志布志湾で20センチ程度といわれております。震度8とか9になってきたとき、津波警報が出されて、東日本大震災のような津波が押し寄せてくると住民を救助するといったところは非常に難しいかなと捉えております。今回も海岸部にいらっしゃる方々については、避難してくださいという情報は出しておりますので、今後、そういったことを的確に伝えることは、今やっていることと同じように続けていくべきだと思います。

○2番（草原正和議員） 防災無線等でアナウンスをしていたと思いますが、沿岸部の方から、特に車等の移動手段がなかったり、高齢の方で歩行が困難な方から、特段何もなかったけれども、自分たちは、もし来たら大丈夫かなという声を多く聞きました。津波の心配をされたとき、実際来なかったけども、その方に連絡を取るべきではないかなと、あとはそういう形、どういう状況になっているかという把握は必要だったのではないかなと思います。防災無線だけではなく、もう少し周知の徹底が必要だったのではないかと思いますので、そのへん、また改善等をしていただければと思います。

続きまして、本町内の町所有の建物、もしくは管理物件について、今回の地震について被害、または耐震の問題についてお示しください。

○町長（東 靖弘君） 本町の公共施設の耐震化の現状につきましては、耐震改修促進

法第14条第1号に規定する、多数の者が利用し、一定規模を有する昭和56年5月以前に建てられた旧耐震建築物が11棟あり、耐震診断を実施した結果、耐震性がないと判断された建築物が1棟あります。

また、8月8日に発生した地震では、中央公民館1階の多目的トイレ、中央分団詰所の基礎部分に被害を受けております。

○2番（草原正和議員） 基準に適合していないのが、耐震基準の前のやつが11棟、そのうち1棟が適合していないということで、そちらについても今後、対策をどうするのかを検討するように要望を申し上げておきます。

また、今答弁でありました中央分団の詰所の状況、移転について、今一度、お考えについてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 現段階では、具体的な整備の計画はなかったところですが、今回の地震の発生によって、より安全な高台への移転や、設備機能などを含め消防関係者の意見も踏まえながら、早急に移転に向けて検討していかなければならないと思っております。

○2番（草原正和議員） 是非ですね中央分団の水槽付消防車、最近導入したばかりです、こちらが被災したり、活動できなくなったり、津波にのまれることであっては、水槽付の自動車については野方分団と中央分団にしか配備されていないです、その1台を失うことによって相当消火活動に影響が出てくると思います。一刻も早く移転先を見つけて、早急に進めるよう要望を申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今回の地震を受けて中央分団詰所が大変な被害を受けているということを改めて理解いたしました。軒下の、犬走りといいますけれども、そういったところが完全に離れてしまっているという状況や、囲んでいるブロックが傾いていたり、へこんでいたり、持ち上がっていたり、非常に危険性がある、通行する方々にも危険を及ぼしてしまうという状況を改めて確認したところであります。地盤が軟弱でもありますので、今回の地震の中で、実際、救助に向かうことは中央分団が被災を受けたらできませんので、やはり、先ほど申し上げたとおり中央分団を移転させていくということを早期に取り組んでいきたいと考えております。

そしてまた、先ほど耐震診断のお話も出たところでありますが、役場付近においても軟弱な地盤があったりいたします。また、耐震性が中央公民館ありませんので、こちらのほうも、場所の問題、設備の問題、機能などいろいろありますけれども、やはり中央公民館においても耐震性がないというところであれですけれども、そんな状況でありますので、やはり移転の可能性も含めながら、合わせて検討を進めていきたいと考えております。

○2番（草原正和議員） 中央公民館も踏まえ、検討していただけるということで、また、中央分団詰所、今回750万円ほど修繕費が計上されているようですけども、移転を考えるのであれば、完璧な修繕じゃなくても、活動に問題ない程度の修繕という形で経費を抑えた上で移転を急ぐという考えを要望したいのですが、そちらについてはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 地域防災計画を立てております。そういった中で公共施設の安全性がありまして、先ほど申しましたように、今後倒壊するおそれがあると、通行人や駐車している車などいろんなところにそういった危害を加えてしまうという懸念されるものがありますので、そういったところについてはやらせていただきたいと思っております。

そしてまた、地盤が少し落ち込んでいる、駐車場の入り口の近くでも落ち込んでいるところがありますので、そういったところは打設してみて、そして若干開けてみて、土がどういうふうに動いているのか、あるのか、ないのか、へこんでいるのか、そういったことも確認して、させていただきたいと思っておりますが、750万円という金額については、できるだけ経費を抑えていくような努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 修繕に関しましても、当該分団の幹部等とも協議をした上で進めていただくよう要望を申し上げておきます。

最後に、今回の地震で浮き彫りとなった課題はどのような点があると認識しているか、詳細に説明をしてください。

○町長（東 靖弘君） 今回の地震による被害は多岐にわたりましたが、その中で軟弱地盤における被害対策、水道管の老朽化における更新、家屋の耐震化を促進するなど、より災害に強いまちづくりに取り組んでいかなければならないと感じたところでございます。

また、避難行動につきましても、災害時には自らの命、安全を守るために、迅速かつ適切な行動が求められることから、地域住民1人1人が防災意識を高め、地域での防災訓練や防災研修などを通じて、改めて防災知識を深めていかなければならないと考えたところでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） すみません、最後といいましたが、もう1点、忘れておりました。

今後いろいろ考えていかないといけないということの中で、防災庁舎の必要性について、再度、何回か質問がありましたけど、地震を経験した上で、再度認識を聞

かせてください。

○町長（東 靖弘君） 防災センターにつきまして、今までもそういった話もさせていただいたところであります。まず、消防団詰所を早期に移転させていくということを考えて、実行してまいります。そしてまた、併せて、防災センターの機能のことも考えながら、一番手は消防詰所となり、2番手に設置するのは防災センターかなと思っておりますが、合わせてあるべきだと思いますので、そういったところは前向きに捉えていきたいと思っております。

○2番（草原正和議員） 是非ですね、消防団詰所、防災庁舎、災害について必要な部分、どんどん取り組んで、災害のときに被害が拡大しないような対策を要望して、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。11時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、9番、吉原信雄議員の質問を許可いたします。

○9番（吉原信雄議員） 私は、さきの通告に基づいて、まず、大崎町中央運動公園整備について、続いて、紙おむつ購入支援について、この2点について質問をさせていただきます。

それでは、まず、1番目の大崎町中央運動公園整備について質問をいたします。コロナ禍後の現在の利用状況はどうなっているか。大崎町中央運動公園については、私自身も過去何回かグラウンド整備要望や活動方策について質問をした経緯があります。前回の大崎町中央運動公園については、一般質問を令和4年3月定例会で行っておりますが、利用状況については当時のコロナ禍ということもあり、施設の利用制限等や全面芝であることから、芝の生育状況も考慮しながら利用制限があったということでもあります。年々減少していく傾向でありました大崎町中央運動公園については、他種目の競技が可能な全面芝生で多目的グラウンドであり、サッカーやラグビー場も備えた大変魅力ある施設であります。ラグビー場については、町のラグビーフットボール協会が基金を集め、ラグビーポールを差し込む基礎を設置したのがきっかけで大会も開催されるようになっております。

この質問ですが、大崎町中央運動公園のスポーツ少年団、部活動、自治公民館長、住民に幅広く利用されている施設であります。新型コロナウイルス感染法上の取り

扱いの第2類相当から第5類に移行されたことや、ラグビーなどの新たなスポーツが増えたことから、現在の利用状況についてをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

コロナ禍後の現在の利用状況はどうなっているかとの御質問でございます。新型コロナウイルス感染症が5類に移行しました令和5年度の利用実績について御説明いたします。

令和5年度の利用実績は208回で、延べ9,890人の方に御利用いただいておりますが、この数字につきましては、申請に基づくもので、このほかにも公園として自由に家族の方に御利用いただいております。

また、利用者につきましては、サッカーが最も多く、ラグビーフットボール、グラウンドゴルフ、分館行事、遠足等に幅広く御利用いただいております、コロナ禍前の状況に戻りつつあるところでございます。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） 質問の2番目に入ります。現在、グラウンドの状況について、町長の認識はどうか。大崎町中央運動公園については、平成22年度から平成25年にかけて大規模な施設改修が行われております。照明施設等改修、管理棟新築工事、駐車場舗装補修工事、グラウンド内芝張り工事、トイレ洋式化工事、最後に暗渠排水工事でありました。

大崎町中央運動公園は、屋外の体育関係メイン施設として本町のスポーツ振興に、町民の健康増進、スポーツ交流人口の増に大きく寄与しなければならない施設であると感じております。以前の一般質問での答弁で、天然芝であることからスポーツの競技によっては、競技後は芝の状態を見ながら活動場所のローテーションが必要であるということでした。今でもそのような対応をなされているのかをお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

グラウンド天然芝の管理方法等についての御質問でございます。現在の中央運動公園の状況につきましては、使用回数の制限は設けておりませんが、大会後のグラウンドの状況や芝の生育状況によってはローテーションでの使用をお願いしたり、場合によっては利用条件を設けて芝の管理に努めているところでございます。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） 2問目の追加質問をいたします。今年6月9日、大崎町中央運動公園において町ラグビーフットボール協会の試合となり、高校ラグビーの強豪校、京都成章高校、京都市と、大分東明高校、大分市とのラグビーを招いて試合が行われました。私もこの試合を観戦いたしました。このことについて、6月12日

付の南日本新聞に記事を掲載しておられ、記事のタイトルは、当日の天気は時折の雨の降る天気であり、土砂降りではありませんでした。ラグビーは15人ずつで2組に分かれて、楕円形のボールを奪い合う激しいスポーツであります。このような表現をなされているということは、グラウンドと排水状況のあまりよくなかったことではないかと考えるところであります。

また、中央運動公園の暗渠排水工事については、以前、文教経済常任委員会の事務調査において、排水の効果が悪いのではないかと意見が出されたこともありました。当日、町長も副町長も、ラグビーの試合を一緒に観戦したわけですが、町長としては、このような中央運動公園のグラウンドの排水状況について、どのような認識をされているかをお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 中央運動公園のグラウンドの排水状況について、どのような認識がとの御質問でございます。中央運動公園の排水につきましては、平成25年度に排水工事を実施し、一部の改善を図ってまいりました。しかしながら、現在も雨天時には水たまりが発生する箇所があることは認識しております。

これまでの工事状況を踏まえ、再度、現状の排水状況を把握し、改善の必要性が認められる場合には追加の整備を検討をしていかなければならないと思っております。具体的には、排水整備の見直しや、新たな排水システムの導入など、効果的な対策を模索してまいります。

今後も、公園利用者の皆様に安全で快適な環境を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

先般のラグビー大会におきましても、雨天時の中での大会でありましたので、コートそのものが水が溜まりすぎている、なかなかはけていないという状況が、2年連続そういった状況でございました。皆さん、御存じのように、排水状況は非常に悪い状況でありますので、お答えいたしましたとおり排水システムの状況を再確認しながら、改善すべきはするという形で進めさせていただきたいと思います。

○9番（吉原信雄議員） 3問目にいきます。グラウンドの人工芝への整備は考えられないか。先ほど申し上げました中央運動公園は大崎町の屋外でのメインスポーツ施設であります。サッカー、ラグビーなどの競技にも利用される中、スポーツ合宿、スポーツ交流人口の増を進める大崎町としては、利用者にとってはいつでも利用できる環境にある施設でなければなりません。芝の状況を見ながら、施設利用の排水が悪い状況にあるならば、今すぐ改善すべきではないかと考えています。

現在、グラウンドの管理方法、年間維持費はどのくらいでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） グラウンドの管理方法、年間維持費はどれくらいかの御質問

でございます。中央運動公園の管理方法につきましては、芝生管理業務委託として、株式会社芝商と、運動公園等整備委託として社会福祉法人愛生会と契約をしております。

芝生管理業務委託の内容は、芝刈り込み、年15回以内、肥料散布、年2回、除草剤散布、年2回となっております。また、運動公園等整備委託の内容は、グラウンド外周部の除草、剪定作業でございます。

年間維持費は、芝生管理業務委託が291万5,000円、運動公園等整備委託が13万8,000円となっております。

○9番（吉原信雄議員） 質問の3の追加質問でございます。ここで提案ですが、グラウンド人工芝への整備はできないかということであります。

人工芝、天然芝はそれぞれメリットとデメリットがありますが、人工芝の場合はメンテナンスに係る手間、コストが少ないことと、雨の後、すぐグラウンドを使用できるというメリットであります。運用していく上で有益なことで、天然芝のメリットは、夏場の上の気温が人工芝より低いということです。環境に優しいですが、その後の維持管理費が高くなるため、グラウンドに人工芝を敷くメリットはとても大きいものとあります。中央運動公園の人工芝への整備について、町長の考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 中央運動公園の人工芝化への整備について、町長の考えはどの御質問でございます。現状としまして、近年、様々な合宿体系で、本町の利用が増加傾向にあります。

しかしながら、対応できるスポーツ施設がないことからお断りするケースも少なくありません。本年7月、一般社団法人スポーツ観光おおさきが設立され、本町への合宿誘致が本格化されています。合宿者からの人工芝への要望、これまでの利用団体からの要望も勘案し、本町としまして利用者のニーズにお応えするよう人工芝の整備等も含め、総合的に検討してまいりたいと考えております。

人工芝への整備ということですが、非常に中央運動公園の利用が高くなってまいりました。1つには、大崎インターが開設されたということが非常に大きいし、利便性が高いということが言えると思います。そういったことから、様々なスポーツが、サッカー等が中心になりますが、利用されている状況であります。したがって、先ほど排水の状況もお話しさせていただいたところでもありますけれども、周辺の用地買収等も含めながら、ちゃんとした競技施設としてできるような準備は整えていきたいという考えを持っておりますので、そういった御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） 最後に前向きな答弁をいただきましたので、早い段階での整備の要望をいたします。

また、大崎町は令和5年3月、スポーツ観光おおさを設立し、町内の様々な団体、個人の方々、スポーツ専門家の方々とスポーツ合宿や大会誘致、スポーツツーリズムなどの今後の利用方針を策定し、令和5年度から事業を行っているところがあります。これからも、スポーツを通し、地域一帯となったまちづくりを推進していただきたいと考えております。

要望といたしまして、トイレ、シャワー室、更衣室を整備することを要望して、この質問を終わります。

それでは、2番目の紙おむつ購入支援について質問をいたします。

4月から、紙おむつ資源ごみ分別収集について、実証事業と比べ利用状況はどうか。志布志市と大崎町においては、本年4月から使用済み紙おむつの一般家庭から全地域回収を開始したところであります。25年以上の資源ごみ回収の取組があり、今では27の品目でありましたが、新たな資源ごみの分別費目として使用済み紙おむつ、紙パック化とあり、おむつ専用回収ボックスに生ごみと同じ日に搬出するようになりました。

紙おむつ、今までは埋められていた一般ごみを回収されてきました。埋め立て処分場の延命化とSDGsの持続可能な開発目標の推進として、平成28年以降、ユニチャーム、そおりサイクルセンターが志布志市と共同で紙おむつの再資源化の実証事業を試験回収を行っているところであります。以前、一般ごみの約2割を紙おむつが占めていたと聞きますが、実証事業時と比べ、現在どうなっているか、気になるところであります。年間の予想する排出量がどのくらいか、搬出の割合はどのくらいかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

紙おむつの資源ごみ分別収集に関しまして、昨年度まで、住民の皆様の御協力のもと、使用済み紙おむつの再生処理等に関しての実証を行ってまいりました。

本年4月から、新たに使用済み紙おむつを資源ごみとして回収、資源化を行っており、リサイクル紙おむつ製品の販売等も含めた商用実証事業として実施している状況でございます。

一般ごみに対する紙おむつの搬出量については、当初の2割の想定量に対し、本町の昨年度の実績で申し上げますと、実際の搬出量は一般ごみ回収量のうち6.8%の搬出量でございました。本年度におきましては、昨年度と比較すると、半年、4月から8月で2トン程度増えており、利用される方が少しずつ増えている状況と捉えております。また、一般ごみのうち、紙おむつに関しては1割程度の回収を想

定をしております。

今後、使用済み紙おむつの搬出に関して利便性を高めるため、10月からは毎日搬出できる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） 2問目に入ります。紙おむつ専用袋の無償化はできないか。紙おむつの一般家庭からの回収が決まったところ、紙おむつを利用される方や家族においては紙おむつについての排泄物の取り除きとか紙おむつ専用袋の購入などに新たな負担も生じるわけです。実証期間中は、紙おむつ専用袋は無償配付されていた時期があると聞きます。紙おむつ使用者の数は限られているわけでありまして、紙おむつ購入負担などを考える子育て支援や、購入者支援のための紙おむつ専用袋の無償化はできないかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

一昨年12月より紙おむつ専用袋を試験的に導入した結果、資源化に大きな影響を与える金属等の異物混入が見られなかったため、本年度の資源ごみ品目追加に伴い、新たに専用袋を導入させていただきました。

現在、10枚入り100円、税込みで、町内37店舗にて取り扱いを行っておりますが、おむつを使用する世帯に関しては子育て世帯や何らかの支援が必要な場合があります。無償化については、状況を整えた上で実施の方向で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） それでは、3番目に入ります。1歳未満児の紙おむつ購入支援の考えはないか。

続いて、紙おむつ購入支援についての質問になります。紙おむつの利用者は乳幼児、高齢者、障害のある方が対象となります。まず、乳幼児のある家庭の紙おむつの支給支援について質問をいたします。乳幼児については、出生時に紙おむつ1セットをユニチャームから無料提供として支給しております。紙おむつ再資源化の事業に共同で取り組んでいるからだと思いますが、大変ありがたいことだと思います。町内子育ての中、奥さんから聞いた話では、乳幼児の紙おむつを使う頻度は未満児の頃から2歳児前後のおむつからパンツへの移行の時期など使用する頻度や個人差もあり、利用する量はまちまちだということです。いろいろあるメーカーの中で、サイズや、お店によっては値段が異なるわけでありましたが、一番利用する時期、1カ月、約4,500円から6,000円程度になるということです。

ここで提案ですが、本町の人口減少、少子化が進む中、子育て支援の一環として1歳未満の紙おむつ購入支援は考えられないかをお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町における乳幼児を対象とした紙おむつ購入支援は、平成29年から令和3年度までの間、出産子育てを応援する支給品の1つとして紙おむつも選択できるようになっておりました。しかし、支給対象者からのアンケート調査において、紙おむつなどの物品より現金のほうがありがたいという御意見も多くいただいたことから、令和4年度より、町独自に出産祝い金として現金10万円を支給しているところでございます。

10万円の支給により、おむつの種類やサイズ、メーカー、購入タイミングなど、保護者がより自由に選択購入できるようになったと認識しているところでございます。

今後、新たに出産祝い金とは別に紙おむつ購入支援を実施していくかについては、現在の10万円支給の効果検証も行いながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） 4問目に入ります。紙おむつ支給事業等の給付対象者の見直しはできないか。

続いて、高齢者、障害のある方の紙おむつ等の支給については、大崎町介護用品給付品事業実施要項の中で、対象者が要介護4または5の認定を受けた在宅高齢者と重度障害者の常時失禁状態にある者とあり、助成額は月額1人3,000円以内となっております。

まず、支給要項に該当する方が何人で、年間事業費は幾らかお尋ねいたします。令和5年決算でございます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、介護用品給付事業でございますが、要介護認定における介護度が4または5の高齢者、または重度障害のため、常時失禁状態にある方を在宅で介護することは非常に大変なことでありますが、その大変な支援をしている家族に対しての経済的支援を目的としたもので、紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品の購入に当たり、月額3,000円までの補助を行うものであります。

なお、町民税非課税世帯であることも要件としております。

令和5年度の実績を申し上げますと、対象となった方が20名。決算額は29万7,000円でした。

このほか、障害福祉の制度では、日常生活用具給付等事業の中で重度の障害を持ち、側装具の使用が困難であったり、排便・排尿の機能障害のある方などに対して紙おむつなどの購入に対する補助を行っておりますが、こちらは令和5年度実績で給付実人数6人に対し、81万8,400円の給付実績がございました。

以上でございます。

○9番（吉原信雄議員） 4番目の追加質問でございます。ただいま、大崎町介護用品給付品事業の支給要項の該当者、年間事業費についてお聞きしました。実際の紙おむつ使用者というのはまだまだたくさんいらっしゃると思います。介護度4・5対象者に限らず、対象者の範囲を要介護1以上として、紙おむつを必要とする多くの方を支給対象者とすることはできないでしょうか。

物価高騰に伴い、いろいろなものが値上がりする。紙おむつの購入は、家庭の経済的負担になっているというところであります。できるならば、支給額についても見直しできないかお願いしたいところであります。せめて、支給対象者の見直しの考えはないかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、介護度に限らず、紙おむつが必要な方は多くいらっしゃるのではないかと推測されます。

現在の介護用品給付事業の目的については先ほど御説明したところですが、寝たきりに近い状態の方を介護することは非常に苦難であり、介護する方もまた高齢化している状況だと思われます。そういった介護者の負担を軽減するための支援は重要であると思っております。

御提案いただきました紙おむつなどの介護用品購入費の支給対象者及び支給額の見直しについてでございますが、支給対象者の見直しについては、ケアマネジャー等の専門職の意見を聞きながら、また購入費の支給額補助については、現在の利用者の声や商品の価格等の推移を見ながら、必要な時期には見直しができるよう検討していきたいと思っております。もう少し時間をいただきたいと思います。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） 最後に、これは例です。兵庫県明石市では、紙おむつ支援で移住・定住、人口増になっているようなことであります。なるべく早いうちに検討を、すぐ実行できるような体制を要望して、私の全質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、10番、中山美幸議員の質問を許可いたします。

○10番（中山美幸議員） 本日は、通告により2件、奨学金制度、せっかくある奨学金制度が、より使いやすく、利用者に添った制度となっているかについて。2件目が、さきの日向灘を震源とする地震、これについては、先ほど同僚議員が建物等については質問いたしましたので、農地災害に対する考え方について聞きたいと思います。

まず、初めに、昭和33年から施行されている条例第6号にある奨学金貸与、平成30年から施行された条例第17号によるリサイクル未来創生奨学金、同条例に目的について、いずれも条項の第1条に記載され、示されておりますが、改めて、町長の考えておられる目的及び求められている効果についてお伺いをし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 奨学金制度の設立目的についてお答えいたします。

まず、町奨学金についてでございますが、大崎町奨学金貸与条例第2条に、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学困難な者に対し、予算の範囲内において学資を貸与し、有用な人材を育成するとございますので、この部分が目的に該当すると考えております。

次に、リサイクル未来創生奨学金基金制度につきましては、基金条例第1条に、家庭から出された資源が再び価値のあるものとして活用される、持続可能な資源循環型社会づくりの取組のように、大崎町で育った人材が故郷の活性化を担う人材に成長するため勉学に励むことを支援し、再び大崎町に定住し、活躍することを促進するために、大崎町内の金融機関から借りたリサイクル未来創生奨学金ローンの返済をした補填財源として、大崎町リサイクル未来創生奨学金基金を設置するとございます。

以上が、それぞれの奨学金制度の設立目的でございます。

以上です。

○議長（富重幸博議員） 確認いたします。

最初の奨学金制度設立目的について、教育長のほうも何か答弁を用意されてますか。設立目的ということであれば、町長だけでよろしいですか。

○10番（中山美幸議員） 私は設立目的と、1回目の質問として条例にはちゃんとそういうふううたってあると。ところが町長の考えておられる目的、ほかに町長が設立されたわけですから、特にリサイクル未来創生資金については町長の在任期間中に設立されておりますよね。だから、そういったところの町長の本来の考え方、それとこれを設立することによって利用者について、学生の方々もしくは保護者の方々が利用されるわけですが、町長の求める効果、私はそれについても聞かせておりますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 大変失礼いたしました。

リサイクル未来創生奨学金制度につきましては、先ほど答弁したとおりでありますけれども、大崎町で生まれ育った子どもたちがリサイクルと同じようにふるさとに帰ってきて、そしてふるさとを担う人材に育っていくことを願いながら、この制度をつくったところであります。先ほどもありましたけれども少子化が進んできていること、あるいは地域に20代、30代の若者たちが少なくなっている現状を鑑みたときに、こういった制度を利用して、そしてまた地元に戻ってくる、あるいは地元から近隣の町へ勤めていく中で、大崎町に滞在しながら大崎町の農林水産業、商工業、あるいは文化活動、芸術活動といった持続可能な社会を形成するような人材が大崎町に留まってくれるということを願いながらリサイクル未来創生奨学金制度はつくっております。

また、貸与型の基本条例は、ここにありますように奨学金は普通奨学金と産業後継者育成奨学金と2つに分けてつくっておりますので、それぞれの目的で利用していただいているという状況でございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） それでは、今、町長から目的、それから町長の考えられる効果についてお伺いしました。

今度は担当部局にお伺いします。この2つの奨学金制度の実績をまずお示しをいただきと思います。

○教育長（穂園正幸君） 奨学金制度の実績についてでございますので、担当課長に説明させます。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

町の奨学金につきましては、現在ですけれども6名の方が利用なさっております、既に卒業されて返済中の方が41名いらっしゃいます。

それから、リサイクル未来創生奨学金ですけれども、令和5年度の利用者数は86名でございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） ただいま実績を御紹介していただきましたけれども、リサイクルの86名について、これは大学生、専門学校、それから高校生を含んでそうなのか。できれば詳細までお示してください。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

利用者の方の名簿は持っておりますけれども、具体的に大学が何名とかとりまとめた表ではございませんので、ざっと見ますと大学の方が半数以上を占めている結果でございます。それから、大学、専門学校も4年生と2年生、短大も含めました。

高校生の方は、今のところいらっしゃいません。

○10番（中山美幸議員） ありがとうございます。詳細について御説明いただきましたけれども、まず1点目の本町で行っている奨学金制度、教育委員会管理課が主に、両方ともそうですよね、やっておりますリサイクル奨学金とは別の奨学金について伺います。

この奨学金制度について、対応する子どもたち、学生、高校生、中学3年生ですよ、そういった方々にどのような広報活動をなさっているのか。ホームページを見てみました、非常に残念でした。申込期限が令和6年4月3日から令和6年5月8日までに申し込み資格がありますということですね。非常にこの期間は短いんじゃないかと考えておりますし、それから、多分、これは本町において集落発送かで行われたんですね、このプリントについては。町長、御覧になっていませんか。これについては集落発送で行われていると思うんですが、これもこういった方法で対象者、例えば中学校3年生、それから、今年から話をしますと、本年度高校を卒業するであろう人たち、去年卒業した人たちにどのような説明をされたか。中学校でいきますと約100名ぐらいおりますね。高校を今度卒業する人たちも100名ぐらいおりますが、各高校に校長宛と、それから進路指導担当者にアンケートを取っていました。1校を除いて回答をいただきました。以前、大崎町でも、ある高校の解答用紙によりますと、私と同じような調査をしたという実績があると。その実績を踏まえて、どのようなPR活動、どのような学校に対して、高校、中学校3年生に対して説明、支援をされたか伺いたします。

○教委管理課長（相星永悟君） まず、町の奨学金のことでのお尋ねでございます。議員お示しのとおり、新年度は4月に入りましてすぐに「奨学生の募集について」という1枚紙を集落の班回覧でお出ししているところでございます。

御指摘の、4月に入ってからすぐということでも期間が短いというお考えだと思いますが、当該年度の予算で執行いたします関係で、年度に入ってからすぐの募集という計画になっていると思います。

実際、この文書が手に届きますのが集落の班回覧です、それからホームページに載せておりますことと、実際、学校のほうにはこういう制度がありますということはお知らせはしてありませんが、後ほどのリサイクルのほうにつきましても、大崎町出身の高校生ということで大隅半島内にあります高校に対して、教育委員会としましては、どこどこの高校に何名入学したという把握はしておりますので、リサイクル未来創生奨学金の、これは制度の説明をするものではなくて、町において何月何日にリサイクルの奨学金について説明会を開催いたしますというお知らせを、高校の校長宛に、大崎町出身の生徒さんに配っていただけませんかということで御案

内しております。その中に、町の奨学金を入れて、こういうのがありますというので、一応、中央公民館の大ホールで開催しますけども、その説明会の折にはリサイクル未来創生奨学金の説明が主になろうかと思えますけども、町の奨学金の説明もしておるところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 先ほど、冒頭申しましたように、各学校、各高校、それから進路指導の先生2人に対してアンケートを調査いたしました。ほぼ回答をいただきました。その中に、奨学金制度については知っているか、知っていないか、知っている人と知っていない人は半々です。それから、進路指導への説明が必要であるかということも、必要であるという回答と必要でないという回答があります。必要でないという回答の中には、中学校3年生もしくは大崎町立大崎中学校3年の保護者に案内するほうがよいのではないのでしょうかというようなことも記載してあります。そして、自治体で奨学金制度が行われているのであれば、ちゃんと住民に詳しく説明すべきであるというような回答もいただいております。ということは、先ほど管理課長がおっしゃいましたように、学校の校長宛に配ってくださいということで文書発送だけじゃないんですか。自分たちが足を使って行って、大崎町出身の子どもたちがこれこれおりますよね、お配りいただけませんかというようなことをしても親切じゃないのかなと思います。これを見てもみると、現在の今度の卒業生です、約40名じゃないですか、高校卒業生。現在、高校に在校している生徒の大学、専門学校、専門学校が13名です、大学が27名、約40名です。回答をいただいているところがありますので予想で書いていますけども、約40名なんです。それだけの案内をできないんですか、再度お伺いします。

○教委管理課長（相星永悟君） ただいま、結果が40名だったということでございますけども、私たちも本来ならその方に直接お渡しできればいいんでしょうけども、結果として、ここ5年、このような方法をとってございました関係で、昨年が説明会の参加が結局13名だったわけですけども、約100名いらっしゃる中での40名の周知、そのうち見えた方が13名ということは、周知が行き渡っていないのか、人によっては上級学校に進学はございませんで就職の方もいらっしゃるかと思いますけども、今後、この周知の方法について、アンケートを取られたということです、また課内でも検討して、いい周知方法があるのか確認作業をとりたいと思います。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 町長、今の議論を聞いて、町長の目的とされている奨学金制度は、本当に町長の考えていらっしゃる、町長が設立された奨学金制度、その以

前からある奨学金制度について、目的が達成されているとお考えですか。今の答弁をお伺いされて、町長は見解をどういうふうにお持ちですか。

○町長（東 靖弘君） 高校に行って先生たちに説明して、自ら高校に訪問されたという話は聞きました。実際、彼らはそれぞれの高校に行って説明をしております。先ほどの説明の中で、それが漏れておりましたけども、打ち合わせの段階ではそういったことを聞いておりますので、生徒とは会えないけれども担任の先生にこういうことで、それぞれの高校に大崎町の子どもたちが行っているのです、その学年に渡してくださいということですのでそれぞれ行って説明しているというふうに私は説明を受けましたので、そういう理解もしております。

それから、これだけの子どもしか利用していないことで、町長の思いがかなっているのかということでもありますけれども、最初、リサイクル未来創生奨学金制度をつくったときに、大学、専門学校、高専とかいろんなところに進学したくても、なかなか家庭の事情等でできない子どもたちがいる、このところに何とか手を差し伸べながら、そして進学率を高めていければという思いでつくりました。当時、すべての大隅半島の高校を調査したときに、大崎町の大学、短期大学、専門学校の進学率が33.数パーセントという状況でありましたので、全国平均からすると20%ぐらい低い状況でもありましたから、学びたい権利というのか人権というのか、そういった子どもたちが学ぶことができるような環境をつくるということが必要じゃないかということでありました。

人数につきましてはリサイクル未来創生奨学金制度で86名となっておりますけれども、そのうちに、昨年の段階で10名ぐらいは帰ってきてくれていること、そしてまた、役場にも職員として受験した子どもたちがいたり、近隣に勤めたりしておりますので、こういった子どもたちが地域の中で活躍していくことを願っております。人数についてはもっと増えてほしいというのがありますけど、現段階ではこういった状況であるので、よく周知できるように、そしてまた、そういった支えができるような、そういうことは教育委員会とも十分話をしていきたいと思えます。

○10番（中山美幸議員） 是非ですね、担当課もそういった努力はしてください。アンケート調査を見ると、以前は案内があったが現在では記憶がありませんと、今後、今年度案内をいただいておりますということは、前年度の卒業生については案内をいただいておりますということです。ただ単に配るだけではだめなんですよ。そして、先ほどの中学校の問題も出てきましたけど、住民に寄り添った、子どもたちに寄り添った対応、どういった対応がいいのかということも考えていただきたい。そして、先ほど、広報の時期についてもお話をいただきましたけども、改善してほしいことがございましたら御記入くださいというところに、「案内を早くいただ

けたら、もっとありがたいです」と。

そこで、提案でございますが、学生支援機構というのがありますね、大学を受験するときに各高校から申し込みをしたり、自分でネットで閲覧して、日本学生支援機構というのがありますね。この場合では5月か6月あたりでは予約を取るじゃないですか。先ほど年度予算でやっているのというような答弁をいただきました。当初予算を超えてもいいんじゃないですか。先ほど、町長の答弁によると、大崎町に若年層の方々が住んでいただければいいと。我々も高齢になりました。それを支えてくれる人たち、そして大崎町を支えてくれる人たちをいかに大崎町で生活していただくかということを考えると、これはその年度を超えるなり、若干補正を組むなりにしてもこれは進めたほうがいいんじゃないかなと考えているんですが、これは両方の見解をお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 奨学金の貸与条例、あるいはリサイクル未来創生奨学金の制度についても単年度の制度ではありませんので、ずっと継続していく制度ですから、説明等については事前に周知することはあってしかるべきだと理解しています。

○教委管理課長（相星永悟君） 私は、先ほど予算の絡みということで申し上げましたけども、周知に対する文書については、注釈を添えて予算可決後とかを記した上で周知するのは可能ではないかと考えます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 先ほど町長が申されたように、これは継続して事前にも説明していただいて、予定者のほうから予備に申し込みを受け付けておくと、そして決裁をする場合には合格通知書、もしくはそれを添付することによって、その時点で確定がいけるというような予約制度があってもいいんじゃないのかなと。そして、説明の回数も、これを配っただけではなくて、ちゃんと対象者はわかるわけですよ、今年の中学3年生、そして今年高校を卒業する現在の3年生、それは就職もいっちゃうでしょう、しかし、大崎町から高校に在学していっちゃう方々、約半分ぐらいが専門学校なり大学なんですよ。これは数字も出ています。約半分が進学なんです。職業系の学校ではやはり就職があります、ありますが、普通科を持っている学校、特に私立の2校については進学率が高いです。そして、私の出したアンケートに対しても丁寧に私立2校については答えていただいております。後で文書も付けてあります。だから、本町でもそういった親切な対応が必要なんじゃないですか。どうですか、担当課は。

○教委管理課長（相星永悟君） その後指摘の点を含めて、また募集かれこれについては検討して勉強していきたいと思います。

○10番（中山美幸議員） 予算のことについては、町長も先ほど申されましたので、

できれば本年度の卒業生からぴしゃっとそういう形をとってください。それは先ほど町長が述べられた町長の考えている目的を達成するための手段ですよ。そして、本町で行われています奨学金制度のことについて、もう1点だけお伺いします。

産業後継者育成奨学金制度は、今、言われた教育委員会がやっている奨学金を貸与された部分で本町に帰ってきて、本町の産業を支援する、もしくは産業に従事する者について、これを免除するということで条例としてはよろしいんですね。

○町長（東 靖弘君） そのとおりです。

○10番（中山美幸議員） そうした場合に、これは方法論ですが、これは申請主義になっています。本町に帰ってきた場合は住基でわかるわけじゃないですか。それは返済の状態でもわかるわけですね、住所がどこにあるか、家族が払っているかもしれません。そうしたときにこれに対応される、高校なり大学なり卒業されて帰ってこられてこちらのほうで企業なりを継いでいく、後継者となっていくといった場合にはわかるんですよ。これは完全にわかりますよね。ところが、これは申請主義をとっているものだから外れた人もいるんじゃないんですか。いかがですか、管理課長。

○教委管理課長（相星永悟君） この条例にこの条項が追加をされて、現在該当する方が、今、1名でございます。まだ在学中ですので、この制度が適用されるには、あと、まだ数年かかると思われます。

○10番（中山美幸議員） これは町長の前の段階からありますけども、じゃあお伺いします。この条項を追加したのはいつですか。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時28分

再開 午後1時29分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○教委管理課長（相星永悟君） 大変失礼いたしました。

施行は平成28年4月1日からでございます。

○10番（中山美幸議員） そうであればですね、なぜ申請主義だけををとっているのかなと思います。これは町民課でもわかることですね。そうした場合に、これに当たりますよということが親切じゃないのかなと思っています。あなたは帰ってきて、住所は大崎町にあって、自分のところの商売をやっているらしいですよ、商業活動をやっているらしいですよ、建設業を継いでいらっしやいますよねというようなものがあつた場合は、これは今後変えるべきだと思います。申請主義じゃな

くて住基ネットなんかでわかるわけですよ。そうしたときに、対象としてなっていますけども、申請はしませんかと。それがやはり住民に足に向けた親切というものじゃないですか。いかがですか。

○教委管理課長（相星永悟君） 御指摘のとおり、恐らく住基は使えないと思いますけれども、こちらで、今現在お一人ですけれども、利用されている方は把握できておりますので、その方が帰ってみえた折には、今のところ、ルール上は申請主義をうたっていますので、これこれ申請していただかないと適用できませんというお声かけはしていきたいと思います。

○10番（中山美幸議員） 私はそれが親切だというふうに考えます。それをすることによって、先ほど、町長の目的、成果といったものが達成できるんじゃないかなというふうに理解しますので、是非、そこはそのような形をとるような検討の仕方、条例の持って行き方ということを望みます。

次に、リサイクル未来創生資金の条例について若干お伺いしたいと思います。限度額は500万円です。そして、現在、年1.5%、利息については貸与を受けた人が支払いをして、その証明書をとって申請して、町からその利息分が免除されるという方法をとっているようですが、直接払いというのはなぜできないんですか。

○教委管理課長（相星永悟君） ルール上のことですが、そのような方法が取れないかというのを今のところ、検討はいたしていないところであります。ルールに沿って事務を進めているという状況でございます。

○10番（中山美幸議員） これは町長にお伺いします。リサイクル未来創生奨学金、せっかくいいのをつくられているんですよ。そうしたときに、一旦、保護者なり本人が支払いをした後に、もう一回、銀行から支払いをしましたよという証明書を取って、本町に申請しないと、なぜ、これは出てこないんですか。直接払いはできないんですか。銀行の方にもお伺いしました、このことについても。直接払いのほうも、私たちも楽をしますよ、手間が省けますよねというような発言もありました。ここで改善する余地はありませんか。

○町長（東 靖弘君） この制度をつくるときに、金融機関は相互信用金庫でありますので、そちらのほうと協議しながら貸与条例をつくりながら、こういった形でやってきていて、返済をして、それに対して、また後から助成をするといった制度で、どちらかというと非常にわかりづらい制度でありますけれども、しっかりとした制度にしていくためにこういう形を取ったところでございます。金融機関のほうでもそういうふうに考えていらっしゃるということであれば、ここはまた協議をさせていただきたいと思います。

○10番（中山美幸議員） はっきりとは申されませんでしたけども、そのほうが楽で

すよねというような答弁をいただいております。

そして、この審査です。申し込みをされても、なかなか通らない。申し込みをされて、銀行が受託したのは何件ありますか。昨年度の実績で結構です。一回、同僚議員の一般質問で答えていただいておりますが、再度、確認します。

○教委管理課長（相星永悟君） 令和5年度末では11名の方が御利用いただいております。失礼いたしました。申請件数は把握しておりません。ローンが適用された方の回答のみをいただいております。

○10番（中山美幸議員） 以前、同僚議員のときには申請件数及び銀行が受託しなかった、保証協会が認めなかった件数については答えていると思うんですよ。

○教委管理課長（相星永悟君） これまで融資を受けることができなかった方は10名と答弁しているかと思います。先ほどは、言いませんでしたけども、今まで融資が受けられていない方は10名でございます。

○10番（中山美幸議員） これはですねせっかく町長が未来創生ローンをつくられたんですけども、なかなか、これは保証協会の審査だということなんですが、保証協会の審査が通らないところ、特にシングルマザーなんかはなかなか通らないみたいですね、いろいろと調査をしてみますと。なぜそうなのか。そうであるならば、これについている基金をもう少し増額する、ふるさと納税なんかを使って増額していただいて、例えば、その増額部分について担保としてやっておりますというようなことで、もう少し、この審査を緩やかにするといいいましょか、どうしても優秀な学生がいるのに予算的なことで諦めてしまう。大学じゃなくて専門学校にしましう。ましてや医学部等を受験できるような能力のある子が、そこで諦めて福祉関係の専門学校に行ってしまう、そういったことも起こりえているんじゃないかなというふうに予測します。そういった改善策をやはり考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 考えるべきだと思います。ただいまの御質問を聞いておりますけれども、貧困世帯、低所得世帯は、こども家庭庁の制度ができたときにもやっぱりそういった家庭をちゃんと支援していく。そしてまた、家庭が貧困で入学金が支払えなかったり、授業料をつくれなかったりというところで、学ぶ意欲があっても優秀な子どもたちが学ぶことができない環境がつくられているということは、やはり憲法上の基本的人権にもさしかかってくることで、子どもの学ぶ権利や人権を考えたときに、意欲のある子ども、本当に優秀で意欲のある子どもたちがこういった資金を得て学び、そして社会に貢献していくということが奨学金の貸与の在り方、給付の在り方だと思っておりますので、ただいま御指摘のあったことにつきましては、ちゃんと検討し、確認し、できるだけそういった子どもたちが生まれないようにし

ていく努力はしていきたいと思います。

○10番（中山美幸議員） 今、町長の前向きな答弁をいただきました。本当に私もうれしいですよ。せっかくですね高い知識を持っていながら諦めないといけない状況、これは非常に悲しいですよ。そして、今、大崎町においては少子高齢化もそうですが、医療機関もないですよ。例えば医学部に進学する、ちゃんと医学部に通ったよという子どもたち、学生には若干違ったような、現在、14年間ですか、リサイクル未来創生奨学金については返済期限までは14年間だったと理解しているんですが、インターン時代についてもある程度の免除をしていって、将来的には独立する場合、大崎町で開業してほしいよねというような望みを託した制度に改めていく。これはできるんじゃないですか。そうすることによって医療機関、今、1億円の資金を提供しますよということをうたっていますけども、それよりもそういったもののほうが効果があると思うんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 現在の大崎町の奨学金の貸与条例が、普通奨学金と産業後継者育成奨学金といった中で、商工業を経営する後継者、新規開業者となることを目的にという2つの奨学金制度があります。もう1つはリサイクル未来創生奨学金制度であります。

今回、御質問を受けるに当たって、いろいろと全国を調べてみました。そういった中で、1つは、農業後継者が不足している問題、農業高校、農業大学校に通う子どもたちの奨学金、介護福祉士を目指して地元で5年以上地元で働くことを条件とした奨学金の給付条例、もちろん医者を目指す子どもたちに対する貸与給付条例とか全国でおびただしい条例ができていて、それを見ながら、こういう制度もつくられているんだということは改めて認識したところであります。

そういった中で、貧困や低所得といったことが今、話題にもなるし、今の話にも出てきておりますけれども、これらの奨学金の給付条例や貸与条例、そこに一定の条件が付されております。所得割額を払っていない世帯、家族に高額収入者がいないこと、非課税世帯であることとかいろんな条件があつたりしますが、そういう制度を勉強しながら、加えていきながら学びやすい環境をつくっていくことは、これを見ながら必要だと思ったところであります。私たちも農業後継者が少ないので、農業大学校で学んだ子どもたちが帰ってきてくれるとか、そういったところに手厚く、大崎町の人材を育成するためにもそういったところに支援していく制度をつくったりする。鹿児島県内はそんなになかったんですけれども、入学金を給付する条例もできております。大学の入学金を準備することが大変なんだというところもありますので、そういったところについて例えば2分の1といった給付をするとか、そういった条例も結構つくっていて、こんなにやっているんだということを、

今回資料を見ながらはつきり思ったところでありますので、いかに学びたい子どもたちが学びやすい環境をつくっていくのかといったところは、我々はこの仕事をしている中では考えていくべきだと思っていますので、時間はかかると思いますが、少しでも勉強をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 町長も結構調べていらっしゃるということは理解できました。

私立の大学でも1期生について百二、三十万かかるんですね、入学金を含めると。国公立でも60万から70万、今。今後、値上げがされてくるともっとかかるとおもいますよ。そうした場合に、先ほどあった医療系の学校、大学に行った場合は6年間ですよ、6年間でうまく卒業されても、インターン制度等があつてかなりのお金がかかる。そして、大崎町の病院の先生方の息子さんと娘さんとかとなつたらまだしもでしょうけれども、一般家庭からそういったところに、能力があつても行けない、そういう状況の人たちの救っていくというのは行政の役目。子どもたちが住みやすい町といわれるぐらいのそういった政策を打ちましょよ。是非、それは念頭に置いていただいて、早急に検討をしていただきたいというふうに思います。

リサイクル未来創生奨学金制度について、もう1点だけ、若干これについて疑義がありますので。これは町長にお伺いします。大崎町教育委員会金融機関写しということで大崎町リサイクル未来創生奨学金制度受付確認書をインターネットの中で引き出してみました。そして、その中に、大崎町リサイクル未来創生奨学金制度の提携金融機関と大崎町リサイクル未来創生奨学金ローンを利用する場合は大崎町リサイクル未来創生奨学金償還補助金交付要項を遵守し、かつ、大崎町のリサイクル行政に協力いたしますのでここに申請いたします。かつ、この後の文書ですよ、町長、何か感じませんか。

○町長（東 靖弘君） 申請を受け付ける段階で提携する金融機関と提携しながらこういった表現になっていると思っておりますが、保護者を指しているのか、本人を指しているのかわかりませんが、大崎町に居住することになってきたときにはリサイクルについての理解や協力はやりますという文言なのかなと思ったところがあります。

今説明されたことについて、私自身も詳しくこのことについてはわかりませんので調べますが、要は文言が的確なのか不適格なのかといったところであろうと思いますから、そういったところについては精査させていただきたいと思います。

○10番（中山美幸議員） これはですね年月日を書くようになっておりまして、保護

者、対象者、奨学生も書くようになっているんですね。これは大学の場合は多分18歳ですよ、成人ですけども、高校生の場合、未成年者ですよ。そこまで考えた文書なのかどうか。そして、ここまで協力いたしますという確約を取らないといけないのかどうか。これは昨年12月15日ですか、説明会をされましたね。そのときにこれは出されているんですよ、ホームページに出ています。これは考える余地があるんじゃないですか。余りにもひどいです。私は金曜日に某弁護士事務所にも相談しました、日程が合わなくて直接行って相談できませんでしたけれども。これは若干疑義があるんですけども、再度お伺いします。

○町長（東 靖弘君） 子どもたちであれば大崎町のリサイクルのことは理解もしておられるわけですから、「リサイクルは理解し」とかそういう表現がどこかに織り込まれてもおかしくはないだろうと思っておりますが、行政に協力しますとかそういったことが行き過ぎた契約であるという判断であれば、それは改める必要があると思いますので、先ほど言いましたように精査してみないということがありますから、もうちょっと検討する時間がほしいと思います。

○10番（中山美幸議員） それでは、昨年12月15日19時から、本町の公民館で説明がされたときの文書ですので、そこは十分にもう一回精査する必要があると重ねて申しますし、時間もなくなりましたので、奨学金制度を改める、誰でもというわけにはいきません、100%申請した人が貸与していただけるということじゃないでしょうけども、なるべくそれに近い状態、そして、そういった熱意があつたり情熱のある能力の高い子どもたち、学生、生徒のために門戸をもう少し開くべきだと理解しています。そういうふうにも町長もそれに近い答弁をいただきました。教育委員会管理課のほうでもやはりそういったところは考えながらPR活動といったところもしっかりとしていただいて、多くの方々がこれを申請していただく、申請するような体制を取るべきだと思います。非常に今回のアンケートを取って、ほぼ答えはいただきました、学校長からの手紙も入っています。そういったときに一番やっぱり私立です、真剣に考えていらっしゃったのは。ほかの高校でも考えていらっしゃいますが、もう1つを申し上げると、※を付けて書いてあります、「本校であれば4月下旬から5月上旬に三者面談、進学校を迷う生徒たちもいるため、可能であれば7月まで申請期間があるとありがたいです」と、そういうことですけど。大学が思うようなところに入学できなかった、じゃあ専門学校に移ろうかなと、そうしたときの救いの手、こういったのもあるということですよ。私も、これを見て、ああ、7月ということもあり得るかということがありました。非常に丁寧に書いてあります。在学生のためにも案内いただけますと幸いですとか書いてるんですよ。これ、全部アンケートを取りました、学校長宛と進路指導係の先生にお願いして、

文書で出して、自分の身分証明書を添えて出したら返答が返ってきました。その中でも大隅半島にある２つの私立高校についてはものすごく丁寧でした。そういったところを踏まえながらですね、やはり本町でも子どもたち、学生といったものを救っていくという、そして若年者を大崎町に住んでいただく、子育て対策だけではないということを望んで、奨学金については改善する余地があるということです、是非、改善していただくということで、再度お答えいただいて、この質問は終わりたいと思いますが、いかがですか

○町長（東 靖弘君） それぞれ議員が出された学校のほうからいろいろ返信があったということで、現場の声を読み上げて行かれましたけれども、現場としてはこういう対応をしてほしいという生の声でありますので、そこは我々も、教育委員会もちやんと受け止めて、そしてまた、話を聞きながら思うことは、学校の先生方と大崎町の貸与条例等について意見交換をすべきだと、その中でいろいろと相手方の考え方、やり方、要望することも参考として行政の中に生かしていくことは必要なことだと認識したところであります

奨学金につきましては、先ほどいろいろありましたけれども、基本的人権、家庭の貧困という中でも子どもの権利があるので、学ぶ権利をどう伸ばしていくかということが行政の課題でもあると思いますから、真摯に考えていきます。

○１０番（中山美幸議員） では、奨学金については、町長の今後の改善策を期待して、奨学金制度については質問を終わります。

続きまして、先ほど同僚議員が、住宅や道路等については日向灘地震の関係についてはお伺いしましたので、農地の被害、液状化や亀裂等に対してどのような今後の対策を考えていらっしゃるかについてお伺いします。

先般、その地震の後に私に電話をいただきまして、現場を見てみました。ひどいところは８センチぐらい、写真も撮っておりますが、８センチぐらいの段差ができています。そして、町長、この前、住宅地を見られたときの亀裂、ああいった亀裂が田んぼの中、農地の中を走っているんですね。そして、液状化があつて、したからシラス土壌が吹き上げた状況も写真に撮っておりますが、自分の土地だったらいいでしょうけども、借地でやっていらっしゃる大型の農業米作の方々はどうやってそれを修正していくだろうか。ましてや波を打っていますね、かなりの波を打っているところもありました。そういったところの支援策、何かできないのかなということで御質問申し上げます。

○町長（東 靖弘君） ８月８日に発生した地震に伴い生じた水田における液状化や亀裂等については、現場の確認を含む情報収集を行い、必要な支援策を検討したところであります。

発生地域においては主食用米やWCS用稲などの作付が行われておりましたが、今年は例年と比較し収穫期が早まったこともあり、多くの被災圃場で収穫は終わっており、また、収穫前の圃場においても収穫は可能であることから、農業収入に影響はないと判断し、お見舞金などの財政支援については検討していないところであります。

なお、従来の地震における農地災害復旧方法等を踏まえ、国の災害復旧事業や町単独の災害復旧事業についても検討いたしましたが、前者については対象外であること、後者については農家負担が生じることから、最も農家負担が少ない方法として、県や町の工事等で発生した残土を使うこととして無償で提供することにより農家の復旧費を軽減できないかということを検討したところであります。

このことにつきましては、担当農林振興課の職員とが現地に行きまして、そういった状況等も全部写真を見せていただきながら、亀裂の状態とか案内いたしました。そのときに故意にできたものでもなくて天災、地震ということで発生してきているので亀裂が生じたところについての覆土はちゃんと対応すべきだという話をして、その部分は補償というところでそういった話はまとまったところであります。

しかしながら、実際修理しておられる方がロータリーをかけたということでありますので、このことはそれで終わったところでありますけれども、天災による農地の亀裂、あるいは液状化が大規模災害で発生したときには、災害復旧事業という国の指定にかかわらずに、やはり何らかの支援体制を行政として確立すべきじゃないかと担当とは話をしたところでした。

○10番（中山美幸議員） 迅速な対応といいますか協議をしていただきましたことには高く評価を申し上げます。私が話を申し上げたときも、残土だとか取りにいったり、そういったところに対して機械の借上料だとか必要になってくると。できれば、そういった田んぼの近く、農地の近くまで運んでいただくと、自分たちの力で何とか元の状態をつくっていけるんじゃないかなというようなこと。それも自分の所有地だったらいいんですよ、今、賃貸の田んぼ、畑というのは結構多いんですね。そうしたときに、地権者と生産していらっしゃる耕作者が異なった場合に、じゃあ、ひどいから止めようかなという状態が起こってくる可能性もありかなというふうに思いますので、是非、そういったところも今後の課題として、是非、検討しておいていただきたいというふうに申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は、14時5分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、6番、稲留光晴議員の質問を許可いたします。

○6番（稲留光晴議員） 日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、また、関連する質問をいたします。

まず、はじめに、地震災害についてであります。8月8日16時44分、震度5強の地震は、本町三文字区域の被害が特に多く、農協大崎支所の玄関入り口のコンクリートのひび割れから南光保育園周辺と民家の倒壊、農協を挟む道路の隆起及び民家の石壁の落下、コンクリート車庫内の地面のひび割れなど、また、持留川迫下橋から三文字大橋の間のU字側溝の破損など、これらは今回の補正予算（第4号）の概要のとおり被害額の概要となっております。これらは三文字区域の地盤がいかに軟弱であるかはっきりしたわけであります。

今回の地震を教訓として、南海トラフ地震への備えとして検討されるべきことについて、町長の見解をお尋ねして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 今回の地震発生によって三文字地区の地盤が軟弱であるという御質問でございました。

今回、地震が発生したことによりまして、もう御存じのように建物が倒壊、あるいは道路自体がそれこそ盛り上がってしまったといった状況、あるいは亀裂がいろいろと生じ、ブロック塀が倒壊したり様々な被害を受けたところであります。それらの被害につきましては、いち早く対応できる部分については修理をしたというところであります。

先ほども出しましたが、大きな建物等による専門官の査定が終わったか、あったか定かではありませんけれども、残る建物等についてはそういう対応を取らせているところであります。被害を受けた御家庭につきましては、社会福祉協議会、あるいは町のほうからお見舞いをさせていただいているところでございます。

非常に曖昧な答弁になっておりますが、十分でなかったことをお詫びいたします。

○6番（稲留光晴議員） 私がお尋ねしたいのは、私も生まれて初めてこういう地震を経験したんですが、今回の震度5強の軟弱地盤での地震ですね、これの教訓として、南海トラフ地震マグニチュード7が起きた場合、三文字地区の備えですね、結局、軟弱地盤はそれなりに、私は一通り回って見たんですが、地盤は木入道とか迫下橋隆起、中央公民館辺りまでが軟弱地盤なのか、それ以上に、上のほうに大崎小をずっと上っていきまして平らな地面になると、そういう被害というのがほとんど見受けられない。三文字地区は昔から重厚な石を切って石を積んでいらっしゃる

ところがあるんですが、そこ辺りもですね岡別府近辺も鉄筋コンクリートが入っていないにかかわらず、その地域は全然崩壊していないと。崩壊しているのは、町長もさきにお見舞いとか調査をされて、民有地、ここに書いてありますが、廃棄物処理で民有地から排出されたブロック塀、道路側に落ちたブロック塀と自分の敷地内に落ちたブロック塀ですよね、これは廃棄物処理等で82万円の予算が組まれているわけです。ですから、最初の質問として言っているのは、教訓として、三文字地区、南海トラフ地震震度7が来たら、どうして大崎町が震度5強なのか、私は車の中で地震に遭って終わるまでじっとしていたんですが、それから上のほうに上がると全く本当に地震があったのかどうかわからないような状況なわけですよね。だから、区域に対しての備えとしての検討を、町長に最初の質問としてお答えくださいという質問だったんですが、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 御質問いただいておりますのは、本町でできる支援策は何か、県・国よりの支援策は何かということでございましたので、本町のできる支援策を準備していたところでありますが、質問がこちらが捉えているのとは若干違うようでありますので、ああいう答弁になったところでございます。

日向灘の地震について、大崎町で震度5強ということでありました。誰しものがこれについては驚きと恐怖があったと思います。三文字地区以外においても、非常に強い揺れがありました。災害こそないものの、結構な強い揺れがあったり、大崎町は震度5強だったんですが、隣の自治体、近隣の自治体も震度4、5弱といったことがありましたので、今回の地震に対しては多くの方々が恐怖を抱かれたのではないのかなと思います。

地震が発生したときに、津波等においては避難することがありますけれども、建物の耐震化、それから建物内の家財道具の倒壊防止といったところは、やはり一番最初に対応すべきことではないのかなと、それぞれが対応すべきことではないかなと思います。

避難等については、それぞれ準備して避難してくださいということをやっておりますので、かねての備えは大事だと思っています。

三文字地区が軟弱地盤ということですが、それは皆さんがそういうふうに捉えておられます。しかしながら、三文字地区においても大きな建物等についてはしっかりと基礎を建てながら災害を受けていないといった中で地域経済を発展させておられるということもありますので、三文字の中でにぎわいづくりなどのまちづくりがなされているところでもありますから、こういったところの建物等に地震等に対応しうる対応はそれぞれがやるべきものであるし、また、我々としてもそういったところを捉えていかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） それではですね、町長はいち早く来られましたと、そういう声を聞いておりました。いろいろ相談事とかされていると思います。1番目の、被災者への本町でできる支援をということで書いておりましたけれども、この件をお答えいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

今回の地震災害において実施した支援策に関して回答させていただきます。まず、町道・農道の伐採については、道路空間の確保を目的に、道路敷き内に倒れてきたもののみを撤去しております。民地内の倒木については個人負担で処理していただいております。

また、被災された方に対して、町や社会福祉協議会から見舞金を支給させていただいております。

町税関係に関しては、現在、被災規模が確定している被災者に課税されている町税について減免措置を行ったところでございます。

ちなみに、見舞金といたしましては、全壊の家屋に大崎町から5万円、半壊の家屋に3万円、大崎町社会福祉協議会から、全壊家屋に1万5,000円、半壊家屋に1万円という制度のもとでしております。そのほかに、ニッセンからのタオルケット等の現物支給を行っているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今、支援策を教えてくださいました。1つ、ちょっと気になったんですが、町道、農道等に倒れたものとか、あとは民有地、自分の敷地内は支援していないということですけど。先々週でしたか、町長が石壁が壊れたところで何かお話しをされておったところを見受けられまして、廃棄物処理に関しては民有地から排出されたブロックと、あと道路際に分かれて落下していたやつですね。それは民有地にもかなり落下しておりましたが、廃棄物処理に関しては82万円というのは民有地の分も同時に撤去されたんですか、私が見たら、同時に石塀がなくなっておりましたので。そこを確認したいと思います。

○環境政策課長（竹本忠行君） ただいまの御質問でございますけれども、民有地から排出されたブロック塀などの廃棄物処理に係る経費ということで予算計上しております。現在のところは実績はございません。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 個人宅から出たブロックというか石ですね、農協支所の神領側の道路、町長御存じですね。道路と自分の敷地内に積んでいた石が倒れた、その分なんですか、民有地からの廃棄物処理は。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問で、ブロック塀、多分農協通りの中の石塀がありましたので、それをどう処理したかということであります。町道に関しては建設課のほうで対応していますので、説明が必要であれば担当課長の説明とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） ただいまの御質問の箇所につきましては、道路に倒れている分につきましては町のほうで、通行の支障になるということで撤去をいたしました。

民地のほうにつきましては、所有者の方に連絡をして、保険の関係があるということでそれを調べてもらって、民地の分については本人さんが業者に頼んで、多分ちょうど同じ業者に頼まれていたというところです。ですから、民地と道路の分については分けて多分請求はされていると思います。

○6番（稲留光晴議員） 私、ちょっと迷ったんですよ、5番の廃棄物処理、民有地から排出されたブロック塀などの廃棄処理に係る経費と、82万円となっていますよね。だから、民有地にも道路際に倒れたブロックも、同時にこの経費でできたのかなという判断だったものですから町長にお尋ねでした。今、建設課長のほうから、そうではないと、民有地は個人でちゃんと別個に廃棄物の処理をしてもらったということでもいいんですか。

それではですね、わかりましたが、二、三点お尋ねしたいんですが。9月5日の文教常任委員会で私も聞きそびれた件がありまして、水道課長の報告では、先ほどありましたが、水道本管の破損が2件、23件の個人から敷地内への引き込み管の破損が報告されたとあるんですが、再度確認ですけれども、個人の敷地内の水道の漏れに関しては減免措置をするということは理解できたんですが、敷地内の水道管の修理費用については、やはり民有地ですから個人の負担ということと理解してよろしかったですか。

○水道課長（本松健一郎君） 御質問の件ですけれども、今おっしゃるとおりで、もう一度おさらいをさせていただきますと、私どもが本管が通っている町道とか農道とか公の本管が通っている道路の漏水については、私どものほうで修繕をすると。その実績が2件ということで申し上げました。

こちらから個人の漏水について報告をさせていただいたものについては、電話等で問い合わせがありまして、それについて、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、給水の指定を受けた工事店を案内いたしまして、そこでどのくらいの見積もりを出されましたかということで集約した結果が、先ほどの件数と金額でございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 済みません、私のほうの質問もですね地震災害についてということで、道路とかでなくて水道管のほうとかなりますけども、本管の破損の2件と個人宅の23件というのは、地域的に本管2件の周辺の個人宅から23件なのか。そこ辺、把握されていらっしゃるんですか。

○水道課長（本松健一郎君） 地域で申し上げますと、水道管の管理施設ということで2件については、三文字地区のさつま屋菓子店の前、220号線の歩道沿いです、ここが1箇所。下持留の下西石油のあります大崎輝北線の県道沿いの歩道の2件ということです。

個人宅については、三文字地区と下持留地区の周辺ということではございませんで、町内全域でございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 水道課に関しては、水道管の引き込み線は三文字以外にも、この23件は大崎町の、三文字を除いて何件あったんですか。ほとんど三文字区域ではなかったんでしょうか。

○水道課長（本松健一郎君） 先ほど申し上げたとおり、個人宅は町内全域に散らばっておりますので、どこの地区ということではこちらも把握しておりません。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） やっぱ地震の揺れというのは、大崎町全域にひどかったということで、引き込み線の破損といえばですね、だったんじゃないかと思います。

引き込み線の水漏れに関して、耐久年数を過ぎているとか、今回の地震でもって耐用年数が来る前に破損してしまったと、修理屋さんが修理しないとわかりませんが、そのへんの分析は今のところははっきりしていないですか。

○水道課長（本松健一郎君） それぞれの住宅がいつ建築されたかということもございしますので、分析は不可能かと思っております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） わかりました。

水道のほうはそれぐらいですが、あと、2番目の、町長にお尋ねしたいのが、県・国よりの支援策は何かということですね、先ほどのブロック塀の破損に近い、飲食店の入り口が大規模隆起、中にも来て入り口が隆起しておりまして、営業がもう続けられないというような状況で、社長さんにお会いしてお話を聞いたんですが、町長のほうで県・国へのそういう支援策というのが、飲食店のビルも相当古いビルで、営業されていないんですが、今後のなりわいとして継続がどうなのかという、町長、お話されていればお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 国や県において、被災者の暮らしに関して、経済、生活面の支

援制度がございます。県や市町村を通じ支援する被災者生活再建支援事業などのほか、国が直接支援する災害復旧貸付制度や国税の特別措置など、被災後の暮らしは、個人・企業の被災状況に応じて様々な制度がございます。支援が必要な方については、御相談いただければ関係機関等に御案内させていただきますのでお問い合わせいただければと思います。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 町長のほうにお尋ねしても、はっきりわかるという段階ではないんじゃないかなと。国のそういう災害援助金にしても、まずは県のほうから通知があってというふうな段階になろうかと思えますけれども。地震については、以上でございます。

次は、2番目の台風10号の被害状況について報告を求めます。農作物及び農業施設とかそういった人的被害、崖崩れ、通行止めに関して御答弁をお願いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和6年8月28日から29日にかけて接近した台風10号の影響により、鹿児島県には暴風特別警報、波浪特別警報が発表され、本町においても建物が倒壊するような暴風や記録的な大雨による甚大な被害が懸念されましたが、倒木被害や農作物等の一部被害はあったものの、幸いにも人的被害や土砂災害、水害など、当初心配されていた甚大な被害は発生いたしませんでした。

また、農業関係ですが、被害面積で8.6ヘクタール、被害額で364万3,000円となっております。内訳としましては、早期水稻が倒伏被害で5ヘクタール、大根がマルチの剥がれ、形状の損傷で2ヘクタール、キャベツ形容の損傷で1ヘクタール、ニガウリが果実の落下で0.3ヘクタール、ネギが形容の損傷で0.3ヘクタールとなっております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 早期と農作物等について答えいただきました。

今回の台風も私が思うには、最大瞬間風速は2年前の台風と同じような強さだったんじゃないかなというふうに思って、崖崩れ等とか、ああいった持留区域を心配しておりましたが。あと、持留から茶ノ木のほうへ抜ける道路なんかもですね、2年前は通行止めになりましたけども、今回はなくてですねスムーズに被害が少なくてよかったというふうに感じております。

それでは、最後の3番目の熱中症被害についてを質問させていただきます。

毎年のように、今年もそうなんです、平年より1.7度ぐらい気温上昇しているということです。マスコミ等によると、9月いっぱいはまだ30度を超えるというような予報も出ておりますから、本当に熱帯夜が毎年、毎年長引いていっている

ような寝苦しい夜になっていると思います。最初の質問として、現時点で救急車による緊急搬送状況は把握されているか。されていれば、人数、年齢、性別、室内か屋外か、御報告いただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大隅曾於地区消防組合によると、本年度、熱中症疑いにより緊急搬送された方は、9月2日時点で136名であり、うち24名が大崎町民であったと伺っております。この24名の年齢区分ですが、7歳から17歳の少年世代が3名、18歳から64歳の成人が5名、65歳以上の高齢者が16名と、高齢者の割合が高くなっております。

性別は、男性14名、女性10名となっており、発生場所は敷地内を含む住宅が16名、仕事場が3名、公衆が出入りする場所が1名、道路が4名となっており、住宅での発生が高い割合となっております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今、報告していただきました。室内でも温度が高いと、どうしても熱中症に罹るということで、室内では適度なエアコンのしようということになっておりますね。一昨年も、多分、熱中症については質問をしたかと思いますが、この方たちはですね、9月2日ですから、救急車で救急搬送なんですけど、今、町長がおっしゃっていただいた、本町の24名の方は無事退院をされたとか、生命に異常はなかったとか、元気になられたとかいうのはあります。

○町長（東 靖弘君） 24名で大崎町民であったんですが、退院されたとか元気であるとかといったところまでは担当課長も把握していないということでございました。

○6番（稲留光晴議員） そこ辺までは質問外になりますが。済みません、ありがとうございました。

2番目に入りますけれども、予防策ということで、不要不急の外出を控え、適度なエアコン使用ということで、よくテレビ等には出ておりますが、そこ辺の周知徹底というか、本町としても毎年のことなんですけど、防災無線等なんかでも、私、今年は聞いた覚えがないんですけど、そういった熱中症対策への予防策について、防災無線での周知はされておりますよね、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

熱中症の予防策としては、ある一定の暑さ指数に達した場合に不要不急の外出や運動を避けるなどの対策を取るようにと、環境省が熱中症警戒アラートを発令しておりますが、7月から8月にかけてはほぼ毎日のように発令され、テレビやラジオ、新聞などの報道機関において広く周知されております。本町においても、ホームページや広報紙等での注意喚起も行っていました。

本年度から、さらに熱中症特別警戒アラートの運用がスタートしましたが、危険な暑さから避難できる場所として、クーリングシェルターの指定が求められており、本町でも3箇所を指定し、特別警戒アラートが発令された際は防災無線や大崎町公式LINE、FMおおさき等を活用して予防的な対応を取っていただくよう周知していく予定でございます。

また、高齢者が集うサロンや老人クラブのほか、介護サービス事業所などを通じて熱中症の予防を心がけるようお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 了解いたしました。

最後の3番目なんですが、非常に設置の支援をしてほしいという方が増えてきております。みんながみんな、ある程度、現在エアコンを設定しているけれども、追加の支援とかそういう支援じゃなくて、全国の熱中症で緊急搬送された方々は、室内にエアコンがあったかどうかというのがありますが、設置されておっても使われていないということがあるんですが、そういうことも含めてですね、全世帯、ないところへも、エアコンは今設置されていない方はもう少ないと思うんだけど、適度なエアコンを使わなきゃ、もう熱中症で、今、町長から報告がありました、町内でも24名の方が緊急搬送ということですが、この24名もエアコンを適度に使われておったのかどうか、エアコンがあっても使ってなかったのかどうかというのも、個人的なあれでわかりますかね、わからないでしょうかね、そこ辺は、そこ辺も含めて。

○町長（東 靖弘君） 熱中症にかかって家族が電話を入れて、それで救急搬送という形になったというところで把握しているところでありますが。エアコンを使っている熱中症になったといったところについては把握しておりません。

○6番（稲留光晴議員） 使っていて熱中症じゃなくて、設置がしてあっても使ってなくて熱中症になった方と、ちょっとごめんなさい、それ、わからないでしょうかね。

そういうことですね、先ほど申しました全国の調査でも、高齢者は冷たい風が嫌いな方とか、そういった方とかですね、我慢をするとか、そういった中でなかなか気温の温暖さを感じえないという方も増えていると思うんですが。設置の支援というか、ないところへも、全世帯とは言いませんけども、そこ辺はいろんな税控除の面とか、所得に応じてというふうなことは考えられると思うんですが、町長、支援策をつくってもらえないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） エアコンのない世帯へ、エアコン設置の支援はできないかとの御質問でございます。熱中症予防の4つのポイントとして、こまめな水分摂取、涼しい服装、暑さを避ける、日頃からの健康づくりが言われております。

このうちの、暑さを避ける手段の1つとして、無理な節電などをせずにエアコンを活用することも上げられておりますので、熱中症を予防するための1つとしてエアコンの活用は重要なことであることは理解しております。特に高齢者は、エアコンがあっても、体に悪いと思っているなどの理由で使用しない例も多いようであります。また、水分補給をしなかったり、炎天下での作業に没頭したりと、熱中症のリスクの高い行動を取りがちなので、日頃からの注意喚起は重要であります。

そのため、まずは熱中症を予防するための注意喚起に力を入れていきたいと思っております。エアコンの設置支援に関しましては、国も一般的な家電や家具など汎用性の高いものへの補助は対象外としております。例外として、省エネやCO₂排出削減を目的とした設置に対する補助や、国や一部の地方自治体で実施しているケースがあります。本町としまして、現時点ではエアコン設置の補助は考えていないところであります。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 毎年、毎年暑くなっておりますから、エアコンが付けられなくて熱中症にかかって緊急搬送をされて大変だったということで、何とかエアコンを町が支援をしてくれないかという話があったら、町長はこういうふうに申しておりましたと、支援は今のところできないというふうに私はお伝えしたいと思います。検討をするとか、今後はまだ上がってくるでしょう、毎年、毎年。北極の氷がどんどん溶けていっておりますから、なおさら熱帯夜が続きます。町長のところにエアコンが1台もなかったらどうしますかね、やっぱり寝れない。私なんかもととてもじゃないけど、今でもエアコンを29度設定でつけているんですよ。だから電気代が高くなって払えないとかという高齢者の方というのは、さっき町長おっしゃいましたよ、いらっしゃるんですよ、所得が少ないとか。だから、そこ辺をまた十分考えていただいて、夫婦共々年金暮らしで、片方が亡くなられたら大変だということも言っていられませんでしたからね。そこ辺は、また引き続き一般質問でしたいと思いますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後2時46分

第 3 号

9 月 1 3 日 (金)

令和6年第3回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月13日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（3番，4番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 鷺東慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東靖弘	農林振興課長 上野明仁
副町長 千歳史郎	建設課長 時見和久
教育長 穂園正幸	農委事務局長 松元昭二
会計管理者 岡留和幸	水道課長 本松健一郎
総務課長 上橋孝幸	教委管理課長 相星永悟
企画政策課長 渡邊正一	社会教育課長 宮本修一
商工観光課長 鎌田洋一	税務課長 川越龍一
町民課長 谷迫利弘	
環境政策課長 竹本忠行	
保健福祉課長 岩元貴幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局 局長 久保健一朗
次 長 松元幸紀

議 事 係 長 上 床 就 路
庶 務 係 主 查 隈 本 紀 代 美

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、3 番、岡元修一議員及び 4 番、鷲東慎一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 一般質問

○議長（富重幸博議員） 日程第 2 「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。

まず、5 番、児玉孝徳議員の質問を許可いたします。

○5 番（児玉孝徳議員） 皆さん、おはようございます。

私は、今回通告いたしました防災行政とジャンボタニシの食害や、イヌマキの害虫について、隣地の竹木の枝が境界を越えた場合の対応についての、以上 3 点を質問いたします。

まず、今まで、毎年のように質問している防災行政についてですが、今回も 3 月に引き続き質問したいと思います。

防災対策の基本的な考え方は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることです。近年、地球温暖化による線状降水帯の発生や、台風が海面水温の高い海域を通る時間が長くなるため勢力の強い台風が多くなる傾向があり、警戒が必要です。また、地震など災害の発生が多く見られます。

今回、8 月 8 日に日向灘沖地震が発生しました。本町も震度 5 強の揺れに見舞われ、被害が出ました。また、台風 10 号では、特別警報も発令されました。

そこで、先日の同僚議員の質問にもありましたが、まず、本町の被害状況の主なものをお聞きし、1 回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和 6 年 8 月 8 日午後 4 時 43 分頃に、日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、本町では震度 5 強を観測したことにより家屋やブロック塀の倒壊、道路の隆起、漏水などの被害が発生いたしました。人的被害はございませんでした。

被害総額につきましては、約 7,400 万円となっております。

本町の体制につきましては、午後４時４３分、警戒本部を設置し、被害状況の情報収集に努めたところでございます。午後４時５２分、鹿児島県東部に津波注意報が発令されたことから、町内の沿岸部に避難指示を発令し、町保健センターを避難所として開設いたしました。同時に、中央分団、大丸分団、菱田分団に対し、沿岸部を中心に警戒巡視を要請し、地域住民の方々へ安全確保の呼びかけを行ったところでございます。午後５時３０分には、町内で被害の発生が確認されたため、対策本部へ行こういたしました。午後７時に津波注意報が解除されたことから、情報連絡体制へ移行し、避難所も同時に閉鎖したところです。

しかしながら、午後７時１５分から１５日午後５時１５分まで、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表されていたため、改めて町民には地震への備えを周知したところでございます。

また、令和６年８月２８日から２９日にかけて接近した台風１０号の影響により、鹿児島県には暴風特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報が発表され、本町においても建物が倒壊するような暴風や記録的な大雨による甚大な被害が懸念されましたが、倒木被害や農作物等の一部被害はあったものの、幸いにも人的被害や土砂災害、水害など、当初心配されていた甚大な被害は発生いたしませんでした。

本町の体制といたしまして、８月２８日午前８時３０分に情報連絡体制を設置し、午後１時に、暴風特別警報、波浪特別警報の発令に伴い対策本部へ移行し、町内全域へ避難指示を発令しました。避難所開設につきましては、町保健センター、大丸改善センター、持留改善センター、野方改善センター、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅、大崎小学校体育館、大崎中学校体育館の７箇所を開設したところでございます。

以上です。

○５番（児玉孝徳議員） 私も消防団に入っていますので８月８日の際は巡回警戒に回りました。菱田分団なものですから、菱田はそれほど被害もないと思って巡回も終わって家の帰ったところ、私の部屋がですね棚のものがほとんど落ちてめちゃめちゃになっていて、やっと夜の片付けていたんですけど、次の日はまた近隣の人から墓の灯籠が倒れているよということで、墓に行って灯籠が割れていたんですけど、それを片付けて、そこの墓を見回したところ倒れていましたね。やはり非常に強い地震だったんだと改めて思うことでした。

そこで、もっと強い揺れなどの災害が起きて避難しないといけない場合、避難する際の避難経路はどのように設定されているのか。それが皆さんに示されているのかお尋ねいたします。

災害が起きた場合に必ず自分の家にいるとは限りません。それに、避難場所を知

らない、町民以外の方がいる場合もあります。そのようなことも考えているのか、併せてお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 避難経路の現状はということでございます。お答えいたします。

津波が発生した際に迅速かつ適切に避難できるよう、案内看板の設置は重要なことだと理解をしております。設置につきましては、地域住民の意見も踏まえ協議してまいりたいと考えております。

一方、自助・共助の取組も重要だと感じております。令和3年度に作成した総合防災マップを活用して、常日頃から避難場所や避難経路を確認していただくことや、それぞれの自主防災組織で避難訓練を実施していくことなど、自らの命を守る行動にも心がけていただきたいと思います。と考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 先ほど言いましたように、必ず家にいるとは限らないんですよ。知らない場所、どっちが高いんだろうとかわからなかったり、また、町民の方でない方も大崎町にいらっしゃることも多いわけですから、そのへんはもうちょっとですね避難経路のところでそういった案内板とか設置してほしいと思います。

夜間に災害が起きた場合、暗闇の中、避難することになりますが、安全に避難するためには停電補償付きの避難誘導灯が必要だと思います。明かりがついていて、その誘導灯の柱にですねこちらのほうが避難所とか高台だよという矢印がついていたら、次の場所、明かりのついている方向へ、矢印の方向へ向かって行けば、避難することがいち早くできると思います。1次避難所や高台を知らない方も逃げられると思います。

このような避難誘導灯についても、これまで何回も質問しています、質問して要望しております。その設置は検討されたのか、検討したのなら、どのように計画をしたのか、それとも全くしていないのか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 避難誘導灯の設置につきましては、これまでも御質問をいただいておりますが、まずは今年度から始まりました地域の防災力を高めることを目的とする地域防災計画策定支援事業を活用していただき、町と地域が連携しながら地域の災害リスクを踏まえ、災害発生時の自主防災意識の高揚を図り、実現可能性の高い地区防災計画を策定していく中で、避難誘導灯や避難タワーの有効性や設置場所等を協議いただき、地区防災計画に位置付けなどを盛り込んでいただくことが専決だと思っております。

町としましては、策定された地区防災計画を参考に、地域住民のニーズに応じた取組を進めてまいりたいと考えております。

○5番（児玉孝徳議員） 早い段階ですでにそういった誘導灯とか避難の指示の看板と

かを設置していただくように要望しておきます。

では、災害時の避難所について。まず、台風１０号で開設されたそれぞれの避難所に何人が避難されたのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、総務課長のほうで答弁させていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 台風１０号による避難者数の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、保健センターですけれども、保健センターには５３名の方が避難されておりました。持留改善センターには６人、野方改善センターには２８人、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅には６８人、大崎中学校体育館には６人、大丸改善センター及び大崎小学校体育館におきましては、誰も避難者はおりませんでした。合計で申し上げますと、１６１名の方が避難されておりました。

以上です。

○５番（児玉孝徳議員） それではですね、避難所の設備などは十分に整っているのかお尋ねいたします。

それぞれの避難所の受け入れ人数ですね、先ほどは避難した方でしたけど、何人のキャパがあるのか。それと、それぞれの備品、常備品、例えば下に敷くものや段ボールベッド、発電機、パーティションなどは、どこに何個揃っているのか、その数を教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） 備蓄品についての御質問でございましたので、私のほうで答えをさせていただきたいと思います。

まず、備蓄品については、ある程度は備蓄はしているところではございますが、大規模災害時における対応に十分耐えうると思いますか、必要な備蓄数は現在のところ確保できていない状況でございますので、現段階、計画的に備蓄数を増やしていくということで予定をしているところでございます。

それから、避難所における収容人員についての御質問でございました。台風１０号の関係で開設いたしました避難所について申し上げますと、大崎小学校、それから大崎中学校の体育館については１００名を収容人員として定めております。そのほかの施設については５０名を定員としているところでございます。

それから、それぞれの避難所における段ボールベッド等の備蓄の数ですが、まず、保健センターですけれども、保健センターにおいては食料が１５０食、飲料水が４８本、それから段ボールベッドと、これはエアベッドも含みますけれども、それが４台です。中沖公民分館については、食料が１５０食、飲料水が４８本でございます。段ボールベッド等は今のところ備蓄はしておりません。持留改善センターでござい

ます。食料が１５０食、飲料水が４８本、ここについても段ボールベッド等は今のところ備蓄はしておりません。野方改善センター、食料が１５０食、飲料水が４８本、段ボールベッド等については７台を設置しております。大丸改善センター、食料が１５０食、飲料水が４８本、大丸改善センターについても段ボールベッド等は今のところ設置をしておりません。菱田改善センター、食料が１５０食、飲料水が４８本、菱田改善センターについても、現在のところ段ボールベッド等は設置はしておりません。ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅、食料が１５０食、飲料水が４８本、段ボールベッド等は５３台を設置しているところでございます。それから、菱田備蓄倉庫でございますが、ここにつきましては、食料を８６０食備蓄している状況でございます。

以上です。

○５番（児玉孝徳議員） 各避難所に設置されている備品の数を教えていただきましたが、段ボールベッドが余り揃っていないような感じでしたけど。今回ですねアスリートトレーニングセンターに避難された方から、１階がいっぱいになったから３階に移動して、そこを使用したということですけど、３階には床にそのままということだったみたいで、マットとかがなかったということで、マットがちょうど３階にあったそうです、それを取り出して下に敷いて座ったり横になったりしていたところ、施設の方に怒られたということなんですよ。避難するのに冷たい床の上に、夏だから冷たくてもいいんでしょうけど、そのまま座ったり寝たりするのはちょっと、これは余りにもじゃないかと思うんですけど。先ほど伺った備品の中にマットとかシートとかそういうのは出てきませんでした。また、私だけじゃなくて同僚議員にも同じような相談があったみたいです。

それと、１階の部屋には机がそのまま並べてあって、その間にマットが敷いてあって、そこに寝たり座ったり。中には、そこは嫌だからといって椅子を並べて椅子の上で寝ていた方もいらっしゃるそうです。それで一晩過ごされたということで、町長、このような状況をどのように考えて、避難所に対して、アスリートトレーニングセンターを使わせてくれということで提携していると思うんですけど、そのへん、どうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅への避難は増えております。今、説明もあったところでございますが、かなりの方々が避難をしていると。そちらに行くと広い部屋があったり、あるいは浴室があったりシャワーが使えるということがありますので、そういった面では非常に避難しやすい環境が整っていると認識しております。

ただいま御指摘があった、机の間にマットが敷いてあったり、満員で３階を使っ

たりといったことは初めてお聞きしましたので、総務課長等からもその実情を調査していただいて、避難者が少しでも快適に避難できるような環境整備については努力するし、県の施設でありますので、そういう配置の仕方ということはまたお伺いしながら、できるところは改善するように要望してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 避難所の備品はしっかりと揃えていただいて、今回、一晚避難されたということですが、これが長期にわたるかもしれません。長期にわたる場合には、パーティションなどのプライベートが保てる場所、プライベートテントとか着替え用テントとかそういったのを揃えていただけないでしょうか。そこもちょっとお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 避難所では避難者のプライバシーを守るために、避難者が自分のスペースを確保し安心して過ごせる環境をつくることが重要なことだと認識しております。

現在はパーティション、段ボールベッドなど整備はありますが、大規模災害が発生した際には十分な数を確保できていないのが現状であります。したがって、その他の備蓄品と合わせて計画的に導入・更新してまいりたいよう努力してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 段ボールベッドもですねほとんど揃っていないというぐらいの数しか揃っていません。パーティションも、先ほどお伺いした備品の中にはほとんど回答ありませんでした。パーティション、必要だと思います。プライベートテントというのもありますので、広い部屋の中に雑魚寝じゃなくて、しっかりとそういったものを今後揃えていただくよう要望しておきます。

次に、温暖化による甚大な被害をもたらす台風が増える傾向にあります。先日の台風10号は、最強クラスと呼ばれ、日本各地に被害を与えました。特に鹿児島県では記録的な暴風や高波、高潮、大雨となるおそれがあり、気象庁は特別警報を発表しました。暴風や高波、高潮に最大級の警戒をしてくださいとのことで、大変心配もしました。このような特別警報の台風などに対する対策は、どのようになっているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

今後も、温暖化により台風の発生による被害が懸念されることから、公共施設などにつきましては、耐震性のない建物等につきましては耐震化を図っていく必要があると考えております。また、高潮などに対する防潮堤などの整備につきましては、関係機関と連携を図りながら対策をしていかなければならないと考えているところであります。

○5番（児玉孝徳議員） 日向灘沖の地震はですね今回の地震ですね、南海トラフ地震

の想定域に位置して、南海トラフを刺激し、大規模地震が発生する可能性が、普段と比べて高まっているとして気象庁は南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意を発表しました。どのくらい高まったのかというと、普段の５倍、学者によっては１０倍高まったとする方もいました。気象庁はこの情報が特定の期間中に必ず地震が発生することを伝えるものではないとした上で、巨大地震に備えて防災対策の推進地域に指定されている２９の都府県の７０７市町村に地震への備えを改めて確認してほしいと呼びかけています。

本町では、南海トラフ大地震をどのように考えているのか、その対策はどのようなかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

南海トラフ巨大地震は、今後３０年間で７０％の確率で発生すると予想されておりますが、いつ起こるかわからない地震に備えるために、住民１人１人が防災意識を高め、自らの命、安全を守るための行動を取ることが重要であることから、地域での防災訓練や防災研修などを通じて、改めて防災知識を深めていかなければならないと考えております。

また、本町におきましても、大規模災害時に備え、防災拠点整備の施設の整備をはじめ、避難所の設備や備蓄品の整備拡充を図るとともに、災害時要支援者や在住外国人の支援対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○５番（児玉孝徳議員） 先日の日向灘地震では、本町は震度５強に見舞われ、中央分団の詰所も被災いたしました。前回、私が詰所の移転または防災庁舎、防災センターの要望をしましたが、移転には建て替えの時期が来る２０３９年から、そして防災庁舎、防災センターについては考えはない、高台を目指して逃げるようにとのお答えでした。

今回の地震を受け、中央分団の詰所の早急な移転の考えを同僚議員の質問で示されましたが、被害が起きてからでは遅いと思います。もう少し、町民の生命・財産を守るためにいろんな対策を、予算が付いたらとかではなくて、早急に講じてほしいと思いますが、今現在、どのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 一昨日の議員さんの質問に対しましても答弁させていただいたところでございます。今回の地震を踏まえて、必要性を十分理解しておりますので、移転場所や整備機能を含め、消防防災関係機関とも協議しながら、早急に移転に向けて検討を開始してまいりたいと思います。

以上です。

○５番（児玉孝徳議員） 早急に移転ということは、この前もお答えされていますけど、

今までですね私が12回、防災について質問しているんですよ。その場合のお答えは、いつも高台を目指して逃げろと、それだけでした。高台を目指して逃げろというのは、それだったら防災会議の計画の必要はありません。地震は必ず起こりえる想定しての対策に向けてしっかりと準備をしてくださるよう、再度要望いたします。詰所移転だけではなくてですね、津波避難タワーとか、先ほど言いました避難誘導灯とか、防災センター、防災庁舎、いろんなことを含めて、どうですか。

○町長（東 靖弘君） 今回、震度5強の地震が発生いたしました。そして、御質問がありますように巨大地震の臨時情報が出されているような危機的な状況も感じております。地震が発生した中で中央分団の詰所がいろいろと被災を受けたということがあります。それは真に受け止めていきながら、早急にそういう対策をやっていきたいし、そしてまた併せて防災センターといった機能も充実していくべきだと考えております。高台に逃げろというのは鉄則であろうと思っております。しかしながら、その中でこういった拠点になるところが被災を受けたら活動できないということになりますので、そこは御指摘がありましたようにしっかりと対応させていただきたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） しっかりと対応していくということでの答えをもらいましたので、是非ですね早急に実行してほしいと思います。

では、次の質問に入ります。イヌマキを植栽している家庭で、葉を食い荒らす害虫、キヨビエダシヤクが大量発生しています。幼虫は、頭、尻及び側面がオレンジ色で、他の部分は灰色と黒色のまだら模様をしています。成虫は全体的に濃い紺色で、羽根に黄色の帯がある美しい蛾で、昼間飛び回ります。亜熱帯、東南アジア原産のキヨビエダシヤクは、イヌマキの葉が好物で、イヌマキには毒があつて、ほかの虫が食べないのでえさを独り占めできます。

どんどん食べて、体に毒をため込むことで鳥などからも食べられない。つまり天敵から狙われなくなります。幼虫が大量発生しているときは薬剤散布が効果的とされています。しかし、年四、五回散布しないとならないということで、費用が嵩む。馬鹿になりません。

他の市町で薬剤に補助金を出しているところもあると伺いました。そこで、薬剤散布に対して、それから併せて、稲の苗を食い荒らす食害ですね、ジャンボタニシ、スクミリンゴカイの駆除のため、本町でも薬剤散布の一部を補助してもらえないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

イヌマキに発生する害虫や、稲の苗を食い荒らすジャンボタニシの薬剤散布に助成はできないかとの御質問でございます。イヌマキに発生する害虫、キヨビエダシ

ヤクにつきましては、ホームページや集落発送の回覧等で駆除方法や薬剤について周知しているところでございます。今後も、イヌマキを植栽されている御家庭につきましては、自己防衛に努めていただき、キヨビエダシヤク駆除薬剤についての助成は今のところは考えていないところであります。

ジャンボタニシにつきましては、もともと南米原産の貝で、繁殖能力が高く、町内の至る所で生息が確認されており、水稻苗の被害も大きく見られることから、これまで農政集落座談会等を通じて駆除・防除に関する情報について周知するとともに、各水稻農家においても駆除・防除を行っていただくようお願いしております。

加えて、ジャンボタニシ駆除・防除は、水系を共にする地域ぐるみで取り組むことがさらに効果的とされておりますことから、今後も、引き続き、町内各水利組合を通じ地域ぐるみのジャンボタニシ対策を講じていくようお願いするとともに、土地改良区や水利組合、美土里サークル、農業再生協議会など関係機関と一帯となり、あらゆる機会を通じて生産者に対して駆除・防除の徹底を図ってまいります。

なお、薬剤への助成を含む支援策につきましては、繁殖経路である水系を共有する近隣市町との共通した取組が重要であることから、近隣市町と歩調を合わせての実施について協議していくとともに、国・県に対しても効果的な駆除方法の研究や駆除・防除に対する支援等について検討していただくようお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 一部でも補助を出していただけないかということです。住民からの要望がございましたので、今後、予算があつたら是非検討していただきたいと思えます。

次の質問にいきます。隣地の竹木の枝が境界を越えた場合の対応についてお尋ねいたします。

民法233条、竹木の枝の切除及び根の切り取りは、令和3年、2021年の民法改正により新しいルールが令和5年、2023年4月1日から施行されました。これは、撤去された土地の所有者は、木の所有者に枝を切り取らせる必要があるという原則を維持しつつ、竹木の所有者に越境した枝を切除するよう勧告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき、事案によりますが、基本的には2週間程度と考えられます、竹木の所有者を知ることができず、またはその住所を知ることができないとき、緊急の事情があるとき、このような場合、枝を自ら切り取ることができるようになりました。

また、その費用は、竹木の所有者に請求することもできるようになっています。これは、道路を所有する国や地方公共団体も、隣接地の竹木が道路に越境してきた

ときは、新たな法律によって枝を切り取ることも可能ということです。道路や歩道への木の枝の張り出しや倒木などがあると、歩行者や自転車等にとって通行の支障となります。私有地からはみ出している樹木等は土地所有者に所有権があるため、これが原因で事故やけがが発生した場合、法律により樹木の所有者が責任を問われることになります。

本町では、このような内容を理解し、相談があった場合は取り組んでいるのかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

民法改正により、令和５年４月より越境枝に関するルールが改正されたことにつきまして、存じ上げており、理解もしているところでございます。これまでも、道路に関しましては通行に支障となる枝などについては所有者と話をし、通行に支障がある部分のみ伐採を行うなどの対応を行っている状況であります。

また、民民となる隣地からの越境枝の相談は、これまで年に１回あるかどうかという状況であります。今後、相談等があった場合は、改正内容をわかりやすく説明していきたいと考えております。

以上です。

○５番（児玉孝徳議員） 道路などに通行の支障があるのは対応しているということですが、私なんか車が走っていると離合できないというところも結構あるんですよ。だから土木業者にそういったところを依頼されているところもあると思うんですけど、そのへんの見回りというかですね管理をもうちょっとしっかりしていただいて、なかなかですね住民からあそこは離合できないからと、その人の家に行って切ってくれと、知っているところじゃないと言にくいんですよ。そういったところの管理をしっかりしてほしいと思います。

最後に、町民同士の竹木が越境してきた場合のトラブルがないように、十分にそのへんの周知はしていただいて、このような形で切ることはできるんだということでも言ってもらえれば、隣の枝が出てきたから、隣の人とは知り合いだからなかなか勝手に切れないんですよ。その家の方がちょっと頓着がない人だったら、そのまま放っておくとかという話は聞きますので、そのへんの周知もしっかりとしていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は１０時４５分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前１０時３６分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、岡元修一議員の質問を許可いたします。

○3番（岡元修一議員） 今日、私は地域活性化とふるさとまつりの意義と課題、免許自主返納後の生活支援とシニアカーの役割について質問します。

現在、本町に課された問題として、少子高齢化などに伴う地域力の衰退があります。これは、全国の自治体が抱える永遠のテーマでもあり、皆が人口減少対策や活性化に知恵を絞っています。人口減少は時代の流れとして解決困難な部類に入ります。2024年9月1日の南日本新聞によると、2014年に国が主導して始まった人口減少克服のための地方創生に関する全国自治体アンケートの結果が発表されていました。このアンケートでは、自治体の68%が地方創生の成果を「不十分」と評価しています。その理由として、人口減少が止まらない中で移住者獲得の競争が激化するなど、自治体単独での対策には限界があるとの声が多く上がっています。鹿児島県内の自治体では、18%が「不十分」、60%が「やや不十分」、23%が「どちらかといえば十分」と回答しました。

今後、国が取り組むべき施策としては、現行現象が進む自治体に対する財政支援の強化、教育や医療などの地域間格差の解消、デジタル化の推進などが上げられています。このアンケート結果から、地方自治体が直面する課題の深刻さが浮き彫りになっています。特に、人口減少に伴う地域間競争の激化や自治体単独での対応の限界が指摘されています。今後は、国も、自治体任せの予算をつぎ込むだけではなく、地方自治体と連携して、より効果的な施策を講じることが求められています。

一方、活性化は、人口に関係なく、アイデアと団結で民間力でも達成可能です。校区内においては、人口減少を逆手に取って、限られた賛同者でも実現可能となり、積極的に展開できます。令和6年度の町の補助金である地域にぎわいづくり事業補助金でも、6件の申請があり、その兆しが見えています。この流れが今後も続くことを願います。

今後は、地域住民の創意工夫をこらした取組を自治体が支え、進めることで、持続可能な地域社会の実現が期待されます。このことが定着することにより、地域力の魅力を高め、住民の生活の質を向上させることができると考えられます。

先日行われた子ども議会、議員と語る会で、将来を担う奨学生たちから様々な要望や意見が出されました。その中の1つに、「祭りを増やしてほしい」という言葉があり、子どもたちも町の魅力づくりの1つとして祭りを考えているのだと感じ、改めて勇気をもらいました。本町でも、伝統を受け継ぐ歴史のある祭りから、融資

による手作りの祭りまで行われています。祭りは、日常生活とは違った特別な日としてのハレの日を演出します。

8月31日は、野方のふるさとまつりを見に行きましたが、多くの見物客で大変にぎわっていました。やはり、非日常のあの空間は楽しくなります。どの祭りも、ほぼボランティアで行われており、年1回の本番に向けて数多くの話し合いが行われております。意義と効果がある反面、多方面の問題から運営に苦慮している団体もあるのが現実です。偶然にも、9月8日の南日本新聞「広場」欄に、野方ふるさとまつりのステージ参加者の家族から、地域への感謝の投稿と、もう1人、子どもの頃体験したふるさとの祭りの思いで、そして祭りをを行うことへのねざらいと意義についての投稿が掲載されていました。このような投稿を通じて、祭りが地域の絆を深め、子どもたちにとっても大切な思い出となることが改めて感じられます。

そこで、最初に触れました、本町の地域創生に関する現状について、鹿児島県地方創生推進有識者委員の町長の思いをお聞かせください。これを、最初の質問いたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、地方創生のとらえ方でございますが、全国的に少子高齢化が進行する中で、東京圏への一極集中と人口減少を和らげながら、地域の魅力を生かし、人が集う地域を構築することであると認識しております。

この認識のもと、まち・ひと・しごと創生法の施行から10年間、地方創生に取り組んでまいりましたが、所感として思うところは、第一に、取組の困難さを痛感しております。この部分については、全国的な人口減少の中で、本町への移住者の獲得や出所者数がなかなか追いついていないという現状がございます。昨今では、若年層が、魅力ある仕事や充実したライフスタイルを求めて都市部に移住してしまう傾向が変わらず、地域からの若年層が流出しております。これを防ぐためには、企業の誘致や本町が推進する子育て支援策を周知しながら定住者の獲得が必要であり、これからも人口減少対策を積極的に取り組んでいくべきものと認識しております。

次に、自治体間の競争と限界です。地方創生に取り組む中で、資源や財政力には限りがあるため、都市圏との競争が難しく、町独自での取組には限界があると感じております。私たちの過疎地域は、都市部と比較して社会的なインフラ、交通手段等の資源に格差があり、魅力のある地域の構築にはこれまで以上に国からの財政的支援や、地域が発案する施策への後押しが不可欠と考えております。

また、他の自治体も同じような感覚を持っていると考えており、本町と他の自治体との特徴について、どう差別化を図り、どう打ち出していけるのかが1つのポイ

ントになろうかと思っております。

重ねて、長期的な時間を要することが上げられます。地方創生の効果を実感するためには、繰り返しになりますが、より魅力的な産業の創出や、生活環境の充実を図りながら人口増加につなげていく必要があります。このためには、長期的な時間を要するため、粘り強い取組が必要であると考えております。

これまでも地方創生について取り組んでまいりましたが、より一層の工夫が必要であると認識しております。近年では、インターネットやSNS等の情報通信が発達しており、本町の魅力について、誰を対象に、どこに向かって、どうやって伝えていくかなどの手法について研究しながら、地方創生につなげていきたいと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） やはり、新聞紙上に掲載された全国の自治体の抱える課題が本町でも起こっていると認識しました。しかし、ただ、手をこまねいていても解決しません。改善に向けて、お互いに知恵を出し合っていきたいと思います。

それでは、地域活性化におけるふるさとの祭りの果たす役割をどのように認識していますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

ふるさとまつりの果たす役割には、次の4点があると考えております。

まず、1点目は、地域の一体感の醸成です。ふるさとまつりは、住民協同による準備や運営を通じてコミュニケーションが活発になり、お互いの理解が深まる貴重な機会であると考えております。これにより、地域の一体感が強まり、郷土愛も深まるものと考えます。

2点目に、地域経済の活性化です。祭りには、地域内外から多くのお客様が参加されますが、祭りの出し物に地元の特産品や農産物等を販売することで地域産業の振興にもつながるものと考えます。

3点目に、文化伝統の継承です。ふるさとまつりは、地域の伝統や文化を次世代に伝える重要な場です。例えば、伝統的な踊りや音楽、催し物等を通じて地域の歴史や関心を再認識し、年配者から若者にその価値を伝える場になっていると考えております。

最後に、4点目は、地域の魅力発信です。現代では祭りを通じて自主的に情報を発信することが可能となりました。SNSやメディアを活用して、祭り本来の様子を自主的に発信することで、地域内外から注目を集めることにもつながり、地域の存在価値を高める効果があると考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 本町と祭りの果たす役割の認識を共有できると感じました。

それでは、本町で行われている各地域のふるさとの祭りの数と特徴を、どのように把握していますか。

○町長（東 靖弘君） 町内で行われておりますふるさとまつりには、各公民館などが実行委員会となって行われる地域夏祭りや、商工会青年部を中心とした実行委員会主催の七夕さあ、野方地区で行われる荒佐春祭り、年始に都萬神社境内を中心に行われる大崎福男・福女選び、町実行委員会が主催するふれあいフェスタ等がございます。そのほか、自治公民館主催の催し等もあり、恐縮ではございますが、総数については把握しかねているところでございます。

また、特徴としては、いずれも地域住民が主体となり、企画・運営されているものと考えており、地域の一体感の醸成や文化・伝統の継承など、地域の活性化に大きく寄与していると認識しております。

○3番（岡元修一議員） お聞きすると、本町にも多くの祭りが存在していますが、これからは住民にもっと知ってもらうためにアピールすることもある必要になるかと思います。

それでは、先ほどの町長の認識と被りますが、私なりのふるさとまつりの意義という効果を考えると、以下の点が上げられます。

一番目に、地域のアピールの強化があります。ふるさとまつりは、地域の独自性や伝統を反映し、住民が自分たちの文化を再認識する機会となります。これにより地域への愛着や誇りが育まれます。

また、地域の魅力を広く発信する機会となり、地域の知名度が上がり、さらなる人々の交流につながります。この点について、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

御質問のとおり、手作りでの祭りの開催は、地域文化の再認識、地域への愛着、地域の魅力発信につながるものと考え、祭りの出し物に地元の特産品や農産物等を販売することで地域産業の振興にもつながるものと考えます。

次に、文化・伝統の継承です。ふるさとまつりが地域の伝統や文化を次世代に伝える重要な場です。例えば、伝統的な踊りや音楽、催し物等を通じて地域の歴史や慣習を再認識し、年配者から若者に、その価値を伝える場になっていると考えております。

失礼いたしました。

御質問のとおり、手作りでの祭りの開催は、地域文化の再認識、地域への愛着、地域の魅力発信につながるものと考え、祭りをきっかけに知名度の上昇や関係人口創出の効果があるものと考えております。

○3番（岡元修一議員） それでは、2番目に私の考える効果としては、コミュニティの結束があります。祭りの準備や運営を通じて住民同士が協力しあうことで地域の絆が深まります。共同作業を通じて生まれる連帯感は、日常生活にもよい影響を与えます。この点について、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） こちらにつきましても、御質問のとおりと考えております。地域では日頃からのコミュニケーションも重要でございますが、祭りの準備や運営、反省会等を通してお互いの絆が深まるきっかけにもなり得ます。

また、その後の日常生活において気軽に相談、雑談ができるなど、連帯感を深めるような効果があるものと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 私の考える効果の3番目に、経済的効果があります。地元の特産品や手工芸品の販売が促進され、地域経済の活性化に寄与します。

祭りは客を呼び込み、地域全体の経済を潤します。その点について、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） こちらにつきましても、御質問のとおりと考えております。ふるさとまつりと同様に、商工会が毎月実施している大崎チャレンジ朝市など、地域内外から多くのお客様が訪れており、地元の方々が多くの特産品や御当地グルメを振る舞うことにより、にぎわいの創出や地域経済の活性化に寄与しているものと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 効果で、最後に4番目に私が考える部分では、社会的効果があります。祭りを通じて地域の課題解決や住民の参加意識が高まり、地域全体の活力が向上します。特に高齢者や人口減少といった問題に対して、地域の活力を取り戻す手段として機能します。この点について、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

祭りを通して、年配者から若者への文化や伝統を継承する機会が生まれることで、高齢者にはやりがいや生きがい、若者には地域の魅力を再任するきっかけになると考えます。こちらも、御質問のとおり、祭りが地域の活力を取り戻す手段として機能するものと認識しております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 町長の回答から、地域のふるさとまつりを行うことの意義と効果に理解を示されていると感じました。自治体としても、最大限協力してもらえると解釈しましたが、そう受け取ってよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） これまでの答弁のとおり、ふるさとまつりが果たす役割や重要

性については十分認識をしております。町としては、今後もどのような支援が可能かについて考えてまいりたいと思います。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 是非、地域によって受け継がれる文化を、今後とも支援していただきたいと思います。

そこで、今度は課題に移ります。最初に申しましたとおり、人口減少及び地域力の衰退により、祭りの意義と効果を理解して活動しているとはいえ、スタッフの確保や運営資金の調達が困難になっています。祭りの開催には、多くのボランティア人材と数多くの話し合いが必要です。地元の先輩方を含め、幅広い年代の方々の協力に感謝していますが、やはり会員の固定化が否めません。

もう1つの深刻な問題は、運営資金の不足です。祭りの準備や実施には多額の費用がかかり、これを補うための資金が不足しているため、金銭を伴う新たな企画がなかなかできない現実があります。主な費用は、ステージの設営や音響設備のレンタル、出演者への謝礼、抽選会経費などです。また、地域の商店や企業からの寄附も年々減少しており、経費を抑えながらの運営を続けています。

それでは、本町から補助金などの資金援助をしている祭りはありますか。また、あるとすれば、今年度の補助金額は幾らでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

祭りやイベントの補助を目的として本町から支出している祭りにつきましては、商工会イベント事業補助金の1件の該当があり、補助金額は430万円となっております。

また、このイベント事業の内訳を申し上げますと、チャレンジ朝市、野方ふれあいふるさとまつり、七夕さあとなっております。なお、各公民分館や自治公民館主催による祭りも幾つか開催されておりますが、町としては、組織活動への運営補助として支出しており、これらについては補足しかねますのでカウントしていないところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 公民分館においては、他の活動も数多く行っており、祭りへの運営資金補助は限定的です。祭り活動に特化した補助金の上積みも考慮していただきたいと思います。

祭りの規模には差がありますが、地域を盛り上げたい、人々の喜ぶ顔を見たい、満足してもらって明日への活力にしてもらいたいという思いは、どの祭りでも共通しています。これらの思いは、地域社会の活性化に大いに寄与します。

しかし、運営と活性化は必ずしも一致しないこともあります。祭りを新しい地域

づくりの一環として、加入・未加入の枠を超えて、すべての住民が自主的に活動し、地域全体を活性化させるという理念に非常にマッチしています。この取組は、地域の絆を深め、住民同士の協力を促進する重要な機会となります。

これまでお伝えしてきた意義と効果、また運営上の困難についても御理解いただき、活動において本町からの支援をお願いします。町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、ふるさとまつりが果たす役割や重要性については十分認識しております。町としては、こういった支援が可能なか、手法や財政的な側面からも考えてまいりたいと思います。

先般、子ども議会が開催されました。その状況を、すべてではありませんけれども聞いておりました。その中で祭りを増やしてくださいという要望があったことも聞きました。

また、今、各分館で祭りが開催されております。いろいろその祭りに御案内をいただいておりますが、中沖分館の子どもの主催する祭りも参加いたしました。子どもたちが企画し、主体となり、そして運営し参加するということで、実に楽しくやっておりました。特に、大人があれこれ考えることなくして子どもが体育館を使っていろんなことを挑戦しながらやっていく。子どもの手作りによる、子どもの自主参加による、子どもの企画による祭りが開催をされていて、子どもたちが祭りを増やしてほしいという背景は、真の意味はそこら辺りにあるのではないかと私自身は捉えたところです。

したがって、祭りを盛大にやることは本当にいいことだと思いますが、その地域にいる子どもたち、地域の皆さんといった方が自主的に参加し、主体的に参加して企画するという分野があれば、志がまとまってにぎわいのある祭りになるんじゃないかと思いました。のかたふるさとまつりにも行きました。子ども神輿もずっとやっておられますが、いろいろなところで主体は子どもということが非常に大切なことだと認識しておりましたし、これから、商工会長からも要望がありまして七夕さあをもう1つ工夫していきたいというお話もありました。伝統の祭りをいかに伝統を再考していくのか、そういったところもしっかりと捉えながら、それが持続できるような地域全体の祭りということを考えていくべきではないかと改めて、いろんな機会を通して感じましたので、今、祭りに対する岡元議員の質問のございでしたが、主体者となって取り組んでいくといった働きかけは必要なことだと思いましたので、ちょっと出過ぎたことではありますが、自分の感想として述べさせていただいたところです。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 町長のお気持ちを聞かせていただきましてありがたいと思い

ます。

祭りは、地域らしさや、その地域の元気のバロメーターです。人との関わりが希薄になる現在、継続することに心が折れそうになるときもありますが、みんな頑張っています。どうぞ、地域文化のシンボルとして支えてください。

それでは、次に、高齢等における免許自主返納者支援について質問します。

最近、私の周辺で、高齢女性が免許証の自主返納を行いました。そこで、その後の暮らしがどう変わるか、了解を得た上で追跡していくことにしました。そうしたことで見えてきたことがあります。

まず、免許自主返納者の人数を教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

高齢者運転免許証自主返納推進支援事業で自主返納された方は337人となっております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 337人という人数は、大崎中学校の生徒数を上回る人数に、やはり多いと感じました。

それでは、本町が本年度から予算を組んで行っている自主返納者等へのタクシーチケットの無料配付対象者に対する、最近までの申請者の人数を教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本年度から開始しましたお出かけタクシー利用助成事業の申請者の人数でございます。8月31日現在で、免許証の自主返納者や、もともと免許証を持っていない方々などを含めて367人が申請をされております。

また、割合でございますが、事業開始時に対象者数を400人と見込んでおりましたので、400人に対する申請済みの割合が91.8％となっております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 400人に対しての367人は、かなりの割合で、これはこの事業に対する期待の表れだと思います。

それでは、集計できている時期までの利用実績を教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

タクシーチケットの利用実績についてでございますが、チケットの交付を開始した6月から8月31日現在までに、交付枚数の24.0％が使用されております。

また、利用実績を地域別で見ますと、町内80.9％、志布志市8.8％、鹿屋市5.9％、東串良町3.2％、曾於市0.1％、都城市0.2％、その他不明が0.9％となっております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 今の数字を聞いて、思っていたより町内での需要が多いと思いました。やっぱり身近な交通手段としての利用だと思います。

それでは、行き先から見える利用目的はわかりますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

行き先別の利用目的を見ますと、最も多かったのは買い物で21.8%、次いで通院14.0%、その他趣味などの0.9%、これ以外の、目的がわからなかったもの、不明が63.3%となっております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） これは、やはり考えていたとおり、買い物や通院の需要がわかりました。

先ほどの私の説明したこの助成なんですけども、この助成は、自主返納後、車に乗らなくなってから半年以上が経ちました。高齢者の自主返納者が直面する暮らしの変化は、行動範囲の制約が大きな影響を及ぼしています。遠方への買い物や通院は、家族の協力やタクシーチケットの利用である程度カバーできますが、日常の単独行動においては、特に歩行だけでは集落内の端から端まで移動するのさえ難しくなります。荷物を持った場合は、さらに困難です。

一方で、家庭菜園や家の周りの作業、炊事、テレビ視聴など自宅でできる活動もあります。この女性はスポーツ好きで、パリオリンピックやプロ野球をよく見ていました。しかし、人との接点は限られてしまいます。現在の高齢者は、以前の隠居年齢とは異なり、多様な生活スタイルを持ち、社会とのつながりを求めています。歩ける距離とタクシー利用を必要とする距離の間に、日常の生活圏があります。

保健福祉課で聞いた話では、介護認定を受けるといろいろなサービスがあると聞きましたが、免許自主返納者には未認定者も数多くいらっしゃいます。返納イコール介護認定とはなりません。本町としては、多様な高齢者の暮らしに理解を示し、適切なサポートを提供することが重要です。地域社会全体で高齢者のニーズに合った施策やサービスを展開し、活気のある環境を整えることが求められています。免許返納後を支える施策及び、このことに対する町長の感想をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町においては、令和6年4月現在、65歳以上の高齢者率が41.15%となり、年々高齢化が進行している状況です。

そのような中、明るく活力に満ちた社会を維持していくために、それぞれの段階に応じた生きがいづくりに関する施策を進めることが重要であると考えております。

例えば、働く意欲のある元気な高齢者に対しては、就業を通じた社会参加や社会貢献を通じたやりがいづくりの場としてのシルバー人材センターの推進や、楽しい

活動やスポーツなどを通じた地域活動である老人クラブ活動への支援を推進していくこと。また、介護予防や閉じこもり予防の推進として、健康体操、レクレーション等を実施するいきいきクラブや、マスターズプロジェクト、ころばん体操の推進など、居場所づくりの事業も推進しているところでございます。

高齢になり、特に車の免許返納をされた場合には、人や社会と接する機会が減ることにより認知症になるリスクを高めたり、認知症の進行に関わっていることがいわれています。

町としましても、移動手段の確保や居場所づくり、生きがいつくりの推進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 返納者の増加に向けて、今後はこういった事業への広報や周知が重要になると思います。体験者を通しての仲間づくりや、民生委員からのお誘いを広げていくことが求められるのではないのでしょうか。

先ほどの女性は、先日、偶然に中古のシニアカーを手に入れることができました。家族の友人が県外から所用で帰省し再開した際に、その友人の母が入院して乗らなくなったシニアカーがあることがわかりました。母のために求めたい家族の思いと合致して、即座に購入に至りました。今回売却できた友人の話によれば、使わないとバッテリーも劣化するので早めに売りたいかったが、どこに相談してよいかわからなかったとのことでした。

このように、町内に売りたい人と買いたい人がいる以上、町が窓口となって紹介してはどうかと思います。もちろん、売買は本人同士で行い、町は情報の紹介だけで十分です。私は、シニアカーに一回乗らせてもらいましたが、遊園地の電動カーのようでとても快適でした。

まず、町長はシニアカーに試乗されたことがあるのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 大分昔のことですが、試乗させていただいたことがあります。

実は、隣の方が高齢者でしたのでシニアカーを持っておられましたから、いろいろとメンテナンスといったこともありまして試乗はさせていただいておりました。大分前のことです。

○3番（岡元修一議員） それでは、町長も運転のしやすさや利便性は認識されたと思います。

それでは、町が空き家バンク同様、福祉車両の情報の窓口になることについて、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） シニアカーなどの福祉車両の情報窓口に町がなれないかとの御質問でございます。高齢者の自動車事故を減らすため、運転免許証の返納が推奨さ

れるようになり、返納後の生活の移動手段としてシニアカーを利用される方は増えているのではないかと考えられますが、確かに、自宅周辺での移動手段として有効な手段であると考えられます。

シニアカーを購入された方の中には、数年しか利用せずに不要となってしまう、自宅に眠っていることもあると思いますが、行政として、実際どれくらいの利用があり、どれくらいの台数があるのかを調査したデータもありませんので、例えば民生の方などを通じて実態調査をした上で社会福祉協議会と協議するなどの方法で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 窓口としては、民生委員とのつながりからも社会福祉協議会がよいと思います。是非、検討をお願いします。

先ほどの女性は、シニアカーを手に入れた翌日から、早速活用して集落内の友人宅を訪ねています。このシニアカーは1回の充電で約30キロ走ります。先日は、家庭菜園でできたスイカを持って隣の集落まで行ったそうです。感想を聞くと、返納した当初は、近所にさえも行けず気持ちが落ち込んでいたが、車が来てから生活が楽しくなり、もう手放せないとのことでした。その方は、免許返納時より、かなり明るくなりました。

しかし、シニアカーの新車価格は国内メーカーでは平均40万円以上します。年金生活だけでは簡単に買える価格ではありません。仕事先で訪ねた町内外の高齢者に聞いてみると、ほしいけど価格が高くて買えないと言われます。先ほど述べたとおり、歩ける距離とタクシーを使う距離との間を埋める行動範囲、シニアカーの果たす役割は大きいです。

高齢者が自主返納をためらう第一の理由に、移動手段への不安があります。返納を促しやすくするために、購入助成が必要だと思います。課に相談した中で出た意見に、シニアカーを運転することによる交通事故が心配であるとありましたが、シニアカーの最高速度は時速6キロ、成人の早歩き程度です。そして、操作も至って簡単で、歩行者扱いで歩道を走ります。直前まで車の運転をしていた人から見たら、物足りないかもしれません。交通事故の危険性より、家にこもることによる運動機能の低下のほうが深刻です。このことについて、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、議員が言われるように、長距離を歩けなくなったり、運転免許返納をされた方にとって外出時の足となるシニアカーは、近隣への移動手段として有効であると考えられます。そのため、介護保険制度の福祉用具貸与種目の対象となっており、基本的に要介護2以上の高齢者であれば、原則1割の負担

でレンタル利用が可能です。

しかしながら、シニアカーにつきましては、道路交通法では歩行者扱いで、運転免許の必要はなく、歩行者と同じ右側通行となり、歩道の通行による段差や、歩道のない道路は路側帯が狭いため側溝へ落ちる危険があります。

また、左側通行の自転車、バイク、自動車とシニアカーとは向き合う形での走行になるため、危険な状況で走行することとなります。一步間違えると大きな交通事故につながるため、その決定に際しては厳重な審査基準となっております。

そういったことから、シニアカーによる交通事故の危険性が高いと認識しております。また、閉じこもりによる運動機能、認知機能の低下が深刻であることに対する御質問でございますが、介護予防や閉じこもり予防の推進策を進めておりますので、高齢者や地域の方からの相談があれば、担当課や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が対応をしております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 行政の長としては、事故の可能性の削減に重きを置くことも理解しますが、私としては生きがいづくりに軸足を置くこともありだと思います。

近隣では、南大隅町が高齢者の外出機会を確保するため、購入額の3分の1以内、上限10万円を助成しています。また、垂水市では令和6年度より高齢者の移動手段を確保し、健康の維持増進と自立した生活を支援するため、垂水市シニアカー購入費補助金として、シニアカー本体購入時の2分の1以内、上限10万円の購入費用の一部を助成する事業を実施しています。もちろん、両市町とも損害賠償保険の加入を義務づけています。他町村の高齢者の移動手段を確保し、健康の維持増進と自立した生活を支援するという考えは、本町でも同じだと思います。

もちろん免許証を返納した人すべての人がシニアカーを求めるわけではないと思います。しかし、シニアカーを生活手段として必要とする方々にとっては自立した支援を支えるための重要な選択肢となります。そのために、シニアカー補助金の導入は高齢者の自立支援と社会参加を促進する上で非常に意義深いものです。この思いを実践するための補助金による支援について、町長の考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 本町でも補助金での支援ができないかとの御質問でございます。確かに、移動手段の確保という点では有効な支援策の1つであると思います。

南大隅町や垂水市の補助金も、公共交通施策の一端ではないかと思われますが、上限10万円ということもあり、利用者は少ないです。また、購入の補助ということで、その後のメンテナンスなどの支援は今のところ考えていないようです。

介護保険制度によるシニアカーのレンタルの場合は、事故のリスク回避のため、ケアマネジャーなどの専門職が本人の状態や操作の確認など定期的に行うなど、細

心の注意を払っております。しかし、何ら支援を受けていない、ケアマネジャー等がついていない高齢者が個別に購入となりますと、メンテナンスや本人の状態確認ができないため、購入当初は問題がなくても、時が経つにつれ事故のリスクが高くなると思われます。

移動手段の問題は、まだまだ検討が必要であります、このようなことから現時点では、高齢者の事故を未然に防ぐためにも助成については考えていないところであります。

以上です。

○3番（岡元修一議員） それでは、もう少し、先ほどの説明を補足します。垂水市も本年度からの事業で、実績はこれからだと思います。本町でも、住む地域が町中か、農村部かによって必要度が違ってきます。また、シニアカーのメンテナンスは劣化によるバッテリーの交換が主で、他は自動車同様、販売店の修理になると思います。また、どの活動も多少のリスクは伴います。

昨日、志布志警察署に、シニアカーによる交通事故について問い合わせをしましたが、歩行者扱いということもあり、統計には出てきていないということでした。また、対応した署員の方は、個人的には記憶にないということでした。先ほどの思いで伝えた自立した生きがいつくりへの対応に向けて、まず初年度は少額の予算から始めて様子を見てもよいのではないかと思います。

改めて質問します。町長の考えを再度お願いします。

○町長（東 靖弘君） 福祉制度が充実しておりまして、要介護2以上は介護保険制度が活用できる、そしてレンタルが活用できるということになっておりまして、しかも、負担は原則1割でいいということになっております。やはりそういった制度を利用して日常生活を高めていくということが、まず優先だと私は思います。

それと、シニアカーを利用している人は、今までそういった身内の方もおりましたので知っておりますけれども、つつい頼りがちになってしまう。歩くということが少なくなってきた、どこに行くにしてもそれを利用してしまおうということもあります。私が言いたいのは、そういった助成制度があると、本当に本人の負担は非常に低いので、それを活用して、もし、それを手放すときには、レンタルですので戻していけるわけですから、そういった活用をまずやっていくということが必要ではないのかと、私はそういう理解をして、こういう答弁をさせていただいたところです。

○3番（岡元修一議員） 終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩を省略して、次の質問者に登壇いただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、4番、鷺東慎一議員の質問を許可いたします。

○4番（鷺東慎一議員） まず、最初に、リサイクルシステムの町民負担に対する軽減対策の進捗状況についてお伺いしてまいります。

令和4年度12月及び令和5年度3月議会でも、私自身で質問しておりますが、ごみリサイクルの常設回収所の設置や、大崎相互信用金庫マルおおさきの進捗状況、並びに活用方法はどうなっているのかについてですが、さきの一般質問の折の町長答弁では、常設収集所の解説を再三質問もいただいております。今まで衛生自治会と協議をする、協議していくと答弁していました。そして、2回収を先行前提とし対応していきたい。ごみの常設収集所等どのような在り方が望ましいか、課題解決に向け分析し、衛生自治会と話し合いとの答弁でありました。また、マルおおさきについては、ごみを住民に持ってきてもらい、リサイクルの仕組みや役割と、親子でも参加していただくような場所の拠点にしたいと考えているとの答弁で、これは若干要約しておりますけれども、そこも踏まえてお答えいただきたい。

また、これは同僚議員もありましたけど、8月5日、子どもたちと議員と語る会が本会議場で開催されました、初めてですね。その中の意見でも、ごみの分別の種類が多くて分けるのが大変だから、分別の種類を減らしてほしいという質問もございました。町長も見ているかと思います。

それと同時に、神崎議員が議長のときの議員と語る会するとき、10名、20名ほどか参加がありましたけれども、そのときの質問で、27品目の分別があるが、さらに紙おむつの分別も始まると聞いている。老老介護の現況である中、使用済み紙おむつを出す場合、おむつ処理まで住民にさせるのか、今後もさらに分別の種類が増えるのではないかと危惧しているという、結構厳しい御意見がございました。そのような意見がある中、リサイクルシステムの町民負担、ごみ出し困難者の現況も踏まえた対応、軽減対策の進捗状況について、まずお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

マルおおさきの活用方法に関しては、昨年度大崎町環境拠点整備事業実行委員会を開催し、ごみ出し困難者対策や環境学習、多文化共生等を実施できる施設に関して具体的な提言をいただいておりますが、町民にとって最もよいと思われる運営体制を構築するため、施設の在り方についての検討会を本年度も開催をしてまいります。

家庭での分別に関しては、住民の皆様の多くの御協力をいただいておりますが、新たに紙おむつを品目に加えたこと等に関しては、しっかりと住民の皆様の御意見をお伺いしながら政策を進めてまいりたいと考えております。

なお、社会課題でもあるごみ出し困難者対策に対しては、外国人向けのアンケー

トや分別ができない方へのサポート事業など、段階的に対応している状況でございます。

また、ただいま御質問をいただきました、さきの質問で衛生自治会と話し合う、2回収を先行前提として対応していき、ごみの常設収集等どのような在り方が望ましいか、課題解決に向け分析し、衛生自治会と話し合うと答弁をしております。これにつきましては、結論としては衛生自治会とは協議をいたしておりません。担当課においても、私も衛生自治会と協議をしていないところでありますが、新たに設置するステーションは、町の責任のもとで実施しようという結論を出したところであります。これらは長年、大崎町はリサイクルを取り組んできておりますけれども、こういった新たなステーションを開設すべきだということは現代の社会の流れ、男女共同参画社会の中での働いておられる男女の方々が多くなっていること、日々の生活の中で日常生活の中でごみを出す機会を逸したときに、次の時期までかかるということもあり、また新たなステーションを設置してほしいという、長年、大崎町が取り組んできた中で時代の背景がありまして、新たなリサイクルの課題だと私としては捉えましたので、この3箇所については町自体で取り組んでいこうという結論を持って、担当課ともそういう方向性を見いだして、今、お答えしているところであります。

それから、マルおおさきについて、ごみを住民に持ってきてもらい、リサイクルの仕組みや役割など、親子でも参加していただくような場所の拠点にしたいという答弁をしております。この場はそういうふうに答えました。これは、常々、私はそういうふうに思っておりました。さきに皆さん方に、あそこをごみ出しの新たな開設の場所としてマルおおさきへと担当課共々に話をしたときに、最初の方はそういったことがありましたので、ごみ出しを忘れてしまった、逸してしまったといった方々がマルおおさきに持ってこられたときに、分別をしながら環境学習という点でも、親子共に楽しく学んでいただいて、そしてリサイクルを理解していただくという場所になればということを私自身はずっと思っておりましたので、そういう答弁をさせていただいたことは事実であります。

今回、ステーションを新たに、近い位置ではありますけれども、場所はマルおおさきではありませんので、そういった面では、今説明したことができるかどうかわかりませんが、持参していただいた方々に、機会があればリサイクルの必要性といったことも聞いていただけるような、そういう進め方ができればと思っております。

マルおおさきの利用はなかなか進んでおりません。そして、このことにつきましては、いろいろと御質問もいただきましたし、いろいろなことがありました。信頼を

欠くようなこと、また、十分な答弁ができないということもありました。ちょっと長くなるかもしれませんが、相互信用金庫が新たな店舗をつくるのでということで相談をいただいた時期がありました。そのときに、新たに店舗をつくった後、旧相信の店舗については、当時の理事長さんの考えの中で、あそこは大崎町の一丁目一番地であるといった中で、ここを壊すのじゃなくて新たに活用するということを私は考えていると、理事長さんのお話でありました。それはなぜかと言うと、やはり一丁目一番地で、まちづくりですけれども町の駅としてここを生まれ変わらせていきたいという熱い志を持って話しをされました。結果、そこは改修をされて大崎町内の商工事業者の方々が数店舗、そこに入られて出店をされて、何年かそういう状況が続いてまいりました。

しかしながら、経営がなかなか難しいという局面に入ったときに閉鎖するということでの報告も受けました。その後、理事長さんの町の駅として一丁目一番地、ここからスタートできればという熱い話をいつもしていただいておりますので、そのときに、ここを1つの拠点にできないのかなと考えました。その1つが、長年、大崎町のリサイクルを、行政の推進を協力していただいた衛生自治会の方々にそこに入ってもらってごみ出しのサポートや環境に関する学習といったことをやっていただく拠点にしたいというのが私の思いでありました。

ちょうどその頃、外国人の技能実習生も非常に大崎町に増えてまいりましたので、その中で実習生の方々が、数カ国みえておりますから、その方々が何かあったときにそこに駆け込んで、お互いにそこを利用しながら、多文化共生、お互いのことを理解し合ったりという環境ができれば、そしてまた、大崎町のごみのことも教えながら、そういう環境ができればということも強く思いました。そして、そこを拠点としてごみ出しサポートの支援やパトロール、そして県外から来られる議員研修、行政職員の研修、あるいは海外から来られる研修といったことに対して、衛生自治会、SDGs推進協議会といったところが中心となって受け入れて説明をしていく。そしてまた、できるだけ行政職員の負担軽減の観点から主をそちらに持っていく。必要なときには行きながら説明するという事で、ハードな仕事を軽減するということも考えながら衛生自治会に役割を担っていただけないかということが私の思いでもありました。

もう1つは、担当課長から聞いたときに、マルおおさきの2階を使って高校生が自主的に勉強をしている、貸してくださいということで勉強をしていましたという報告を受けたときに、これだと思いました。大崎町にはそういう場が少ないので高校生や中学生といった子どもたちが自主的に勉強する場を、この2階の部分でもつくるべきだと思いました。そして、今、非常に通信教育や角川のN校と非常に有名

な通信教育がありますけれども、そういったところを大々的に活用しておられる自治体もあることも知りました。子どもたちを未来に育んでいく環境をつくっていくことが私たちがやるべきことじゃないかということ。そして、衛生自治会がそこに入ったときに、環境といったことを学ぶ子どもたちにも見てもらえる、いい環境をつくれるのではないかということを考えながら、そういう方向でやっていきたいと思いました。

これまで衛生自治会の通帳のこと、衛生自治会の活動のこと、そしてまた、説明が十分でなかったり、いろんなことを議員の皆さんからも指摘を受けたところでありまして、一番大きな問題、事前着工といわれた問題もあったりしておりましたので、この事業を進めることがなかなか進んでいない状況でありますけど、思いを実現できるのであれば備品類を揃えて、そして早い段階で学ぶ教育の環境、そしてまたインターネットの回線の整備、受講料の講師に対する補助制度、報償費も予算化できるのであれば、本当に学びの場がえられる、そこがまさしく一丁目一番地ではないのかなと。また、今回、教育に関する議員の方からの御意見、前のときにもそういったことがありましたので、そういうふうに整備できればということが私の思いであります。信頼を欠いたりということがありますが、できることであれば、信頼を欠いている部分については私自身が責任を持って取り戻していきますし、そして、早く活用できるようにしていただければ、御理解いただければというのが私の素直な思いであります。全くノー原稿でありますけれども、驚東議員からそういったお話がありましたので、ちょっと長くなりましたけどお話をさせていただきました。まだまだ答弁が足りない部分もあると思いますけれども、マルおおさきの活用、早くできたらなというのが思いです。

ありがとうございました。

○議長（富重幸博議員）　ここでちょっと確認しておきます。質問項目（１）が午前の段階で大体終わるか、それとも午後の部に入ってしまうか、そこあたりいかがですか。

○４番（驚東慎一議員）　終わらないです。

○議長（富重幸博議員）　１２時をちょっと過ぎてもいいということですか。質問者、いかがですか。

○４番（驚東慎一議員）　今、町長の思いを聞かせていただきました。初めてこれだけ聞かせていただいたかなと、議員の皆さんも、多分そういう思いがあったのかと思います。

今、町長の答弁の中でありましたけども、今までですね同僚議員も含めてなんですけど、リサイクルがだめだということはいっていないんですよね。ただ、その手

法とか手段とかがおかしいから、町民からいわれるから、町長、これを改善してくれというのが我々議会としてのスタンスだと思うんですよ。今、衛生自治会の件がちょっと出ましたけども、今までもリサイクルの負担の要望、要請の提案があった場合、衛生自治会から反対があったりとか、特にごみの常設収集所は特にだったんですけども。そういう反対があってできないという現況があったわけですけども、それに対して、責任と役割を明確にすべきだと私も質問等をさせていただきましたが、今回、今の町長の答弁では、衛生自治会との話はせずに、今回の集積所については執行部のほうで決めたということで、それについては評価したいと思います。

でも、併せて、やはり今まで積み上げてきた衛生自治会に対しても丁寧な説明をやっぱりしていくこと、それがあったからこそ、今まで引き継いでこられたという部分もありますので、そこは言っておきたいと思います。

それに続いて、マルおおさきの方向性についても町長が詳しく、今御認識のほうをさせていただきましたけども。工事がほぼ完成しておりますよね、2階の部分ですね。今後どのような活用を考えているのかという思いはお聞きいたしました、子どもの部分とか多文化共生の部分とかですね、環境衛生の部分ですよね、ごみの部分ですね、ありましたけども。最近見ると、前は1階部分で結構使用されて、電気がついて、先ほど町長が言ったように勉強されたりとか、集まって職員の方々が何かされていたりあったんですが、最近余り電気がついてないような感じがするんですけども、使用頻度等を含めたですね、どのような現状になっているのかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） マルおおさきの利用状況についての御質問でございました。

昨年10月から町のほうで借り受けて、運営をさせていただいているところでございます。10月から今年の8月までの実績ということですが、途中、2階部分の改修工事もございましたので、昨年の12月から今年の3月までは利用を中止といたしますが休館しておりましたけれども、昨年の10月、11月が月4団体から5団体の御利用があったということになっております。

そしてまた、本年の4月以降ですが、月2団体から4団体の利用があるようでございます。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） わかりました。

2団体から4団体と、ちょっと減ってきているなという部分があります。先ほどの町長の答弁では子どもの勉強場所と、私はそこがしっくりくるのかなと思っています。

ます。今、ネット環境とか、家庭によっては持っていないところもありますので、そのへんの整備も含めて勉強ができるような仕組みをつくってやると、勉強意欲のある子どもたちが集まって、いい方向になるんじゃないかなという部分は提案として申し上げておきます。

今度の課題なんですけども、27品目から紙おむつの分別が増えたわけですね、28品目ということになりました。最初にちょっと言いましたけども、苦情ではないですけど、そういう住民からの意見があったという部分はですね。今後、さらに分別する種類が増えるのかどうかですね。前の一般質問のときも、前の課長のとき、まだ分別できる、紙とかティッシュとはあの辺はまだ分別できるんですよみたいな感じの答弁があったんですけど、そのへんも含めて種類がまた増えていく方向性があるのかどうかですね。ごみ出し困難者の対応はどのようになっているのか。私も議員活動ではなくて、政治活動として新聞とか自分でつくったやつを配ったりしているんですけど、町内ですね。玄関先、庭先等に大量の分別できていないごみ。途中までは分別できているんだけど、途中で諦めたようなのとかですね結構あるんですよ、回ってみると。町内全域回っていますので、結構あります。

あと、産業廃棄物業者と契約してですね、これは御存じだと思います、立米コンテナといわれるやつですよ。大体4立米のコンテナ、鉄のコンテナですけども、ああいうやつに何でも入れられるというやつですね、そういうやつとか、最近は大崎町、志布志市には1立米コンテナという個人の方が、こんな小さいサイズの、余りにも数が多いものだからそういうバージョンになったり、中には、まだ安くできるようにフレコンバックという、米を入れたりカライモをするフレコンバックとありますよね、ああいうのに入れるような。だから単価を落とすということですよ、業者としては。そういうのはちらほら見えだしてきているんですよ、実際。そのへんの御認識があるのかどうか。

あと、コンビニエンスストアも聞き取りをすべて大体したんですけども、そして家庭ごみの持ち込みがものすごく多いという、これは御存じだと思います、張り紙がものすごく付いていますよね、おむつを持ってこないでくださいとか、家庭ごみは一切持ってこないでくださいとか。そんなにあるんですかと聞いたら、「相当あります」と。コンビニとか、スーパーとかもなのかもしれませんけど、ごみに入ったやつをさらにまた分別しないといけないらしいですよ、業者に出すらしくて、その分別する人をもう1人また雇わないといけないと、コンビニエンスの方が言われておりました。多店舗展開をしているコンビニの方は、開業するときにこんなにもごみを持ち込む、こんなに多いとは思いませんでしたとそういう話とかやっぱりいろいろ嘆いている状況を聞いております。

それに併せて、最近、また民間企業の無料回収場が本町にも、品目は数種類なんですけれども、ありますけれども、相当な数がありますよね、大崎、志布志。これは日本全国あるんですけども、国分、霧島は空港に行く途中に、四、五年ぐらい前からああいうのが設置されておりましたけれども。とうとうこっちのほうにも設置されている。それは単価がある程度高いというのもあるんですけども、売買単価がですね。そういう現状があるんですけども、それだけ需要があるということなんですよ、そういう部分では。住民の方々に聞くとですね、いや、ありがたいと、こういうのができて本当によかったと、いつでも出せるようにしてくれたからですね。そのような状況を行政としてはどのように見ておられたのか、感じておられたのかお聞きしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） まず、最初の、おむつを入れて28品目で、これ以上種類が増えるのはどうかということであります。そこは増えるというふうには理解をしておりますので、この部分につきましては、後ほど担当課長の答弁とさせていただきたいと思います。

また、ごみ出し困難者の対策ということですが、これは本当に高齢化が進行して虚弱な方々が増えてくるといった中で困難者の方々が増えてくると理解をしております。今の社会の中で増えていかれる方々の救済や支援は必要なことですので、今でもやっている部分が要介護とかありますけれども、こちらのほうは十分細心の注意を払いながら安心して住める環境づくりは必要ではないかと思っております。

産業廃棄物ですべてのごみを入れる家庭にあるということですが、よく目にするのが、そこの方が亡くなられたときに後始末をするときに産業廃棄物の産廃業者の方々にお願いして、契約と言いましょうか、持ってきていただいて一定期間おいていただいて、そこに入れる。家庭にある衣類や様々なプラ類とかいろんながありますので、そういうのを入れて何回か持っていったりといったことは目にもしておりますし、亡くなられたときが一番そういう機会が多いのかと思っている、そう捉えているところでもあります。

フレコンバックに入れたり、いろんなお話がありましたが、こちらは出しやすい環境をつくっておられるということかもしれませんので、こちらはまた自分なりにも勉強させていただきたいと思います。

コンビニ等においてごみを持ってくる、空き缶、ペットボトルについては設置してあっても、そこにいっぱい入れたりしているので排除しているところもあったりしますが、これは住民のひとつのマナーの問題かなと思っております。本当はリサイクルしていただきたい、分別していただきたいのは、家庭から出るごみについて

は、使っている人の責任のもとに出すということはもう法律で決まっていることでもありますので、そういったことを理解していただくことと、じゃあ、どこに持っていけばいいのかということもあったりしますが、うちはそういったステーションがありますので、他の自治体から来るものもあるかもしれませんが、自分事として捉えていただけるような環境を認識していただけたらすごくうれしいことだと思っております。

それから、木入道のところにカナザワさんのペットボトル等を回収する施設がありました。よく目につくようになりまして、鹿屋市を走っていても結構なところに置いてあるという状況で、回収をされながら、洗浄されるかどうかはわかりませんが、売却をしておられる。それが事業者として成り立っているということなのかと、産廃事業者としてももちろんやっておられますので、そう思っております。気持ちとしては、やはり大崎町はリサイクルをやっているのです、そういったことをできるだけ避けてほしいという思いが強いですが、なかなかそれを交渉するといった法的なものはなかなかないということでもありますので、やはり思いだけで留まっている状況であります。できれば、我々もリサイクルをしてリサイクルセンターを通してそういった物品の販売をやって、それを歳入として町の収入に入れておりますので、そういったことを理解していただけるような、そういったことをもっともっと努力していかなければならないと思っております。長年、住民の皆さん方に27品目にわたって、最初は16品目からスタートですので、そこから増やしながらずっときて、長年やっていただいて、それが当たり前の生活になってきている中で、また新たな課題が生まれてきているといったことに対しての対応はしっかりと、これからは勉強しながらやってまいりたいと思います。

以上です。

○環境政策課長（竹本忠行君） ごみの品目を増やすかどうかということでございますが、私は4月から環境のほうにまいりましていろいろと勉強をさせていただいているところでございますけれども、今後の状況を見て判断していくことは非常に大事ななと思っておりますけれども、今のところは品目を増やす考えはございません。

以上でございます。

○4番（鷺東慎一議員） わかりました。

分別がやっぱり厳しくて、特に賃貸住宅とかアパートに住んでいらっしゃる方、家が狭いのでなかなか置く場所がないとかですね、そういう方々がやはり結構、今、カナザワさんの無料回収のところには結構出していらっしゃるのかな、志布志も含めてですね。よくわかるのが、賃貸住宅は大崎町には、税務課がわかるかもしれませんが、ほとんど建っていないですよ、近隣と比べると。これはなぜかというこ

となんですよ。不動産屋にちょっと聞くと、やはり分別が厳しいから住みたくないという方々も多いと、というのもそれもやっぱり原因の1つとしてあるんだと。だから、移住定住政策にも若干触れてくるような関係もやっぱりあるのかなと。

併せて、もう1つ言うと、東串良町議会でちょっと話があったらしいんですけども、大崎町の方が東串良のスーパーとかあっちのほうにごみを大量に持ち込むと、それがちょっと問題になっていて、どうにかならんかなという話になったんですけども。最終的には、そこに大崎町民は買い物に行くわけだから、出すのに文句を言うのはできないよねみたいな話になったような、そういうニュアンスのことを忌諱（きき）したこともありますけども。そのような現状も重々認識していただいて、後の質問にもつながっていくんですけども、そこでまた町長の答弁を聞いていきたいと思います。

もう1つだけ、事業系ごみは事業者に頼まなければいけないですよ、町民の場合は一般ごみですけども、事業系ごみは事業者に頼まなければいけないんですが、役所のごみは事業系になるのか、一般ごみとして出しているのか。前から思っていたんですけど、紙の回収業者が、一般ごみの回収をする業者が役場に来ていますけども、役所のごみは事業系で出しているのか、一般ごみで出しているのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○環境政策課長（竹本忠行君） 今の御質問でございますけれども、紙の回収をやっておりますけれども、それにつきましては個人情報の関係がございますので、シュレッダーに落としてごみを出している状況でございます。

取り扱いとしましては、資源ごみのほうに入るかと思っておりますので、済みません、今、手元に資料がございませんので明確な回答はできませんけれども、事業系ではないのではないかと考えております。

○4番（鷲東慎一議員） また、そこは調べてもらって、多分、役所の場合は事業系で出さなきゃいけないと思うんですね、一般では出せないという、私の調べた部分ではそういう認識だったので、また調べてその部分は教えていただければ。ここで（1）の部分は。

○議長（富重幸博議員） （1）は終わりましたか。

○4番（鷲東慎一議員） はい。

○議長（富重幸博議員） それでは、ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、午前中の答弁につき、環境政策課長から訂正の申し入れがございましたので、許可いたしました。

○環境政策課長（竹本忠行君） 先ほどの鷺東議員さんの質問の中で、役場は事業系か家庭系であるかという話でございましたけれども、私は家庭系と申し上げましたけれども、正しくは事業系でございました。お詫びして訂正いたします。

○議長（富重幸博議員） ここで、引き続き、4番、鷺東慎一議員の質問を許可いたします。

○4番（鷺東慎一議員） それでは、引き続き質問させていただきます。

次の項目の、資源ごみ2回収の現況と課題を示せということで執行部のほうにはお伝えしております。現在、資源ごみの2回収ですよねピンクのごみですね。この取扱量の推移や、集積場、いわゆる集落ですよ、各集落の現況や課題等はどうなっているのか教えていただきたいのと、大隅衛生に払う収集料の総額がわかれば、それもお示しいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 令和5年度から、希望する自治会に関して、資源ごみの月2回の回収を行っております。本日現在、156自治会のうち、50自治会で2回収を実施しており、収集運搬委託料のうち、約360万円程度の予算措置を行っております。

2回目の回収に関してのごみの種類はプラスチック、空き缶、ペットボトル、その他紙の4種類ですが、異物混入や根菜ごみはほとんどなく、結果、自治会ステーションにおける管理の負担も少ない状況であります。

2回収の要望については、環境政策課で随時受付は行っておりますが、令和6年度の新規要望は6自治会に留まっており、2回出すことができる利便性の面よりも、ステーションの立ち会いなど管理面の不安や、2回収の実施の必要性に世代間の意見が異なる場合もあるようです。引き続き、自治会への周知広報を行いながら利便性の向上に努めてまいります。

また、大隅衛生への支払いの額ということでありましたが、こちらは担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○環境政策課長（竹本忠行君） 360万円の根拠につきましてでございますけれども、現在、資源ごみ回収業務委託料につきまして、資源ごみの通常の回収ルートがございますので、それに合わせまして2回収を行いますので、それに伴います人件費

等でございます。

以上でございます。

○4番（鷲東慎一議員） わかりました。

単純に156ある中で50集落で360万円ということは、1件につき大体、単純に割ると6万1,000円ちょっとぐらいになるわけですが、民間の収集運搬業者と民間契約で取り扱う場合は結構安いんですよね、単価的に言うとですね。その部分がちょっと若干気になるのかなとは思っているところなんです。

午前中の話の続きと重なる部分があるんですけど、カナザワさんが、今、回収されていますよね、あれというのは結局資源ごみで売れるごみを置いているわけですが、この前、テレビでも出ていました、関東のホームレスの方の特集で、空き缶だけ集めて月収100万円、特集が組まれておりまして、実際、そのテレビの画像では、週に4回出して20万ちょっとぐらいになると、空き缶だけでですね。という話で、それで生活しているホームレスの方の特集だったんですが。行政からもらったごみのリサイクルの平均単価もやっぱり上がっていますよね、アルミ缶は215円とか、年々上がってきている状況で。やっぱり民間で無料回収をされると、先ほど町長が答弁されたように、町に入ってくる予定だったお金が外に出て行ってしまうという部分がやはり出てきているのかなと、この番組を見たときの私はちょっと思ったところがございます。

次の常設ごみステーションは、今回、補正予算のときに初めて知ったんですけども、3箇所回収を町長が決断されたということですが、これに対しましては高く評価しております。本会議場のときにも発言しましたが、菱田地域の指定場所についてはリサイクルセンターの後ろなんですけども、場所もわかりにくいので、もう少し地域の要望を聞くことはされたほうがいいんじゃないかなと思っております。

また、常設にごみを持ち込む場合、役所に持ち込み許可申請が必要と住民の方から聞いたんですけど、持っていったらそういうふうに言われたということで。なぜ、そのようなものが必要なのかというのと、その必要性です、申請内容をお聞きしたいんですが。それと同時に、申請件数、今どれぐらいあるのか教えていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○環境政策課長（竹本忠行君） ごみステーションに持ち込む際の許可証ですけれども、なぜ必要かという御質問でございましたけれども、我々、今回、町長の答弁でございました常設ステーションにつきまして設置するわけでございますけども、今から設置しまして、いろいろとまた検討をしていくこともあろうかというふうに、今思

っているところでございますけれども、まずもっては、持ち込みをされる方につきましては、町内の方であるという確認を取らせていただきたいということでございます。

それで、環境政策課の窓口に来られる場合と、それから野方支所でも発行しておりますので、それぞれ本庁、支所で発行いたしておりますけれども。あと、今はLINEであったりスマホであったり、そういったところでの申請もできますように、今、構築をしているところでございますので、そこにつきましても、詳しく周知していきたいと考えているところでございます。

現在の臨時ステーションの許可者の人数でございますけれども、現在のところ80名の方が許可の届けにいらっしゃっているところでございます。

以上でございます。

○4番（鷲東慎一議員） わかりました。80名ほどですね。

SNS等での申請も今後していくということなんですけれども、多分持っていかれる方は車とかああいうのが多いと思うので免許証とかそういう部分でも、簡素化していくような形もですね考えていってもいいのかなと思います。町内の方限定ということで、そういうのを発行するというのを今聞いたものですから。証明書でもわかるような、マイナンバーカードとかですね、そのへんもちょっと、出しやすくするような、町民に対してですね、そういう取組というのもしてほしい。

あと、それに関連するんですけど、広報手段ですよ、これは、先月、広報に下のほうにちょこっと載っていましたよね、常設の回収所をつくりましたとありましたが、多分町内で知っている方がほとんどまだいない状況だと思うんですが、それでも80名いるということなんですけれども、そのへんの周知方法は今後どのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

○環境政策課長（竹本忠行君） 最初ございました菱田の場所も、非常にわかりにくいというお声も聞いておりますので、我々としましてはホームページだったりSNSであったり、当然、広報紙もそうなんですけれども、やはり皆様に出しやすい機会を、今後もいろいろと図っていきたいと考えておりますので、あらゆる手段を使って皆様方に周知できるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（鷲東慎一議員） よろしくをお願いします。

前は、大隅衛生のところに、448号線沿いに、ここにごみステーションがありますよとあったんだけど、台風があつてからあれは剥がれているんですよね。だから、多分、あそこを通る人はわからないだろうと、そういう部分があったので今、質問したところだったんですけども。

今回の補正予算で320万5,000円で3箇所のごみステーションの管理委託業務が計上されておりますが、これはどこに委託するのか。人件費等を本会議場の答弁でありました、先ほどもちょっと触れておりましたけども。これは時給換算ですと、3箇所とも常にずっと開いているわけじゃないんですよね、時給換算ですと大体どの程度の積算で見込んでいらっしゃるのか、わかればそこも御説明をお願いします。

○環境政策課長（竹本忠行君） 今回、320万5,000円、補正で計上させていただいておりますけれども、詳細を申し上げますと、大崎地区と野方地区につきまして、2人1組の立ち会いを計画しているところでございまして、菱田地区、現在やっておりますけれども、リサイクルセンター内にありますけれども、そこにつきましても2人1組で立ち会いをお願いしたいということで、それぞれ大崎地区、野方地区が119万2,320円、お二人です。菱田地区が201万2,040円でございます、合計320万5,000円でございます。

大崎と野方地区の立ち会いの時間でございますけれども、午前9時から午後3時を考えております。菱田地区のステーションに関しましては、現在行っております形態をそのまま引き継いでいきたいと考えてございまして、排出日等につきましては若干見直しがございますけれども、午前8時から午後5時までと、それもお二人を考えているところでございます。

立ち会いにつきましては、現在のところ、シルバー人材センターさんのほうにお願いしようと考えているところでございます。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） 3箇所の収集日が多分違うわけですよね、その違いはどうなっているのか、そこも教えてください、もう一度。

○環境政策課長（竹本忠行君） 収集日でございますけれども、大崎地区、野方地区につきましては、日曜日を入れていきます。それから、平日でございますけれども、今のところ、最初考えておりましたところが、大崎地区が日曜日、水曜日、野方地区が日曜日、月曜日、それから菱田地区が、今現在その系統を引き継いでおりますので、月曜日から土曜日というふうに考えておりましたけれども、いろいろと先進地等を研究しましたところ、やはり日曜日は外せない、やはりお仕事をしたい方々がいらっしゃいますので、日曜日につきましては、どのステーションについては設置をしたいと考えております。

あとは、野方地区と大崎地区につきまして、平日、やはりどこか一日入れたいと考えておりますけれども、そこにつきましては地域の方々に、今のところ考えているのがアンケート等をお願いして、そこで判断をさせていただきたいと考えており

ます。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） 同僚議員も日曜日に出すような機会をつくってほしいと、確か一般質問があったと思いますので、そのへんはよく加味していただきたい。あと、状況に応じて、また変えていくような方向も、町民の利便性が向上するように考えていっていただきたいなというふうに、それは要望として伝えておきます。

次に、民間活用や生ごみを毎日出せるような生ごみ処理機やコンポストの導入等についてなんですが、課題の中の1つに、これは一般質問で私は言ったんですが、生ごみの問題があります、毎日出せないということですよね、週3回。週末や連休が入れば自宅に保管しなければならない。これも先ほど若干触れましたけど、特にアパートや賃貸マンションとか個別住宅なんかは夏場などは特ににおいや小バエが大変だという住民の方の御意見が多々あります。本町もそういうのに対応するために、今、小型の家庭用コンポストの導入には確か補助があったと思いますが、毎日出せるような各集落の集積所に対してですね中型といいましょうか、業務用と一般的にいわれますが、生ごみ処理機がありますけども、そういう処理機、堆肥化できるものがあるんですが、そういうのを導入し、できた堆肥を大隅衛生の肥料生産所に持ち込むようなそういう仕組みを構築できないかと考えるんですが、町長のお考えはそのへんはございませんか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

民間で設置されている資源ごみの収集場が町内にありますが、有価物としての取引ということから、特にごみ処理に関して行政としての働きかけは行っておりません。

行政としての役割としては、あくまでも廃棄物を安定して処理を行うことを念頭に、民間事業者にも御協力いただきたいと考えております。

また、現在、生ごみ処理機等補助金に関しては、4万円を超えた電動処理機のうち2万円までの上限と、町内での購入を条件として要項を設置しております。

生ごみに関しては、自己処理を行っていただきながら、自治会への支援策と合わせて推進することは廃棄物の減量化につながるため、コンポストも含めて制度の見直しを図ってまいりたいと考えております。

○4番（鷲東慎一議員） 結構ですね、最初は使ったけども使っていないという、導入してもですね。そういう方々もいらっしゃるのを耳にするので、できれば各集落に中型の業務用のやつを考えてつくっていくといいのかなというので、今、質問させていただきました。

あとですね、住民にとって負担のない仕組みをつくっていただきたいんですけど

も、ユニチャームの紙おむつと今始まっていますけど、リサイクルについてですね。これは子どもから大人まですべてのおむつを使用する町民に対して、再生紙おむつを含む紙おむつを無料配付するとかですね、これは同僚議員も若干そういうことを触れていましたけれども、いわゆるインセンティブを設けるのも1つの手法なんじゃないかなと。一番最初に私が言いました、おむつ処理までさせるのかという町民の方々の、老老介護の御意見等がございましたけども、それでも、こういうことをすることによって町民に対するメリット、インセンティブですね、そういう方法があると思うんですが、町長のお考えをお聞かせいたします。

○町長（東 靖弘君） 御質問をいただきましたおむつの無償化といったことにつきましては、一昨日の議会でも御質問をいただいておりますので、検討をさせていただきますという答弁をさせていただいておりますので、そのようにお答えをさせていただきたいと思います。

コンポスト化は家庭において生ごみが排出されるので、家庭でいろいろつくっていただいて、家庭の菜園、花といったところに使っていただくということが本当は理想的かなと思います。コンポスト化でも、段ボールによるコンポスト化とかいろいろ最近では改良されて、非常に使いやすい、そしてしかも低価格で利用できるといったこともありますので、そういったことも合わせながらいろいろ考えさせていただきたいと思います。

○4番（鷲東慎一議員） 民間活用という部分でもですね生ごみを堆肥化する企業や事業者と連携した新たな商品開発や仕組みやシステムを構築するなど住民負担軽減を考えていっていただきたいと考えております。

本来は、このような事業計画、企画等は、私の考えからするとSDGs推進協議会がするものかなと、本来であればですね、そういう認識だったんですけども、今、町長は今回、考えていくということなんですが、ここに副町長が、推進協議会の理事長がいらっしゃいますのでそのへんの御意見をお聞かせいただければと。

○副町長（千歳史郎君） ただいまSDGs推進協議会の代表理事ということで、私のほうで答弁ということでございます。

生ごみとかそういうものを新しいものにやっていると、そこを協議会のほうがすべきじゃないかという御質問でございました。協議会も様々なSDGsについて、特に環境について、それぞれプロジェクトをつくりながらやっておりますけども、これも町と一緒に、どういう課題があるのか、そこも協議をしながら、そこらも考えながら協議会がするべきものであると断言するものとは考えていないんですけども、協議会ができることであれば、一緒になって町と連携してやっていると私としては考えておりますので、そういう答弁でございます。

以上です。

○4番（鷺東慎一議員） 是非ですね、大崎町の売りを持って行って企業とタイアップするには、一番あたりがやりやすいのかなと。前、トヨタ自動車 came きたときにプレゼンが余りできなかったようなことも聞いておりますので、そういう入りやすいところからいって、町民の福祉の向上につながる、そういうのをすると、すんなりいくような、私的にはですね思ったところで、今、副町長に聞いたところだったんですけれども。

別な話に変わりますけれども、ごみの収集運搬にして、これも前に質問したんですけど、大隅衛生の1社だけの随契でなくて、収集運搬に対してですね、ほかの近隣市町のようにやはり競争入札にすべきだと思います。これは先ほど156箇所中、50箇所の集落の2回収の部分で、1件当たり6万ちょっとですよ。民間企業だったら、多分1万か2万ぐらいで済むと思うんですよ、単純計算ですとですね。それぐらい多分違うと思うんですけれども、そのへんのお考えはないのか、また再度、お聞きします。

○町長（東 靖弘君） ごみの収集運搬に関しての競争入札にすべきという御質問であります。

大崎町と志布志市がリサイクルについて事業を開始する、ちょうど開始したときが容器包装リサイクル法が制定されて、これから分別を進めていきますという法律が制定されました。その時点で、曾於地区の8カ町の、まだ合併前ですので8カ町の担当課長や当時の首長といった方々が協議をしながら、現在のシステムがつくられているところでありまして、リサイクルセンターを民間が建築して、すべて民間の建築でございます、機械類、運搬収集といったこともすべてが民間で準備をしているというところであります。それで、かかる費用について、長期にわたって各自治体が負担をしていくといった仕組みになってきております。そのことによって、建築することによっての経費の削減、民間建築ですから行政がやるのとは全然違いますので非常に低価格で事業がスタートしたという利便性があります。

それをずっと長年続けてきておりまして、大隅衛生と志布志市と大崎町が連携をしながら進めてきておりますので、お尋ねの民間競争にすべきであるという御質問のところは受け止めはいたしますけれども、他の自治体、あるいは企業といったところと連携してここまで来ておりますので、できることであればこういった形で進めさせていただきながら、そして経費削減に努めながら進めていければと思っております。

○4番（鷺東慎一議員） 近隣市町、大崎の場合は志布志市と連携していますけど、志布志市は実は吉村町長のときから民間企業が入って、大隅衛生1社の独占ではない

んですよ。だから、近隣も民間も含めて、もし吉村町長のときに、大分単価が落ちすぎてびっくりしたという話も伺っておりますし、やっぱり近隣はそういう状況であるのに、大崎町だけいまだに1社というのは、やはりここは改善すべき、町長も考えていつていただきたいなというふうにお伝えしておきます。

次に、スポーツで町をきれいにする取組、いわゆるスポGOMIといわれる部分なんですが、本町独自のスポーツとして、これを活用できないかということで質問させていただきます。スポGOMIは企業や団体が取り組む従来型のごみ拾いに、スポーツのエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を協議へと変換させた、日本で初めてできた全く新しいスポーツで、これは一般社団法人ソーシャルスポーツイニシアティブが始められたんですけれども。ごみ拾いをスポーツと捉え、競い合い、汗を流しながらごみを拾うことで健康な体づくりと、子どもから大人まで、ごみを捨てないリサイクル週間を意識させ、きれいで暮らしやすいまちづくりに貢献し、スポーツと環境の融合を実現させ、スポーツの新たな魅力を提案することで日本スポーツ界の発展に寄与することを目的としていますとホームページに書かれていましたけども。また、子どもたちの参加は、彼らをユニークにごみと向き合わせることで、ごみを捨てない子ども、環境意識の高い子どもへと成長させます。私たちは、それがすべてのきっかけがスポーツであればいいと思っていますという名目で書いてありました。これこそ、本町の現在の取組に、今、町長がスポーツと環境、これにマッチした方向性ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 新たな御提案をいただきましてありがとうございます。

スポGOMIでございますが、ごみ拾いを競技化し、ごみ問題を自分事化できる日本発祥のスポーツと理解しております。

また、自分たちの町の環境美化を人任せにせず、自らの汗と情熱で解決する試みだと認識しております。ごみ問題を身近にすることで、本町だけでなく、世界のごみ問題にも興味を持つ機会へとつながると思います。

また、全国様々な自治体や団体において、それぞれのルールで競技会を行っているようであります。本町はごみのリサイクル率日本一を15回達成するなど、ごみ問題には親和性がある自治体ですので、本町独自のルールで実施するなど、今後検討してまいりたいと思います。

○4番（鷲東慎一議員） 是非ですね、私も同じのはしなくてもいいと思います。本町独自のルールを、今、町長が言われましたので、是非ですねそういう方向性を考えていつていただきたい。

また、スポGOMIは同僚議員等が子どもたちともう開催されているらしいです、

2年ほどですね。だからそういう部分とも協力しながら、また新しい大崎バージョンを考えてやっていけばいいのかなと思います。それについてはよろしくお願いいたします。

あと、それにプラスして、ごみ拾いをすることによってインセンティブ的なものでポイントがついて、今はリサイクル商品券とかありますよね、ああいうポイントを付与するとか、子どもたちに対してですね。そのかわり町内の事業者で使ってくださいねという、そういうインセンティブ等も考えてみるのも1つの手法なのかなと思います。そのへんは、またいろいろと考えて対応していただきたいと思います。

次に、前回、尻切れトンボで終わった防災・減災についてなんですが。本町の災害時の避難道路、これは地域計画で国・県道及び1級町道が大体13路線を指定し、維持管理は町道においては毎週1回のパトロールを行い補修・修繕を行って、農道・里道には利用者や地元住民からの情報提供により補修・修繕を行っているとの町長の答弁でした。里道等はどの程度あるのか、把握されているのか、最初お聞きしたいんですけど、余りにも広いので、できれば津波災害等に関わるあの通りのところだけでもかまいませんので、わかる範囲でかまいませんのでお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） 里道はどのくらい把握しているかにつきまして回答いたします。

今、うちのほうで調べたところで、町内一円について御説明いたします。里道は国有財産の法定外公共物として国管轄で管理をいたしておりました。しかしながら、地方分権一括法により、平成12年から平成16年までの5年間で、里道と排水路線、町内一円、約5,700路線を国から譲与を受けたところでございます。今、手元のほうに448の分については持っておりません。済みません。

○4番（鷲東慎一議員） 5,700件ほどあるということで、昔のいわゆる赤線といわれるやつですね。青線が排水ですね、という部分だと思うんですけど。何でこの部分を私が言ったかという、うちの集落のところは、昔から高台に逃げる道がありまして、448からですねちょうどお墓のあるところを抜けて上に上がるんですが、そこが今、里道といわれるところで、昔からある、馬でみんな上がっていたという道なんですけども、狭いんですけれども。集落で毎年掃除をしたりきれいにしたりするんですが、隣で砂を取られておって崖崩れみたいになって危ない状況になって、緊急時にやっぱり逃げる方が、近辺の方、高齢者もいらっしゃると思うので、どうしようかというのを今、悩んでいるところであってですね。建設課とも

話をしたんですが、軽トラが1台入るぐらいのところだったら生コンとか石支給があったりとかできるだけ、本当に昔の里道なので、原付とか自転車を通るぐらいの、本当、これぐらいの幅ですよ。崖になっているようなところもあって。だから、そういうところは町としてはどういうふうな対応ができるのかというのをお聞きしたいのと、あと、もう1つ、スポーツ関連施設など、これも前回質問したとき、町外から訪問している方々の避難路の経路状況ですね、どこに逃げるかという、については、現時点では対応できていないという町長の答弁だったんですが、今後の取組の状況はどのように考えて、どのようにしていくのかを、その2点ですね、お聞きします。

○町長（東 靖弘君） ただいま、里道のことで御質問がありました。非常に狭い道路があるということでありましたので、こちらはまた担当課長のほうで調査しながら判断をさせていただきたいと思います。

また、スポーツ関連施設の町外の方々への避難路の経路がありましたので、こちらにつきましては担当課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） ただいまの里道の件になりますけども、これまでは広い里道の部分について生コン支給や採石支給等を行っておりました。今回、今年度からにつきましては、町長のほうからも狭い道路、生活道路として使用している部分については、生コンの支給や採石の支給も必要じゃないかと。例えば墓へ行く細い道路とか、そういうところへも出してもいいんじゃないかということで、今、結構幅を広げて支給できるようにしております。

○総務課長（上橋孝幸君） 私のほうで、本町に来町された方々に配慮した避難経路の看板設置のことについて御質問だったかと思いますが、前回、議員から御質問をいただいて、それから、具体的に、まだどうするのかというのは決まっていない状況でございます。ただ、有事の際に不慣れな場所で、来町者がどこに避難したらいいのか、そういったことがわからない方々もいらっしゃると思いますので、今後、避難路への表示看板の設置を含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） 里道等の生コンのそういう部分に関しまして、また御相談しますのでいろいろな部分も含めてですね教えていただければ。毎年集落でするんですけど、高齢化して、なかなかできないような状態でもありますので、またそのへんは詳しく御説明をさせていただきたいと思います。

今、総務課長の答弁がありました、具体的にはまだ決まっていないということなんですけども、いつ災害が発生するかわかりませんので、特に外から来られたお客さん、プールとか海岸とかですねあの辺りに関しては、やはりわかりやすいのを早

急につくるべきかなと思います。入り口の縁石を撤去していただいたのは、町長に対しては感謝申し上げます。離合ができなかったんですけども、広くなりまして、結構、皆さんから、誰がしてくれたんだろうと、町長がしましたとちゃんと伝えておきましたので。

次の、先般の地震や台風の被害の認識と課題についてなんですけど、これは同僚議員等がたくさん言われておりますけども、私は1点だけ、これは同僚議員も言っておりましたけど中央分団の建て替えの部分で、移設についてですね。これも令和4年に質問しているんですけども、町長は答弁ではですね42年が経過しており、大規模災害時に十分な標高が確保できない状況で、いつ起こるかわからない災害に備え、防災拠点として重要であり、今後、災害対策本部としての機能を有する役場本庁舎の在り方と合わせて検討していくとの答弁でした。今回の補正予算で、災害に伴う改修工事については現場の声をよく聞いて、今後はですね進めていっていただきたいなと。予算が750万というのを聞いたときに、75万じゃねえとかという、そういう反応が返ってきたぐらい、あそこはもともと、同僚議員もですけどもボランティアでされた部分もございますので、そのへんは現場の声をやっぱり聞いていくことをしていただきたいなと思います。

今の部分に関しまして、新しく移設するということなんですけども、中央分団ですよ、ある程度の場所とかそのへんが、時期的なものがある程度きまっていっているのか、どれぐらいまでにやりたいというのが、できる可能性があるというのがわかっているのか、そこはわかれば、また。

○町長（東 靖弘君） 早い段階でということでお話をさせていただいております。この議会が終わって、9月か、少なくとも10月の段階では消防関係者の方々、それに付随する関係の方々に集まっていただいて、移転について説明し、そしてまた、場所の選定も合わせて協議をして、なるべく早く進めていきたいと考えております。以上です。

○4番（鷺東慎一議員） わかりました。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は、13時45分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後1時36分

再開 午後1時45分

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、1 番、藤田香澄議員の質問を許可いたします。

○1 番（藤田香澄議員） 皆様、お疲れ様です。

私は、さきの通告にありましたように、児童虐待の発生状況と支援体制について、早期療育の重要性と支援体制についてを質問させていただきます。

まず、児童虐待に関して何ですけれども、鹿児島県によると、令和5年度、中央、北部、大隅、大島の4つの児童相談所と、各市町村に寄せられた児童虐待に関する通告や相談は、合わせて4,504件で、そのうち児童虐待と認定された件数は3,029件と、初めて3,000件を超え、過去最多となりました。児童虐待は、対応が遅れると児童の安全と健全な成長を脅かしかねず、現状を正確に把握し、適切な対応を講じることが急務となっております。

そこで、本町における児童虐待の状況について、まずは質問させていただきます。

まず、今年度の本町における児童虐待の報告状況について、こういったものがあるかをお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町では、現在まで、児童相談所、教育機関や児童家庭支援機関などの各関係機関からの連絡、御家族からの養育相談なども含みまして21件の報告がございます。そのうち、児童虐待につきましては4件あり、いずれも前年度からの継続案件でございます。

以上です。

○1 番（藤田香澄議員） 21件の相談と、そのうち児童虐待と認定されるものが4件ということでした。

今、いただいた児童虐待の4件に関しては、こういった機関からいただいているのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今申し上げました4件についてですが、それぞれ学校であったり保育施設であったりというところからの情報を元に、児童相談所から情報をいただいているところでございます。ちなみに、虐待というものは、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4種類がありますけれども、身体的虐待や心理的な虐待、ネグレクトというのが内容となっております。

以上です。

○1 番（藤田香澄議員） 報告が学校や保育施設等からあるということでした。先ほど、4件がいずれも前年度の継続の事象ということなんですけれども、ここ何年かの傾向を踏まえて、今の発生件数、報告件数はどのように認識・分析されていますでし

ようか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましても、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 児童虐待については、今、4件と言うことでしたけれども、以前もございましたけれども、特に多くはなく、以前あった事案が転出等により案件としては減っているという状況ではありますけれども、今、手元には相談件数は前年度のものがございますけれども、児童虐待についてのみは、済みません、今、手元には持っていないところですが、例えばお一人の方の虐待でも、身体的であったり心理的が混ざっている場合もありますので、そういったもので集計しますと、令和5年度が8件、令和4年度が5件という数字は、今、持っているところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） ありがとうございます。

今年度はもう既に8件と、今の件数をもう一度お願いしてよろしいですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 済みません、令和6年度は継続関係ということで4件なんです、5年度が8件、4年度が5件なんです、これは人数ではなくて、虐待の内容で分けておりますので、人数とは、済みません、リンクしておりませんけれども、そういうことになります。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。実人数だけでなく、1人に対して複数の件数もあるということでの理解をいたしました。

次に、児童虐待の報告があった場合の対応の流れについてお伺いしていければと思っています。報告があった場合の対応の流れが、全体としてどうなっているのかというところと、その中においても、本町では大崎町要保護児童対策地域協議会が設置されて、関係機関で子どもに関する情報や考え方の共有を図るということを定期的にされていらっしゃるかと思いますが、そちらがどのような形で機能しているかということも含めて御回答いただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 本町における、報告があった場合の対応の流れにつきましては、ケースによって異なりますが、教育機関からの連絡の場合、まずは児童・生徒の傷などの虐待状況、普段の学校生活の様子、保護者の学校への関わり状況などの聞き取りを行います。

警察、児童相談所及びその他の児童家庭支援機関などからの連絡の場合、まずは児童・生徒の傷などの虐待状況を聞き取り、次に教育機関へ、普段の学校生活の様子、保護者の学校への関わり状況などの聞き取りを行います。

いずれの場合も、その後、産前産後の様子などの記録を母子担当係に、傷害の有

無や放課後等デイサービスの利用状況などを障害福祉担当係に確認し、関係する担当係を集めて総合的に判断し、対応について協議を行っております。

その後、必要があれば、児童・生徒及び保護者と面談を行い、指導・助言することになります。ただ、今、説明したケースにつきましては、虐待の疑いや軽度の場合でありますので、緊急を要する重篤な場合につきましては、児童相談所と協議の上、すぐに一時保護に至る場合もございます。

次の御質問の、要保護児童対策地域協議会の機能につきましては、虐待問題への認識向上、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とした代表者会議を年1回、すべての虐待ケースに関して、絶えずケースの主担当機関及び主たる支援機関をフォローし、ケースの進行管理を努めることを目的とした実務者会議を年3回、個別の支援対象児童等について、具体的な支援の内容等を検討することを目的とした個別ケース検討会議につきましては、事案発生時、必要と判断されれば随時行っているという状況でございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 今、要保護児童対策地域協議会の実施件数、機能等も御説明いただきました。ケース会議に関しては事案が発生した時点で関係者を集めてされると思うんですけれども、もう1つ、大卒の全体の会議や実務者会議に関しての参画主体はどういった方々になりますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今申し上げました、略して要対協と申しますが、要対協の参加している機関団体につきましては、まず、大隅児童相談所、それから志布志保健所、志布志警察署、それから町の医師の代表、学校長会の代表、曾於地区障害者等機関相談支援センター、保育園の代表者、認定子ども園の代表者、民生委員・児童委員協議会の代表者、主任児童委員の代表者、人権擁護委員協議会の代表者、社会福祉協議会の代表者、それから児童・家庭支援センターなどの代表の方、それから法務局、教育委員会といったメンバーになっておりまして、これが基本的には代表者会議の会員になっておりまして、実務者会議になりますと、その中から特に支援に携わる方々に集まっていただきまして、会議を進めているところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） あらゆる方面からの参画主体がいらっしゃるということなんですけれども、今回、児童虐待に関して一般質問として取り上げさせていただいた経緯としては、令和5年度にできた放課後等デイサービスのほうから、児童虐待の

可能性があるのではないかという御相談をいただきまして、そこでの事象に関して、実際、行政側ではどのように扱われているかというところを深掘りしていきたいと思って取り扱わせていただきました。

先ほど、冒頭の虐待の報告元がどこかというので、学校であったり保育施設が上がっていて、そこに放課後等デイサービスが入っていなかったり、今の要対協の参画主体にも放デイさんが入っていらっしゃらなかったんですけども、そこに関しては実際に放課後等デイサービスの方々からの報告事例等、今の時点でこういったものをいただいておりますでしょうか。いただいているか、いただいていないかというところを含めて御説明をいただければと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） ありがとうございます。先ほど申し上げました委員のメンバーの中に、確かに放課後等児童デイサービスの対象者の方は入っておりますでした。

今回、私どものほうでも、放課後等デイサービスの事業者から相談を先日いただきました。今回のことを通じて、やはりそういった機関からの相談の受付窓口もはっきりしないといけないと感じたところがございますので、この委員の中にも入れさせていただくということも今、検討しようと考えているところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 含めていただくよう検討いただけるということで、是非お願いできればと思います。

3つ目の質問につながっていくんですけども、今、課長からも少しあったんですけども、情報の連携がうまくできているかというところで、本町もこども家庭総合支援拠点の取組を本年度から始められていて、子育てに関する相談を受ける窓口が一本化という意味でこども家庭係がそういった窓口になっているかと思います。

一方、今回、放課後等デイサービスさんからの報告は、先ほどちょっとあったと思うんですけども、障害係のほう放課後等デイサービスさんの担当をされているので窓口が、今回、微妙にずれてしまっていたのではないかなと認識をしております。そこに関してはどのようにお考えかを、3番の質問として、適切な支援につなげるに当たっての課題感はどのように捉えているのかをお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

適切な支援につなげるに当たっての課題としましては、対象世帯の保護者の理解力が不足していたり、本人家族に困り感がないなどのため、支援対象者となり得ず、こども家庭支援員などによる定期訪問や療育などへの支援へつなげられないことが考えられます。その場合は、保護者に対し、児童・生徒の心身の健やかな成長及び

発達、並びにその自立が図られるよう、支援の必要性について丁寧に説明し、理解していただくように努めているところでございます。

○1 番（藤田香澄議員） 今、保護者の理解をまずは得るところだったんですけれども、行政の関連係の中では、ここをどういったように連携を図っていくような想定をされてますでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 私たちとしましては、こども家庭係のところに、先ほど言われましたこども家庭の拠点を設置という形で、今、動いているところでございますが、障害のほうに相談があった案件について、そこの横の連携というのがもう少し足りなかったのかなと、今の質問から感じたところでございますので、窓口としては、できればこども家庭係の一本化を図っていきながら、障害や、場合によっては健康増進の母子担当とかを含めまして横のつながりをもって解決していけるように、今後はそういった体制でやっていきたいと思っております。

以上です。

○1 番（藤田香澄議員） 改めて確認なんですけれども、児童虐待の発見はいろんな場所で起こりえると思っていて、学校であったり放課後の時間であったり、もちろん児童が家に住みながら近所の方々が気づくというような事例もあると思うんですけれども、もう一度確認で、そういったあらゆる児童虐待の可能性が見受けられた場合のまず相談窓口としては、こども家庭係に相談をするという認識でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 役場内におきましては、今、申し上げましたこども家庭総合支援拠点という形でこども家庭係に連絡していただければと思います。

また、そのほか、児童相談所のほうに直接であったり、全国共通ダイヤルであります「いちはやく」「189」ですね、こちらのほうに直接かけていただくのも、そちらでも専門家が対応しておりますので、そういった対応もしていただきたいということで、我々のほうもこういった周知もさせていただきたいと思っております。

以上です。

○1 番（藤田香澄議員） 是非、周知徹底のほどをよろしくお願いします。

具体的にいつの改正だったか忘れてしまったんですけれども、児童虐待が起こっているのではなく、もっと手前で、可能性があるとかという時点からも通報をする義務がうたわれているようになったと思うので、その窓口としてわかりやすいように、行政としては発信していただければと思っております。

最後の質問に移っていくんですけれども、4 番目ですね、児童虐待の要因はいろいろ々々ですけれども、大きく分けて親の要因、子どもの要因、家族を取り巻く要因と言われていて、親の負担を一時的に取り除くであったり、子どもとの関係性を一

旦那を置くということも児童虐待を減らすための効果として効果があるんじゃないかといわれております。その中で、そういった親と子の関係を一時的にちょっと軽くするための支援事業として、子育て短期支援事業があると思います。

子育て短期支援事業とは、ちょっとだけ説明すると、大きくショートステイとトワイライトステイと分かれていて、ショートステイに関しては保護者の疾病、育児疲れや仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に預けられる機関としての事業になっております。一定期間、子どもを預かる事業です。夜間養護等のトワイライトステイは、平日夜間であったり休日不在に親になる場合に、子どもを保護し、生活指導や食事の提供までを行えるような支援事業となっております。

こういった支援事業が国のこども家庭庁のほうでも定められていて、実際、児童福祉法のほうでも第21条の8で、市町村はそういった支援施設を、必要に応じて着実にされるよう必要な措置の実施に努めなければならないと明記もされております。こちらは予算措置もあるんですけども、子ども子育て支援交付金の中で、こういった施設を立ち上げる際の開設準備経費、改修費等が400万円であったり、ショートステイ・トワイライトステイで預かる場合の年間延べ日数掛ける金額のあって、その総額を支援があるんですけども、こういった支援事業等に関して、本町においては子の必要性をどのように認識されているのか、まずはお伺いできればと思っております。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

母子をレスパイト、分離する方法として、本町によるショートステイやトワイライトステイの子育て短期支援事業と、児童相談所による一時保護、必要に応じての措置入所があります。

ショートステイにつきましては、疾病など様々な理由により、ある一定期間、養育が困難な保護者からの申請をもって契約している児童養護施設に、最大2週間宿泊させ、養育・保護する事業であり、トワイライトステイにつきましては、平日の夜間や日曜日などに、保護者が仕事などやむを得ない理由により不在となり、一時的に養育が困難な保護者からの申請をもって児童養護施設などに平日の夜間の宿泊及び休日の日中に預かり、養育・保護する事業でございます。

いずれも、育児疲れや精神疾患等により心身ともに疲弊した保護者の一時的な負担軽減として、また、親からの虐待等から一時的に子どもを守るためのものがございますので、必要な事業であると認識しております。

本町におきましては、トワイライトステイは行っておりませんが、ショートステイについては4事業所に業務委託をしており、令和4年度までに1家族が年二、三

回利用した実績がございます。以降、現在まで利用はございません。

ただ、今後も必要とする家族があると考えられますので、毎年契約している状況でございます。

○1番（藤田香澄議員） ショートステイに関しては、毎年契約されているということで、こちらの契約事業所は具体的にどちらにあるものになりますでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 本町と契約を結んでいる事業所の自治体ですが、鹿屋に2箇所、1箇所は乳児になります、それから曾於市に1箇所、始良市に1箇所の4事業所と委託契約を結んでいるところです。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 周辺地域ということで、保護者の方々が令和4年度までに1家族で1回の利用があったということなんですけれども、急であったり、ちょっと子どもとの距離を取りたいというときに、もう少し気軽に利用してもらえるにはどうしたらいいか、既存の既に契約されているところで、ただ、一方で実績としてはこれまでに1回ということだったので、その実績件数が余りない理由は何なのかというところをもう少し深掘って検証していただきたいなと思っています。

保護者の方々が、もちろんそこまで需要がないというところもあるのかもしれないんですけれども、一方で場所による使いづらさや、あとは、どうしても子どもと距離を置かなければいけないというところに理解をする、受け入れることにちょっと抵抗があられる親御さんもいらっしゃると思うんですけれども、それが別に全然悪いことではなくて、二人の関係性を、二人ないしお父さん、お母さんですね、親と子関係性において、今後の健全な関係性において必要なんですというところをもう少し理解してもらえるような周知をしていていただきたいなと思っています。

以上で、1つ目の質問は終了したいと思うんですけれども、もし、今の点で何か感じたことや、改めて必要性等の認識に関してお答えいただければと思っています。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問で、児童虐待や、その他の理由で親子間がなかなか一緒に暮らせないという状況の中でこういった施設で育てるという中で、大崎町においては1件しかなかった、1家族が年二、三回利用したという実績がありますが、そういう報告をさせていただいたところですが、実際はまだまだ深掘りしていくと、具体的に聞いていくとあるのかもしれないので、そういったことにつきましては、また担当課長等とも、あるいは職員とも十分認識しながら調査を詳細にやっていくことは努めて努力してまいりたいと思います。

○1番（藤田香澄議員） よろしくお願いたします。

国のほうでもこども家庭支援の拡充というところで、こういった子育て短期支援事業など必要に応じて市町村は措置を実施に努めなければならないとされているので、もし、仮に、今、大崎町で福祉サービスを提供されている事業者さんがそういったものに興味があるかどうかというところも含めて、町内の事業者さんのほうにも、実施していただけないかとか、その際の必要な情報を、もし、その事業者さんが実施される場合に町としてはどういった支援ができるのか、国からどういった支援があるかをわかりやすく御説明いただくようなことも、是非、実施していただければなと思っております。では、1つ目の質問は終わります。

2つ目に移らせていただきます。早期療育の重要性と支援体制についてなんですけれども、療育とは、障害のある子どもやその可能性がある子どもを対象に、個々の発達状況や障害特性に応じて困りごとの解決と将来の自立や社会参画を目指して支援を行うことと定義されています。その中でも、早期発見・早期療育があって、発達が気になる乳幼児からの早期段階での専門的支援のことを指しています。今回は早期療育について質問をしていければと思っています。

1つ目なんですけれども、まず、早期発見のために、本町においても1.5歳児と3歳児健診をされていて、発達スクリーニングをされていると思います。幼児健診発達スクリーニングの結果、要観察者となる子どもの割合と、ここ数年の状況を教えていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町における1歳6カ月児健診及び3歳児健診における情緒・行動上で要観察者となった子どもの割合は、直近3年間の状況で説明いたしますと、1歳6カ月児健診が令和3年度、受診者62名に対し34名の55%、令和4年度、受診者66名に対して41名の62%、令和5年度、受診者58名に対し24名の41%と、大枠40%から60%で推移しております。

3歳児健診につきましては、令和3年度、受診者84名に対し32名の38%、令和4年度、受診者73名に対して24名の33%、令和5年度、受診者58名に対し16名の28%と、大枠20%から40%で推移しているところでございます。

○1番（藤田香澄議員） 1歳半健診のときは要観察になる児童数が40%から60%ということで、よくいうと、しっかりとスクリーニングの基準を広くとって、しっかりと要観察ということで選んでいるんだと思います。

ただ、一方で、こんなにも要観察者の対象になる子がいるのかというところで、私としては結構びっくりしております。全国的な流れだとは思いますが、そのように思っています。

2つ目の質問になるんですけれども、要観察対象となった子どもに対して、どう

いった支援を行っているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 本町における要観察者となった子どもへの対応として、主に、次の3点がございます。

1点目といたしましては、つくしんぼ教室、いわゆる1歳6カ月児健診のフォロー教室として行う親子教室でございます。この教室では、小集団での親子遊びを通して、子どもの成長と同時に子どもの課題にも気づくことができるものでございます。療育機関スタッフによる保育プログラムにおいて、月に1回、保健センターにて実施しております。

2点目といたしましては、保育園や認定子ども園への巡回訪問による観察でございます。検診時において、保護者に同意を得た上で健診場面と集団保育の場面とのすりあわせを行いまして、必要に応じて保護者に対し結果をお伝えしております。

3点目といたしましては、育児相談や電話相談、子育て支援センター等での相談事業を通しての支援でございます。子どもや保護者の困りに応じて、訪問等も組み合わせながら臨機応変に対応しているところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 3つ、支援内容をいただきました。

まず、つくしんぼ教室なんですけれども、追加の質問で、先ほど月に1回、保健センターで開催ということなんですけど、こちらの参加人数はどのようになっていますでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 月々の数は、済みません、手元にはないんですが、ここ3年の年間の実人数としましては、令和3年度で21人、令和4年度が28人、令和5年度が30人となっております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 大体20から30名ぐらいが年間で参加されているということなんですけれども、なので月に換算すると月二、三人が来られる、年12回開催と考えると二、三人が来られているのかなと認識をしております。

先ほど1歳半健診と3歳とでスクリーニング対象者数を伺いましたけれども、そこで要観察となった子たちが、つくしんぼ教室にどの程度つながっているのかどうかに関してはどうお考えでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 済みません、先ほどの説明がちょっと不足していたかもしれないんですが、実人員でしたので、令和5年度でいきますと30名の方がつくしんぼ教室に参加ということですので、令和5年度1歳半の健診で要観察者が2

4名いた、それから3歳児が16名いたということですから、そのうち30名の方に参加していただいたとされているところです。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

要観察者に加えて、自然流入というか個人でつくしんぼ教室に直接来られる方もいるという意味でのつくしんぼ教室参加人数のほうが多かったのかなと思いました。

最後に、全体的な課題感を御質問させていただくので、一旦、巡回療育訪問事業に移らせていただきます。

本町では保育園巡回訪問事業を令和4年度から実施されているかと思います。こちらに関しては、幼稚園、保育園等を訪問されていると思うんですけども、こちらの具体的な支援内容と実施回数を教えていただければと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましても、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） まず、本町における巡回療育訪問事業の実施の回数ですが、町内にある保育所及び認定子ども園の7つの園において、月1回、1園ずつ巡回しておりますので、各園に1回から2回のペースで実施させていただいております。

具体的な支援の内容としましては、子どもたちが安心して集団生活が送れるように、特性に応じた支援方法や関わり方、環境整備などの合理的配慮について、療育機関の先生に御助言をいただきながら、園の先生方と一緒に検討し、子どもたちの困り感を軽くしていけるように努めているところです。

また、必要に応じて発達検査のできる専門の医療機関や、言語聴覚士や作業療法士などの専門職の支援が受けられる療育機関等の紹介も行っているところです。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 7つの園で月に1回ずつ、年に12回の回数で7つの園を回られているということで、1つの園に対しては2回来るところもあれば1回だけのところもあるというお話だったと思います。

具体的な支援を療育の先生が園に来られて観察をされてというところまでの流れを確認したいんですけども、私の認識でいきますと、まず、園側が保育園の児童の中で気になる子どもをピックアップをされて、その子の親御さんと相談をした上で気になる子どものリストを作成されていると認識しております。その中から、来月、療育の先生が巡回に来られるので、そのときに相談したい子を、あるリストの中から、場合によっては早急に対応が必要なほうを選んで療育の先生に、今回はこの子をお願いしますということでされていると認識しております。そちらの認識につ

いては、そういった認識でよろしいのかを、まず確認できればと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 大まか、そのような流れではございません。先ほど言ったように、健診等で親御さんの了解をいただきながら、訪問の際に保育士からの見立てであったり、専門職が訪問して、そのこの状況を見ながら、ほかの子との交わりとかいろんなものを含めながら、その子の状況を判断させていただいてアドバイス等をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 7つの園がございますけれども、大体月に1回回ってこれるときに、何名の子どもを園としては上げて、療育の先生に相談していらっしゃるのでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 済みません、それに関しましては、手元のほうに件数までは持ってきていないところではありますけれども、既にいつ行くということは、こちらから年間を通してお願いしておりますので、そこで必要な件数をお互いに確認しているというところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

月に1回か2回の訪問回数ということなんですけれども、気になる児童数に対しての、そのこの訪問の回数であったり、あるいは1回当たりの訪問時間に関しては、現時点で十分なのかどうかに関しては、何か町のほうで認識であったり課題として感じていらっしゃることはございませんでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 当日、御都合で参加をされない場合もございますので、ほかの手段としては家庭に直接訪問するとかいうことも踏まえながら、ほかにも育児相談の御案内をしておりますので、そういったところにも来ていただいて、親御さんの相談を受けながらということもしておりますので、いろんな方法で支援していきたいと思っているところです。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

もう1つの側面なんですけれども、巡回療育訪問事業に関して、具体的な内容は先ほどいただいたんですけれども、幼稚園教諭や保育園の先生方の理解であったり、知識がどの程度あるかというか、そこを理解してもらう機会が足りているのかどうかを確認できればと思っております。

それに当たってなんですけれども、本町で大崎町障害者計画を今年度策定されていて、その計画の大枠の中で第3期障害児福祉計画をつくられていると思うんですけれども、その計画策定に当たって取られたアンケートで、回答者が27名いらっ

しゃったと認識しているんですけれども、27名がどういった子かという、放課後等デイサービスを使用されていたり、あるいは、そういった何らかの療育の機会を受けられている子たちなんですけれども、そういった子が、実際に今、保育所や幼稚園、学校で望むことは何かという御質問に対して、一番多かったのが、74.1%の子が、子どもの能力や障害の状態に適した指導をしていただきたいということが一番多かったです。その次も、40%の子が個別指導の充実を図ってもらいたいということでした。なので、こういった行政で取られたアンケートの結果からも、個別指導が求められていたり、その時々に応じた適切な支援やアドバイスを常に求められている方が多いと思うんですけれども、そういった背景もある中で、巡回療育訪問事業が実際に子どもたちや親御さんのニーズをどこまで満たしているかと認識をしていらっしゃるでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 巡回相談でいろいろ御意見は聞いているところであるんですが、先ほども申したように、いろんな機会で支援ができるようにというのはしているところなんです、町内にもそういった事業所、1箇所あるところなんです、そういった資源が今の現状では不足している状態ですので、専門職の方も足りない状況なんです、なるべく1歳6カ月、場合によってはそれ未満からですが、早めに療育につながるような支援体制をつくっていくことで、個別な案件もより早く助けといいますか、いい方向にいけるように。発生の段階というのがなかなか統一しておりませんので、二次的な療育の必要性も出てくる場合もありますので、その段階に応じて、なるべく早く発見してつなげられるような支援の努力はしてまいりますけれども、なかなか個別の部分につきましては、今後の課題として今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 今おっしゃられた、療育資源がそもそも、この大崎町では不足しているというところは、私自身もいろんな方々から聞くことではあるので、1個目の質問であったように、事業者さんに、できればそういった機会を提供してもらえないか、情報共有であったりというものを積極的に進めていただければと思っております。

今、御回答をいただいた内容が比較的、4番の質問に近いと思っているんですけれども、改めて、早期療育の重要性と大崎町の現状の支援体制について、どのように認識されているか、町長からお答えいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、早期療育の重要性についての認識でございますが、早期療育は保護者が子どもの課題に気づき、発達や障害の理解を深めることで早期からの愛着形成を促す

ことや、仲間や支援者との関係づくりにおいて孤立を防ぎ、保護者が子育ての見通しを持つことができ、子育てへの自信へとつながるなど、多くの意義があるものと認識しております。

その中でも、予防という観点から申しますと、次の3点がございます。

まず、1点目が、地域のすべての子どもの育ちが保証される。2点目が、地域での虐待リスクを予防する。3点目が、集団に入ってから生じる二次的な問題を予防する。このような観点からも、早期療育への発達支援システムの構築に努めているところでございます。

町の現状の支援体制についてですが、町内外を含む療育機関の数が充実していく中で、健診フォロー教室から療育へ、または園への巡回訪問事業等から療育へという流れが整いつつあると思っております。

しかしながら、現在においても二次的な問題が生じてから療育につながるケースや、療育に通うための計画を作成する相談支援事業者が不足しているために、申請から支援スタートまでに最長4カ月を要することもあるなど、課題があることも認識しております。そのような課題については、引き続き、関係機関と連携しながら善処してまいりたいと思います。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 幾つか課題をいただいて、ありがとうございます。

私も事前に、ほかの事業者さんからも聞いていたりとかしていて、発達スクリーニングやつくしんぼ教室とか保育園で療育の必要性が感じられている子がいるけれども、結局、計画をつくるのに三、四カ月かかって、療育の支援を受けるのに少し時間が開いてしまって、それで早期の期を逃してしまうというようなことも実際に起こっているかと認識しておりますので、こちらに関しては、現状、療育計画策定の相談支援員ですかね、町外の方をお願いをされているかと思うんですけども、関係機関と是非、大崎町としてはこういった課題感があると積極的に御共有いただいて、可能であれば町内で活動されている事業者さんともそういった課題の共有を図っていただくことで、もしかしたら人的支援などの方向性も見えてくるのではないかなと、済みません、ざっくりとしてしまっているんですけども、感じておりますので、まずは、是非、町としてこういった課題があるというところの各方面への共有等を図っていただければと思っております。

改めて、1つ目と2つ目との質問にも被るんですけども、こういった療育機関などは国からも、是非、市町村単位や地域単位で積極的につくっていくことを支援していると思うので、そこに関して、是非、大崎町からいろんなところに協力依頼を出していくなどして、そういった療育資源の充実を大崎町でも目指して進めてい

っていただければなと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富重幸博議員） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

—————○—————

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、
本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後２時３８分

第 4 号

9 月 1 8 日 (水)

令和6年第3回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月18日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-----------|--|---------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名（5番，6番） | |
| 日程第 2 | 議案第29号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第4号） | （総務厚生常任委員長報告） |
| 日程第 3 | 議案第30号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） | （総務厚生常任委員長報告） |
| 日程第 4 | 議案第31号 令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号） | （文教経済常任委員長報告） |
| 日程第 5 | 議案第32号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号） | （文教経済常任委員長報告） |
| 日程第 6 | 議案第34号 大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について | （総務厚生常任委員長報告） |
| 日程第 7 | 議案第38号 大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第 8 | 報告第 2号 令和5年度大崎町健全化判断比率の報告について | |
| 日程第 9 | 報告第 3号 令和5年度大崎町資金不足比率の報告について | |
| (特) 日程第10 | 認定第 1号 令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について | |
| (総) 日程第11 | 認定第 2号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | |
| (総) 日程第12 | 認定第 3号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | |
| (総) 日程第13 | 認定第 4号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | |
| (文) 日程第14 | 認定第 5号 令和5年度大崎町水道事業会計決算認定について | |
| (文) 日程第15 | 認定第 6号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | |
| (文) 日程第16 | 議案第39号 令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分について | |
| 日程第17 | 選任第 1号 令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委 | |

員会委員の選任について

日程第18 議員派遣の件

日程第19 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 鷺東慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東靖弘	農林振興課長 上野明仁
副町長 千歳史郎	建設課長 時見和久
教育長 穂園正幸	農委事務局長 松元昭二
会計管理者 岡留和幸	水道課長 本松健一郎
総務課長 上橋孝幸	教委管理課長 相星永悟
企画政策課長 渡邊正一	社会教育課長 宮本修一
商工観光課長 鎌田洋一	税務課長 川越龍一
町民課長 谷迫利弘	
環境政策課長 竹本忠行	
保健福祉課長 岩元貴幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 久保健一朗
次長 松元幸紀
議事係長 上床就路
庶務係主査 隈本紀代美

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、5 番、児玉孝徳議員、6 番、稲留光晴議員君を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 議案第 29 号 令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（富重幸博議員） 日程第 2、議案第 29 号「令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第 29 号、令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 4 号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9 月 4 日の本会議において当委員会に付託されたもので、9 月 5 日に、全委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5 億 6,322 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 5,228 万円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款 2、項 1、目 10 企画費、節 18 負担金、補助及び交付金の空き家等リフォーム促進補助金 250 万円について、環境配慮型定住住宅取得補助金のように、子育て世帯が空き家等をリフォームした場合にも子育て世帯加算金などの補助を盛り込むことはできないかとの問いに対し、子育て政策や住宅取得政策については、併せて検討する余地はあると考える。今後の検討課題としたいとの答弁。

次に、款 2、項 1、目 10 企画費、節 18 負担金、補助及び交付金の空き家除却推進事業補助金 426 万 3,000 円について、空き家の解体・撤去及び処分に要した経費の一部を補助するという事で、公共下水道区域内であれば最大 50 万円、それ以外の区域は最大 25 万円補助するとのことであるが、補助額を町内一律にできないか、また、除却費用も高騰しているため、補助額の増額はできないか要望し

た。

次に、款４、項１、目３環境衛生費、節１２委託料のリサイクルごみステーション管理業務委託料３２０万５,０００円について、リサイクルごみステーションは３地区に設置予定で、それぞれの搬出日が、大崎地区が毎週日曜日と水曜日、野方地区が毎週日曜日と月曜日、菱田地区が月曜から土曜日までとなっているようだが、なぜ、菱田地域だけ日曜日を設定しなかったのかとの問いに対し、菱田地区のリサイクルごみステーションは、令和６年８月から臨時的に開始しており、搬出日を月曜から土曜までとしていたことから、住民の方々にその搬出日が浸透しているのではないかという認識から設定したが、菱田地区の搬出日については改めて協議するとの答弁。

さらに、委員から、委託先を大崎町シルバー人材センターとした理由はとの問いに対し、本町とシルバー人材センターとの間で雇用契約を交わしていることから、雇用を考えるのであれば、まずはシルバー人材センターであろうというのが第一の理由であるとの答弁。

次に、款４、項１、目３環境衛生費、節１８負担金、補助及び交付金の生ごみ処理機等購入補助金１５万５,０００円について、本体価格が４万円以上の場合、２万円を上限として補助しているとのことであるが、生ごみ処理機を製造・販売している国内メーカーは２社ほどしかなく、価格も１０万円近くするものもあるため、補助額の見直しはできないかとの問いに対し、生ごみ処理機を購入される方の多くは、高額である国内メーカーを希望されるため、今後、補助内容等の見直しについては検討していきたいとの答弁。

次に、款５、項１、目３営農推進費、節１２委託料の大崎町担い手育成農業研修事業委託料２３６万４,０００円の減について、今年度においては、研修事業の希望者がいなかったことによる補正減ということだが、募集の周知方法はとの問いに対し、町の広報紙やホームページへの掲載、あと、鹿児島県が主催する新規就農相談会等で広報活動を行っているとの答弁。

次に、款９、項２小学校費、目１学校管理費、節１２委託料の学校連絡システム環境構築業務委託料８５万８,０００円、及び款９、項３中学校費、目１学校管理費、節１２委託料の学校連絡システム環境構築業務委託料１４万３,０００円について、今回導入予定の学校連絡システムと、これまで使用していたシステムとの相違はとの問いに対し、これまで無料ソフトを使用していたが、何らかの不具合が発生しており、先日もメールが使えず、急遽、電話にて連絡するという事態が発生している。今回導入を予定しているものは、セキュリティを含め強固なシステムとなっており、便利な機能としては自動翻訳機能が備わっており、外国籍の保護者にも

対応している。そのほかにも、教育委員会から直接、保護者へ連絡することも可能となっており、これまで学校を経由していたものが解消され、利便性が向上されるものと期待しているとの答弁。

次に、款 9、項 3、目 1 学校管理費、節 1 4 工事請負費の大崎中学校 1・2 年校舎屋上防水改修工事 1,600 万円について、防水の保証期間は何年間かとの問いに対し、10 年間であるとの答弁。

さらに、委員から、先般、閉会中の総務厚生常任委員会における町内事務調査の報告において、総務厚生常任委員長も述べたが、契約書面上で、防水工事完了後、保証契約期間内においては、毎年、保守点検を実施する旨を記載し、契約を締結できないか、建設課の建築担当者に要望した。

次に、款 10、項 4、目 1 その他公共施設・公用施設災害復旧費、節 1 4 工事請負費の中央分団詰所災害復旧工事 750 万円について、本年 8 月 8 日の日向灘地震により被災した中央分団敷地の舗装部分とブロック塀の災害復旧工事とのことであるが、中央分団の敷地は、元々地盤が軟弱で土地も低く、津波被害も想定されるため、中央分団詰所を移転する考えはないかとの問いに対し、中央分団詰所は非常に重要な施設であると位置付けているため、今後、移設に向けて、関係機関、特に中央分団とも協議をしながら検討していきたいとの答弁でありました。

このほか、委員から、付託案件等を審査する際、委員長が各課長に対し、審査の冒頭で説明資料の提出の有無を確認しているが、やはり、委員としても、案件に対する詳細な情報や比較検討の内容、選定理由等を把握する必要があるため、資料の提出が必要であると思われる案件は、今後はしっかりと説明資料を提出していただきたいという意見が出されました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第 29 号、令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第 29 号「令和 6 年度大崎町一般会計補正予算（第 4 号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第29号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第30号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）

○議長（富重幸博議員） 日程第3、議案第30号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第30号、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月4日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月5日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,067万7,000円とするものであります。

補正内容については、本会議での説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告します。

まず、歳出の款3、項3、目2任意事業費、節19扶助費の後見人等謝礼助成48万円について、昨年度の実績はとの問いに対し、昨年度は2名の方に謝礼を助成したが、今年度は6名の方に対して謝礼が発生しており、このうち、3名分については当初見込んでいなかったため、補正予算で計上したとの答弁。

さらに、委員から、保健福祉課では認知症対策も行っているが、高齢者の方々が

少しでも長く健全な生活を送れるように、担当課としても御尽力いただきたいと要望しました。

その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第30号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第30号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第4 議案第31号 令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（富重幸博議員） 日程第4、議案第31号「令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました議案第31号、令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る 9 月 4 日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、9 月 5 日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収入の第 1 款水道事業収益を 2 4 万円増額し、予算総額を 2 億 1, 9 5 5 万 5, 0 0 0 円に、支出の第 1 款水道事業費用を 8 1 8 万円増額し、予算総額を 2 億 8, 2 2 2 万 8, 0 0 0 円に、また、資本的収入及び支出のうち、支出の第 1 款資本的支出を 7 5 0 万円減額し、予算総額を 1 億 6, 4 1 9 万 2, 0 0 0 円とするものです。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について御報告いたします。

質疑に入り、水道施設等における落雷対策はどのようなになっているかとの問いに対し、水道施設の落雷対策については、これまで避雷針を設置し行っているが、避雷針だけでは対策が不十分なことから、落雷頻度の高い施設に避雷器を順次設置し、対策を講じる計画であるとの答弁でありました。

また、水道技術管理者資格を取得した職員について、水道課内において一定数の資格保有者を確保し、人事異動等に左右されない健全な業務体制を構築されるよう要望いたしました。

さらに、委員から、資本的支出のうち、支出の款 1、項 1、目 1 建設改良事業費、節 5 委託料、大崎町基本計画策定業務委託料について、重要な事項については、委託名称の予算書備考欄への記載、また、本会議においても補足説明をされるよう要望いたしました。

以上で質疑を集結し、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第 3 1 号、令和 6 年度大崎町水道事業会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第 3 1 号「令和 6 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第31号「令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって議案第31号「令和6年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第32号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（富重幸博議員） 日程第5、議案第32号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました議案第32号、令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る9月4日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、9月5日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款下水道事業収益を6万円増額し、予算総額を2億4,835万円に、支出の第1款下水道事業費用を135万3,000円増額し、予算総額を2億2,430万1,000円にするものです。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第32号、令和6年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第 3 2 号「令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 3 2 号「令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 3 2 号「令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 3 4 号 大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定 について

○議長（富重幸博議員） 日程第 6、議案第 3 4 号「大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） 議案第 3 4 号、大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、9 月 4 日の本会議において当委員会に付託されたもので、9 月 5 日に、全委員出席のもと委員会を開催し、総務課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

条例の各条項の内容につきましては、本会議で説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

委員から、上位法では、職員派遣の期間は、原則最長３年間という規定があるが、今回提案された条例には、その期間について記載がないのはどうしてかとの問いに対し、今回提案した条例については必ず上位法の規定を守らなければならない、派遣期間は、上位法にのっとり３年を超えることができないため、特段うたっていないとの答弁。

さらに、委員から、上位法の法律改正等に伴い、本町の関係条例の整備についてはこれまでも度々行われてきたが、以前、総務厚生常任委員長の報告でも申し上げたとおり、条例の制定や改正を行う際は、単なる名称変更や他市町村に似せて作るのではなく、本町は本町に即した条例で制定すべきとの意見がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第３４号、大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第３４号「大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第３４号「大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第３４号「大崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第３８号 大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第７、議案第３８号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に

関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、児童扶養手当法施行例の一部改正に伴い、鹿児島県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要項が改正されることから、関連して、本町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、本年11月に施行されます児童扶養手当法施行令の一部改正に伴いまして、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要項の一部を改正する旨、通知がありましたことから、関連して本町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次にございます新旧対照表をお開きください。

まず、第2条第2項第6号でございますが、法律の名称変更に伴う改正でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の名称の「保護」の後に「等」を付け加えたものでございますが、この部分の国の法改正は既に行われておりましたが、今回の一部改正に伴いまして条文を精査し、今回お願いするものでございます。

次の第3条は、ひとり親家庭医療費助成に係る対象者に関する条文でございますが、2ページをお開きください、第3項は、助成対象者の所得要件に関する部分でございますが、上位法の改正に伴います項ずれによりまして改正するものでございます。上位法である児童扶養手当法施行令及び県の要項が今回改正され、本年11月1日から施行されますが、施行令改正の主な内容は、児童扶養手当の支給要件である所得制限限度額の引き上げでございます。受給資格者の所得の上限を引き上げることで、賃金の見直し等により所得が増えた場合でも児童扶養手当の対象となるよう配慮されたものでございます。ひとり親家庭医療費助成制度につきましては、対象となる父または母及び養育者、扶養親族等の所得制限を設けておりますが、この施行令をもとにしているところです。

改正後の施行令第2条の4第6項は、養育者の所得制限に関する部分であり、次の3ページをお願いいたしまして、第2号及び第3号にあります施行令第2条の4第7項は、扶養義務者等の所得制限に関する部分を指すものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

附則でございますが、この条例は、交付の日から施行し、令和6年11月1日以降の診療に係る医療費から適用するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 今回の条例の変更について、11月1日以降にどれぐらいの人数といたしましょうか、救われるということになりますか。

○町長（東 靖弘君） 御質問につきましては、担当課長のほうで答弁いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今回の改正によりまして、所得限度額の引き上げにつきましては、例えばなんです、扶養する児童数の数が1人の場合、全部支給の対象となる所得限度額が収入ベースで、これまで160万円だったところが190万円に、30万円上がることになります。一部支給となる場合でも、扶養する児童数が1人の場合で、これまでが365万円だったところが385万円に上がるということで、この分の所得が上がった方に対しましても対象となることになります。

ちなみに、現在ひとり親の実人数ですが、母子・父子合わせまして355人が対象となっております、令和5年実績では566万6,061円の助成を行っておりますが、このうち、今回の改正でどれだけの方が救えるかについては、手元には資料がないところです。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 先ほど、交付が11月1日ということだったと思うんですが、そうした場合に所得税の算定がまだ終わってない状況ですよね。大方の予算と言いましょうか、人数に対して増加傾向というのは大方予想が、5年度の所得等々を見極めるとどれぐらいの対象者が増加するのかということはおわかりになっていらっしゃるんじゃないかなと思いますが、いかがなんでしょうか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 誠に申し訳ございません。どれぐらいの影響するかというところまでは試算は現時点ではしていないところですが、本町の予算としましては、医療費に係った個人負担分ということで予算は組んでおりまして、昨年から今年度の現状では見込みよりも少ない状況でしたので、今回補正をする必要はないと判断したところです。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第38号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 報告第2号 令和5年度大崎町健全化判断比率の報告について

○議長（富重幸博議員） 日程第8、報告第2号「令和5年度大崎町健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度大崎町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ございません。

次の実質公債費比率でございますが、本町は7.1％となっております。これは、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均でございます。

次に、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、本町は0％となっております、該

当なしという結果が出ております。

監査委員の意見書によりますと、すべての比率が早期健全化基準を下回り、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第 9 報告第 3 号 令和 5 年度大崎町資金不足比率の報告について

○議長（富重幸博議員） 日程第 9、報告第 3 号「令和 5 年度大崎町資金不足比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足を生じておらず、資金不足比率は該当ございません。

監査委員の意見書によりますと、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第 10 認定第 1 号 令和 5 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 2 号 令和 5 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 3 号 令和 5 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 4 号 令和 5 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 5 号 令和 5 年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第 15 認定第 6 号 令和 5 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（富重幸博議員） 日程第 10、認定第 1 号「令和 5 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第 11、認定第 2 号「令和 5 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 12、認定第 3 号「令和 5 年度

大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第13、認定第4号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第14、認定第5号「令和5年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第15、認定第6号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

認定第1号、本案は令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第2号、本案は令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第3号、本案は令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第4号、本案は令和5年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第5号、本案は令和5年度大崎町水道事業会計決算認定についてでございます。認定第6号、本案は令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。それぞれ6つの案件につきまして、法に基づき決算を行い、監査委員の審査に付しましたので、監査委員の意見書を添付して、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれの主管課長から説明申し上げますので、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。まず、款1町税でございますが、収入済額14億4,796万5,106円は、前年度に対しまして1.8%の減となっております。不納欠損額607万6,373円は、時効完成等によるものでございます。収入未済額4,723万1,549円は、現年度分と滞納繰越分を含めた未済額でございます。

款11地方交付税でございますが、収入済額29億3,911万1,000円は、前年度に対して1.1%の増となっております。なお、内訳は、普通交付税が27億2,201万7,000円、特別交付税が2億1,709万4,000円となっております。

2ページをお願いいたします。款15国庫支出金でございますが、収入済額13億6,505万4,332円は、前年度に対して19.4%の減となっております。収入未済額2,626万3,887円は、住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、社会保障・税番号制度システム整備事業等に係る繰越明許費でござ

ざいます。款16県支出金でございますが、収入済額44億9,221万821円は、前年度に対しまして47%の増となっております。収入未済額7億5,728万8,085円は、農地工作条件改善事業、畜産クラスター事業及び農林水産施設災害復旧事業に係る繰越明許費でございます。款18寄附金の収入済額45億3,159万8,900円は、主にふるさと納税寄附金でございますが、前年度に対しまして6.4%の増となっております。款19繰入金でございますが、収入済額9億8,653万1,351円は、基金からの繰入金で、前年度に対して17.6%の増となっております。款21諸収入でございますが、収入済額は6,451万6,098円でございます。収入未済額は6,770万454円となっておりますが、主なものは、住宅新築資金等貸付金償還金や地域経済循環創造事業交付金返還金の未済額でございます。

歳入合計でございますが、収入済額136億6,688万7,593円。不納欠損額612万8,273円。収入未済額9億613万7,975円となっております。

これで歳入を終わりました、次に歳出の主なものについて御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。款2総務費の支出済額12億8,757万3,627円は、前年度に対しまして17.4%の減となっておりますが、施設整備事業基金積立金の減が主な要因でございます。款3民生費でございますが、支出済額20億2,653万266円は、前年度に対しまして12.5%の増でございます。主な要因は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業など、国の総合経済対策に係る事業実績によるものでございます。款4衛生費でございますが、支出済額13億551万2,295円は、前年度に対しまして1.2%の増となっております。款5農林水産業費の支出済額10億8,010万9,937円は、前年度に対しまして72.9%の増となっておりますが、主な要因は畜産クラスター事業や活動火山周辺地域防災営農対策事業の事業実績に伴うものでございます。款6商工費でございますが、支出済額47億9,065万7,862円は、前年度に対しまして5.3%の増となっておりますが、ふるさと納税促進事業の増が主な要因でございます。款7土木費の支出済額6億406万8,283円は、前年度に対しまして10.2%の増となっております。

4ページをお願いいたします。款9教育費でございます。支出済額8億3,354万6,554円は、前年度に対しまして34.8%の増となっておりますが、菱田小学校屋内運動場大規模改造工事や大崎小学校及び中学校の特別教室棟空調設備設置工事が増の主な要因となっております。款10災害復旧費でございますが、支出済額7,961万6,083円は、前年度に対して85.7%の減となっております。歳出合計でございます。支出済額132億1,588万6,798円、翌年度繰越額

は8億5,346万円でございますが、繰越事業の主なものは、畜産クラスター事業及び災害復旧事業でございます。なお、不用額は1億2,325万2,202円となっております。

5ページをお願いいたします。一般会計の総括でございますが、歳入合計額13億6,688万7,593円。歳出合計額132億1,588万6,798円。歳入歳出差引額4億5,100万795円となっておりますが、このうち基金繰入額が2億円ございますので、翌年度への繰越額は2億5,100万795円となっております。

以上で説明を終わります。

○保健福祉課長（岩元貴幸君）　続きまして、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

まず、款1国民健康保険税でございますが、収入済額2億5,856万4,691円は、前年度に対しまして7.4%の減となっております。不納欠損額は932万6,756円、収入未済額は5,553万728円でございます。款4県支出金の収入済額14億1,585万2,668円は、前年度に対しまして8.0%の増となっております。款6繰入金の収入済額1億6,824万6,819円は、前年度に対しまして20.5%の増となっております。款8諸収入の収入済額は670万1,529円でございます。主に、一般被保険者の延滞金及び第三者行為に伴う納付金でございます。歳入合計でございますが、収入済額18億6,515万3,625円、不納欠損額937万5,756円、収入未済額5,579万7,428円となっております。

これで歳入を終わります。次に歳出の主なものを御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。款2保険給付費の支出済額13億7,443万4,940円は対前年度に対しまして8.9%の増となっております。款3国民健康保険事業費納付金の支出済額4億3,478万1,781円は、前年度に対しまして0.3%の増となっております。款5保健事業費の支出済額2,557万9,240円は、前年度に対しまして8.8%の増となっております。款8諸支出金の支出済額は1,183万4,506円でございますが、これは主に、過年度保険給付費等の確定に伴う返還金でございます。歳出合計でございますが、支出済額は18億5,246万3,484円となっており、前年度に対しまして6.6%の増となっております。なお、不用額は2,186万3,516円となっております。

3ページは、総括でございますが、歳入合計額18億6,515万3,625円。歳出合計額18億5,246万3,484円。歳入歳出差引額1,269万141円

となっており、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

まず、款1後期高齢者医療保険料でございますが、収入済額1億2,503万9,080円は、前年度に対しまして1万900円の増と、わずかながら増加となっております。不納欠損額は11万3,020円、収入未済額は28万1,820円でございます。款3繰入金の収入済額8,463万6,450円は、前年度に対しまして2.0%の増となっております。款5諸収入の収入済額は48万9,042円でございます。これは主に、県後期高齢者医療広域連合からの還付金でございます。歳入合計でございますが、収入済額2億1,518万2,600円、不納欠損額11万3,720円、収入未済額28万5,320円となっております。

これで歳入を終わしまして、次に歳出の主なものを御説明いたしますので2ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額2億967万750円は、前年度に対しまして0.9%の増となっております。款2諸支出金の支出済額は43万4,200円でございますが、これは後期高齢者医療保険料の還付金でございます。歳出合計でございますが、支出済額2億1,010万4,950円となっており、前年度に対しまして1.1%の増となっております。なお、不用額は310万6,050円となっております。

3ページは総括でございますが、歳入合計額2億1,518万2,600円、歳出合計額2億1,010万4,950円。歳入歳出差引額は507万7,650円となっており、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

まず、款1保険料でございますが、収入済額3億2,145万7,040円は、前年度に対しまして0.6%の減となっております。不納欠損額は37万980円、収入未済額は163万180円でございます。款3国庫支出金の収入済額5億550万1,806円は、前年度に対しまして3.8%の増となっております。款4支払基金交付金の収入済額4億8,513万963円は、前年度に対しまして1.3%の増となっております。款5県支出金の収入済額2億8,676万6,760円は、前年度に対しまして3.1%の増となっております。款7繰入金の収入済額2億6,9

53万4,838円は、前年度に対しまして1.5%の増となっております。款9諸収入の収入済額は10万1,815円でございますが、主に介護保険料の延滞金などでございます。歳入合計でございますが、収入済額19億8,854万2,935円、不納欠損額37万4,780円、収入未済額189万5,914円となっております。

これで歳入を終わりました、次に歳出の主なものを御説明いたしますので2ページをお願いいたします。款2保険給付費の支出済額17億6,507万7,818円は、前年度に対しまして0.9%の増となっております。款3地域支援事業費の支出済額4,324万2,504円は、前年度に対しまして2.7%の減となっております。款7諸支出金の支出済額は962万7,187円でございますが、これは主に過年度介護給付費等の実績に伴う返還金でございます。歳出合計でございますが、支出済額は18億1,838万5,632円となっており、前年度に対しまして0.3%の減となっております。なお、不用額は1億5,844万368円となっております。

3ページは総括でございますが、収入合計額19億8,854万2,935円。歳出合計額18億1,838万5,623円。歳入歳出差引額1億7,015万7,303円となっており、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、認定第5号令和5年度大崎町水道事業会計の決算説明について御説明いたします。

決算書の1ページをお願いいたします。大崎町水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございますが、消費税込みで決算額と予算額との比較を申し上げます。第1款水道事業収益の全体が決算額2億2,056万6,178円で、予算額と比べまして873万3,178円の増となりました。対前年比では6.70%の減でございます。この内訳は、第1項営業収益の決算額2億598万5,340円で、予算額と比べまして517万5,340円の増でございます。対前年比で0.63%の減となりまして、これは、水道料金と手数料が主なものでございます。次に、第2項です。営業外収益が決算額1,447万7,218円で、予算額と比べまして345万7,218円の減となりまして、主なものとしたしましては、雑収益で、落雷被害の損害保険金及び、預金利息と簡易水道企業債償還利息等の補助金、そのほかには、過去に補助事業によりまして取得した財産で、当年度において収益化した長期前受金払戻入りがこれに当たります。続きまして、第3項です。特別利益が決算額10万3,620円で、予算額と比べまして10万620円の増でございます。過年度損益修正益と貸倒引当金及び賞与引当金として計上

いたしました経費の残額の収益で計上したものの等が、これに当たります。

2ページをお願いいたします。支出でございます。決算額と不用額を申し上げます。第1款水道事業費用は決算額1億7,896万8,234円で、不用額は1,976万9,766円となっております。対前年比10.35%の減でございます。この内訳は、第1項営業費用が決算額1億7,377万857円で、不用額は1,673万143円であります。水源地や配水施設の維持管理に必要な修繕費、人件費が主なものでございます。第2項営業外費用が決算額519万7,377円で、不用額は63万9,623円でございます。これは、企業債の償還利息が主なものでございます。第3項です、特別損益と第4項予備費につきましては執行がございませんので、予算がそのまま不用額となりました。

詳細につきましては、25ページ以降に水道事業収益費用明細書を添付してございますが、これにつきましては消費税抜きの金額ですので、御注意をして御参照いただければと思います。

3ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入は、決算額309万65円で、予算額に比べまして1万9,935円の減となりました。対前年比6.89%の増でございます。この内訳は、第1項負担金が、決算額138万1,000円で、予算額と比べまして1万9,000円の減でございます。第2項補助金は、決算額170万9,065円で、935円の減でございます。これは、簡易水道補助事業倉元水源地の起債償還に当たる元金分の一般会計からの補助金でございます。

4ページをお願いいたします。支出でございます。決算額と不用額を申し上げます。第1款資本的支出は、決算額1億114万626円で、不用額は732万9,374円でございます。対前年比15.88%の増でございます。この内訳は、第1項建設改良費が決算額9,808万2,495円で、不用額532万8,505円でございます。第2項企業債償還金が決算額305万8,131円で、不用額は869円です。第3項予備費は執行がございませんので、そのまま不用額となりました。

表の下に補填財源の説明がしてございます。資本的収入、収入額が資本的支出額に対しまして9,805万561円が不足となりましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額823万4,547円、当年度分損益勘定留保資金6,538万652円、減債積立金305万8,131円、建設改良積立金₂,137万7,231円で補填をしている関係で調整をしております。

5ページ以降には損益計算書を付けております。9ページ以降には、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業

債明細書を添付してございますが、事業報告書の建設改良工事の概要以外は、いずれも消費税抜きの金額でございますので、御注意していただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。決算書1ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款、項で説明をさせていただきます。款1分担金及び負担金、収入済額210万円でございます。これにつきましては、実績は15件の接続件数でございました。1件につきましては、事前に負担金の徴収が終わっている方が1件おまして、実績は新築家屋14件分の210万円ということで御理解をいただきたいと思います。不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロでございます。款2使用料及び手数料の、主に項1下水道使用料ですが、収入済額4,843万1,310円、不納欠損額6万1,780円、収入未済額1,033万9,140円となりました。収入済額が対前年比10.61%の増となっております。なお、既存の公共下水道の特別会計につきましては、3月末日で打ち切り決算であることや、公益企業会計が発生主義で貸借対照表、損益計算書などの財務諸表が基本となるため、収入未済額1,033万9,140円の中には、令和6年1月分と2月分の下水道使用料に当たる4月分調定分843万1,130円を含んでいるため、例年より収入未済額が大きくなっているところでございます。また、この収入額につきましては、令和6年度複式簿記の新特別会計で受入を今、順次しているところでございます。款3国庫支出金、項1国庫補助金、これにつきましては、令和5年度から国の補助事業であります防災安全交付金を実施いたしまして、収入済額1,550万円でございます。款4繰入金の項1他会計繰入金ですが、収入済額1億6,415万7,000円で、対前年比21.10%の増でございます。款5繰越金の項1繰越金ですが、収入済額714万1,458円、対前年比8.06%の増でございます。款6諸収入の項1預金利子ですが、収入済額554円でございます。款7町債、項1町債ですが、収入済額1,400万円、対前年比20.45%の減でございます。合計で収入済額2億5,138万6,822円。不納欠損額6万3,280円。収入未済額1,039万2,340円となっております。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、支出済額9,370万738円、不用額286万4,262円でございます。款2公債費、支出済額1億3,198万1,259円、不用額16万7,741円でございます。款3予備費、当初で100万円を計上しておりましたが、支出はございませんので、そのまま不用額となっております。歳出合計でございます。支出済額2億2,568万1,997円、不用額403万2,403円となって

おります。

3ページをお願いいたします、歳入合計額2億5,138万6,822円、歳出合計額2億2,658万1,997円、歳入歳出差引額2,570万4,825円となります。

8ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、さきほどの歳入歳出差引額2,570万4,825円についてでございますが、公共下水道事業が地方公営企業法に適用されたことに伴いまして、同法の規定による複式簿記の新しい特別会計へ全額を引き継いだこととなるところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。まず、認定第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

全般を通して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号、認定第3号及び認定第4号は、会議

規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、認定第5号及び認定第6号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、認定第1号の審査方法についてお諮りします。本案は、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。決算審査に際し証書類は認定の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査することに決定いたしました。

—————○—————

日程第16 議案第39号 令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（富重幸博議員） 日程第16、議案第39号「令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度大崎町水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。地方公営企業会計制度の新会計基準移行による未処分利益変動額9億3,470万6,633円を除く当年度未処分利益剰余金2,281万2,817円のうち、2,000万円を建設改良積立金へ、281万2,817円を翌年度へ繰越すものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました議案第39号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

—————○—————

日程第17 選任第1号 令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（富重幸博議員） 日程第17、選任第1号「令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、鷲東慎一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、9番、吉原信雄議員、10番、中山美幸議員、11番、中倉広文議員、以上10名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を、令和5年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会

において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時24分

再開 午前11時28分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に11番、中倉広文議員、副委員長に7番、神崎文男議員が選任されました。

-----○-----

日程第18 議員派遣の件

○議長（富重幸博議員） 日程第18「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたします。

-----○-----

日程第19 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（富重幸博議員） 日程第19「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和6年第3回大崎町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前11時36分